

令和7年3月4日開会

令和7年3月24日閉会

令和7年三宅町議会 第1回定例会会議録

三宅町議会

令和7年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月4日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	7
町長挨拶	7
開会の宣告	8
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	9
選任第1号の上程、採決	9
議案第1号～議案第33号、承認第1号の上程、説明	10
報告第1号の上程、説明	28
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	29
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
選挙第1号について	37
発委第1号～発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
請願第1号の上程、説明	41
散会の宣告	42
第 2 号 (3月6日)	
出席議員	43
欠席議員	43

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	43
職務のため会議に出席した者の役職氏名	43
議事日程	44
開議の宣告	45
議事日程の報告	45
議案第1号～議案第5号の予算審査特別委員会付託について	45
議案第6号～承認第1号の各常任委員会付託について	45
請願第1号に対する福祉文教常任委員会付託について	46
一般質問	46
梅本睦男君	46
川鱒実希子君	58
森内哲也君	67
瀬角清司君	82
池田年夫君	88
渡辺哲久君	91
松本健君	100
散会の宣告	112

第 3 号 (3月24日)

出席議員	113
欠席議員	113
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	113
職務のため会議に出席した者の役職氏名	113
議事日程	114
開議の宣告	115
議事日程の報告	115
特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	115
議案第1号の組替え動議の説明、質疑、討論、採決	133
追加議案の上程	135
議案第1号の撤回についての上程、説明、採決	135

追加議案の上程	137
議案第34号の上程、説明、質疑、討論	137
議案第34号の修正動議の説明、質疑、討論、採決	140
一般会計予算以外の予算案件の採決	143
閉会中の継続審査について	149
町長挨拶	150
閉会の宣告	151
署名議員	153

三宅町告示第6号

令和7年3月三宅町議会第1回定例会を
次のとおり招集する

令和7年2月13日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和7年 3月 4日 火曜日
午 前 10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和7年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

令和7年 3月 4日火曜日

21日間

令和7年 3月24日月曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	3月4日 火曜日	午前10時00分	定例会開明会 (議案説明)
第2日目	3月5日 水曜日		休会
第3日目	3月6日 木曜日	午前9時30分	定例会再開 (一般質問)
第4日目	3月7日 金曜日		休会
第5日目	3月8日 土曜日		休会
第6日目	3月9日 日曜日		休会
第7日目	3月10日 月曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会
第8日目	3月11日 火曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会
第9日目	3月12日 水曜日		休会
第10日目	3月13日 木曜日	午前9時30分	総務建設常任委員会
第11日目	3月14日 金曜日		休会
第12日目	3月15日 土曜日		休会
第13日目	3月16日 日曜日		休会
第14日目	3月17日 月曜日	午前9時30分	福祉文教常任委員会
第15日目	3月18日 火曜日		休会
第16日目	3月19日 水曜日		休会
第17日目	3月20日 木曜日		休会
第18日目	3月21日 金曜日		休会
第19日目	3月22日 土曜日		休会
第20日目	3月23日 日曜日		休会
第21日目	3月24日 月曜日	午前10時00分	定例会再々開

令和7年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和7年3月4日火曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅本睦男	久保憲史	川鱸実希子
瀬角清司	松本健	渡辺哲久
森内哲也	辰巳光則	池田年夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	教育長	大泉志保
みやげイノベーション推進部長	竹谷公秀	総務部長	森本典秀
住民福祉部長	宮内秀樹	健康子ども局長	植村恵美
まちづくり推進部長	岡橋正識	会計管理者	田中修三
教育委員会事務局長	出口正	監査委員	堀内庄左エ門

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 堀川佳則

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員 梅 本 睦 男 2 番 議 員 久 保 憲 史

令和7年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和7年 3月 4日 火曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 会計監査報告
- 日程第4 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算について
- 日程第6 議案第2号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第3号 令和7年度三宅町介護保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第4号 令和7年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第9 議案第5号 令和7年度三宅町下水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第6号 令和6年度三宅町一般会計第10回補正予算について
- 日程第11 議案第7号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算について
- 日程第12 議案第8号 令和6年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算について
- 日程第13 議案第9号 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第19 議案第15号 三宅町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 三宅町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 三宅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第30号 三宅町青少年健全育成協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第35 議案第31号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第36 議案第32号 工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（5期）請負契約の変更の締結について
- 日程第37 議案第33号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事

務委託に関する規約の変更について

- 日程第38 承認第1号 令和6年度三宅町一般会計第9回補正予算の専決処分の承認について
- 日程第39 報告第1号 令和6年度三宅町一般会計第8回補正予算の専決処分の報告について
- 日程第40 同意第1号 三宅町公平委員会委員の選任について
- 日程第41 同意第2号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第42 選挙第1号 三宅町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第43 発委第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 発委第2号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 発委第3号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第46 請願第1号 令和7年度地域人権学習事業の継続に関する請願について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 定刻より少し早いですが、始めたいと思います。

本日、令和7年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和7年度三宅町一般会計予算についてをはじめとする選任1件、議案33件、承認1件、報告1件、同意2件、選挙1件、発委3件、請願1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、マナーモードに設定するか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和7年3月三宅町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のため、ご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、令和7年度予算の政府案は、骨太2024等で示されている予算編成の考え方に沿って、経済・物価動向に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続する中、重要な政策に重点を置くとされています。

そのような中、本町では、予算編成方針にのっとり、深刻化する超少子高齢化と人口減少に対応し、10年後を見据えた新たな町づくりに対応するため、持続可能で豊かな地域社会の実現に向けた令和7年度の当初予算案を作成いたしました。

特に歳入予算においては、財源確保を徹底したことで、当初予算においては、3年ぶりに財政調整基金を取り崩すことのない収支均衡を達成した予算案を作成することができました。

これも、三宅町の目指すべき将来像である「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）

タウン」の実現に向け、全職員が一丸となって最大限の努力を傾注し、創意工夫した結果であると思っております。

では、本定例会に提出をしております案件は、令和7年度一般会計当初予算をはじめとする当初予算案5件、令和6年度一般会計第10回補正予算をはじめとする補正予算案3件、条例の一部改正等21件、条例の廃止1件、計画の変更1件、請負契約の変更1件、規約の変更1件、補正予算の専決処分の承認の報告1件、同意案件2件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和7年3月三宅町議会第1回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を行います。

(午前10時02分)

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、三宅町議会会議規則第120条の規定により、1番議員、梅本睦男君、2番議員、久保憲史君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月4日より3月24日までの21日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日3月4日より3月24日までの21日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辰巳光則君） 日程第3、諸般の報告を行います。

堀内庄左エ門代表監査委員より会計監査を求めます。

○監査委員（堀内庄左エ門君） おはようございます。

それでは、監査委員報告をいたします。

去る2月19日、久保監査委員と共に令和6年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

監査委員報告。

令和6年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係職員の説明を受け、厳正なる監査を行いました。

その結果、地方自治法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和7年3月4日、三宅町代表監査委員 堀内庄左エ門。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

これで諸般の報告を終わります。

◎選任第1号の上程、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第4、選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

予算審査のため、三宅町予算審査特別委員会を三宅町議会委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、8名の委員とオブザーバーである議長をもって構成する三宅町予算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました三宅町予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、三宅町議会委員会条例第8条の規定はありますが、議長において指名をしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名をさせていただくことといたします。

それでは、三宅町予算審査特別委員会の委員長に久保憲史君、副委員長に瀬角清司君を指名いたします。

◎議案第1号～議案第33号、承認第1号の上程、説明

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算についてより日程第41、同意第2号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算についてより日程第38、承認第1号 令和6年度三宅町一般会計第9回補正予算の専決処分の承認報告についてまでの議案33件、承認1件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和7年3月三宅町議会第1回定例会に提出をいたしました当初予算案をはじめとする多数の重要案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするところでございますが、初めに予算編成の基本姿勢を、その後、各提案議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、予算に係る国・県の動向等について触れさせていただきます。

令和7年度政府予算案の一般会計の総額は、過去最大の115兆5,415億円となり、前年度比約2.6%の増加となっております。

特に、こども未来戦略に基づく子ども・子育て支援の本格実施とともに、投資立国の実現に向けたGX投資推進やAI・半導体産業基盤強化などに取り組むこととされています。

また、奈良県では、県民や事業者の安心と暮らしと責任、子供・若者の未来への責任、豊かで活力ある奈良県を創る責任を果たすための施策を重点的に推進するとされています。

そのような中、本町における財政力指数は、令和3年度から令和5年度までの3年間の平均が0.26%と、依然財政力が低い数値を推移している状態ですが、経常収支比率や実質公債費比率から見る財政状況は、おおむね健全な状態にあると言えます。

しかしながら、町税を中心とした歳入予算については、短期間での増収は見込めず、一方で歳出予算については、高齢化の進行により社会保障経費が増加していくこと等を踏まえ、限られた財源の中でより大きな効果を発揮する必要がございます。

こうした状況を踏まえ、令和7年度の予算編成に当っては、「オペレーション期」をキーワードに、「誰もが自分らしく幸せに暮らせるまち」を目指し、「まちの共創者」としての町づくりを目指します。

予算編成におきましては、全職員が一つのチームとなって「変わる&変える」予算を目指すために、町民の方々に寄り添った施策の実施、未来への積極的な投資、分相応なスモールデザインの創出の3つを柱とし編成を行うこととし、アンコンシャス・バイアス、つまり固定概念や偏見を払拭した事業の見直しを行いました。

また、第2期総合戦略期間のうち、令和7年度は、最終段階となるオペレーション期として位置づけており、新たに部局単位での枠予算方式を導入の上、昨今の情勢や課題に応じて既存事業の見直しや廃止を検討し、各部局の裁量において、今ある事業の要否を判断することといたしました。

また、AARサイクルを積極的に取り入れ、事業の方針や工程、予算管理の徹底を根幹に既存事業を見直すとともに、国・県の動向に注視し、突発的事項にも対応できるよう準備を進めてまいります。

特に、国費や企業版ふるさと納税など、外部資金の活用と過疎対策事業債の活用を含めた歳入の確保やDXの観点から積極的に業務改善を進め、効果性・効率性を追求することで、限られた財源の中でも持続可能な財政運営を目指すために、財政健全化をさらに推進してま

います。

なお、例年のこととなりますが、予算執行においても、会計規則等のコンプライアンスを全職員が厳守するよう徹底してまいります。

それでは、新年度の予算の全体像について、部局別の主な事業をご説明いたします。

初めに、みやけイノベーション推進部では、農業者への支援を拡充し、環境に優しい持続可能な農業を推進するための三宅次世代型農業推進事業、価格高騰に対応したタクシー補助額の上限見直し、関係人口・交流人口の創出の拠点となるM i i M oにおいては、町内外の人々がつながるイベントの開催や住民の方の活動支援の強化等を通じ、にぎわいと活気のあるまちづくりに取り組みます。

次に、総務部では、つながり総合センターの解体、県との共同による防災行政通信ネットワークの再整備や総合ハザードマップの更新、自治会の活動支援の拡大のため、魅力あるまちづくり交付金の増額を図ります。

次に、住民福祉部では、令和7年度より新たに、高齢者の補聴器の購入に係る支援や成年後見制度の申請費用に係る支援を開始いたします。また、地域住民の皆様の健康と医療を支えるため、健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各事業に係る運営費用について、一部負担を引き続き継続いたします。

次に、健康子ども局では、子供たちの創造力や表現力を育てるため、大学と連携し、アート教室やイベントを開催いたします。また、新たにNPO法人と連携し、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。ほかに、保育環境向上のため、保育教諭の研修体制の充実に引き続き努めてまいります。

次に、まちづくり推進部では、今後の土地利用の変化に対応し、コンパクトで持続可能な町づくりを目指し、新たに都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画を作成いたします。また、農業水路等の改修や道路・橋梁等の補修等インフラ整備について、引き続き計画的に進めてまいります。

最後に、教育委員会事務局では、第3期教育大綱の方針に沿って、三宅小学校の建て替えに向けた未来の学校プロジェクトを新たにスタートさせるほか、コミュニティスクールの導入や幼稚園と小学校の連携強化と学びの連続性の仕組みづくりの研究のため、海外視察を実施いたします。

続きまして、今定例会に上程いたしました各議案のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算についてご説明いたします。

歳出よりご説明いたしますので、50、51ページをご覧ください。

まず、人件費につきましては、例年どおり各科目において計上しており、総額で、前年度比706万円減の9億9,662万8,000円を計上いたしました。

では、初めに、第1款議会費につきましては、議会運営及び議会活動に係る経費として、6,369万7,000円を計上したものでございます。

次に、52、53ページをご覧ください。

一般管理費では、総務、人事給与、財政事務に係る経費として、昨年度と比べ、委託料及び負担金等の減額により7,352万8,000円減の2億2,775万2,000円を、続いて、54、55ページをご覧ください。

文書広報費では、広報誌及び例規集に係る経費として、昨年度と比べ、委託料及び負担金等の減少により122万5,000円減の1,101万7,000円を、財産管理費では、施設管理及び公用車管理に係る経費として、旧つながり総合センター解体に伴う増額などにより9,542万3,000円増の1億5,800万4,000円を、56、57ページ下段からご覧ください。

企画費では、電算事務及びDX推進に係る経費として、昨年度と比べ、電算事務委託料などに伴う経費の増額により8,310万7,000円増の2億2,221万1,000円を、60、61ページをご覧ください。

公平委員会費では、昨年度と同額の3万円、諸費では、地域コミュニティや防犯・交通安全啓発に係る経費として1,329万3,000円、交流まちづくりセンター費では、交流まちづくりセンターの運営に要する経費として5,534万2,000円を、62、63ページ下段をご覧ください。

財政調整基金費では、運用による利子収入の増加により519万4,000円増の743万8,000円と、ふるさと納税基金費では、積立金の減額等により1,906万1,000円減の2,978万4,000円を、64、65ページをご覧ください。

税務総務費では、税務事務に係る経費として6,996万円を、続いて、66、67ページをご覧ください。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍・住民基本台帳事務に係る経費として、昨年度と比べ、電算委託料の増加などにより2,384万8,000円増の5,152万3,000円を、68、69ページ中段をご覧ください。

選挙管理委員会費では、前年度と比べ166万6,000円減の565万6,000円と、参議院議員選挙費では、選挙の執行経費として896万5,000円を、70、71ページをご覧ください。

統計調査費では、国勢調査実施に伴う経費などとして502万2,000円を、72、73ページをご

覧ください。

監査委員費では39万7,000円を計上しており、第2款総務費全体において、前年度比1億2,360万2,000円増の8億6,639万4,000円を計上したものでございます。

次に、同ページ中段をご覧ください。

社会福祉総務費では、様々な社会福祉事業に係る経費として、昨年度に比べ、人件費及び扶助費の増額等により336万2,000円増の5億8,155万6,000円を、74、75ページをご覧ください。

老人福祉費では、老人福祉事業に係る経費として、昨年度に比べ、介護保険等事業費の増額等により3,447万7,000円増の2億1,296万9,000円を、78、79ページをご覧ください。

消費生活総務費では、消費生活相談等に係る経費として、昨年度と同額の35万1,000円と、国民年金費では、国民年金事務経費として374万9,000円を、解放会館費では、人権センターの運営に係る経費として602万1,000円を、80、81ページをご覧ください。

後期高齢者医療費では、昨年度と比べ、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額等により798万1,000円増の1億4,915万7,000円と、児童福祉総務費では、児童福祉事業に係る経費として、昨年度と比べ、児童・児童扶養・特別児童扶養手当給付事業の増額等により2,310万1,000円増の2億473万8,000円を、次に、82、83ページをご覧ください。

母子福祉費では、母子福祉事業に係る経費として646万9,000円を、幼稚園費では、幼稚園の運営に係る経費として、前年度と比べ、人件費及び物価高騰による給食委託経費の増額等により1,328万3,000円増の3億762万2,000円を、86、87ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業費では、前年度と比べ、業務委託料の増額等により1,029万2,000円増の4,577万円を計上しており、第3款民生費全体においては、前年度比9,096万2,000円増の15億1,840万2,000円を計上したものでございます。

次に、保健衛生総務費では、昨年度と比べ、諸事業の委託料の増額等により4万円増の1億5,440万3,000円を、88、89ページをご覧ください。

みやけウエルネス2025では、様々なプロジェクト事業を立ち上げる経費として新たに174万2,000円を、90、91ページをご覧ください。

環境衛生費では、環境衛生事業に係る経費として29万4,000円を、清掃総務費では、ごみ収集事業に係る経費として、昨年度と比べ、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金の減額等により4億5,059万4,000円減の1億3,173万7,000円を、92、93ページをご覧ください。

上水道費では、昨年度と比べ、磯城郡水道企業団の解散に伴う人件費の増額により716万円増の2,036万円を計上しており、第4款衛生費全体において、前年度比4億4,162万1,000円減の3億853万6,000円を計上したものでございます。

次に、94、95ページをご覧ください。

農業委員会費では、農業委員会の運営に係る経費として1,416万5,000円と、農業総務費では1,734万8,000円を、96、97ページをご覧ください。

農業振興費では940万8,000円と、農地費では、農政事業に係る経費などとして、昨年度と比べ、石見井堰改修工事費の増額等により5,093万7,000円増の9,679万2,000円を、98、99ページをご覧ください。

林業振興費では74万円を計上しており、第6款農林水産業費全体では、前年度比6,063万8,000円増の1億3,845万3,000円を計上したものでございます。

次に、第7款商工費では、商工・産業・観光事業などに係る経費として、800万9,000円を計上したものでございます。

100、101ページをご覧ください。

土木総務費では、土木事業などに要する経費として、昨年度と比べ、電算事務委託料の減額等により471万7,000円減の9,326万9,000円を、102、103ページをご覧ください。

道路維持費では、道路及び河川等に係る経費として、昨年度と比べ、維持補修工事請負費の減額等により1,349万6,000円減の3,347万7,000円を、104、105ページをご覧ください。

道路新設費では、三宅1号線道路整備事業等の事業経費として、昨年度と比べ、事業関係委託料の増額等により2,599万2,000円増の2億4,539万9,000円を、106、107ページをご覧ください。

都市計画総務費では、都市計画事業に係る経費として、昨年度と比べ、耐震改修促進計画改定事業、都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務に係る委託料の増額等により1,373万1,000円増の1,466万8,000円を、また、公園費では、公園などの維持管理経費として369万2,000円を、下水道費では、昨年度と比べ、下水道事業会計繰出金の減額により3,468万6,000円減の1億4,969万2,000円と、企業立地促進費では、企業誘致に係る経費として374万6,000円減の313万4,000円を、108、109ページをご覧ください。

大和平野中央プロジェクト費では、昨年度と比べ、三宅5線道路改良工事の減額等により3,947万3,000円減の7,360万1,000円を、住宅管理費では、町営住宅の管理に係る経費など、昨年度と比べ、委託料の増額等により222万8,000円増の2,174万1,000円を計上しており、第

8 款土木費全体においては、前年度比5,478万4,000円減の6億3,867万3,000円を計上したものでございます。

次に、110、111ページをご覧ください。

消防総務費では、昨年度と比べ、奈良県広域消防組合消防負担金の増額等により2,028万4,000円増の1億7,371万9,000円を、続いて、112、113ページをご覧ください。

水防費では、昨年度と比べ30万円減の110万2,000円を、非常備消防費では、昨年度と比べ、消防団活動服購入費の減額等により202万5,000円減の947万円を、続いて、114、115ページをご覧ください。

消防施設費では、昨年度と比べ、消防施設の負担金に係る経費等の減額により209万2,000円減の20万1,000円を計上しており、第9款消防費全体において、前年度比1,586万7,000円増の1億8,449万2,000円を計上したものでございます。

次に、教育委員会費では、教育委員会運営に係る経費として、昨年度と比べ、職員旅費の増額等により25万円増の132万7,000円と、事務局費では、昨年と比べ、人件費及び三宅小学校建替基本構想策定支援業務委託費等の増額により1,581万8,000円増の6,266万4,000円を、118、119ページをご覧ください。

学校管理費では、小学校の管理運営経費として、昨年度と比べ、備品購入費及び委託料の増額等により2,549万1,000円増の1億2,147万7,000円を、120、121ページをご覧ください。

教育振興費では、前年度と比べ106万8,000円減の621万9,000円と、学校給食費では、小学校の学校給食に係る経費として3,280万1,000円を、112、113ページ中段をご覧ください。

中学校費では、昨年度と比べ、式下中学校組合負担金の増額により2,300万円増の8,316万1,000円と、幼稚園費では、幼稚園の運営に係る経費として105万8,000円を、124、125ページをご覧ください。

社会教育総務費では、社会教育事業に係る経費として4,257万3,000円を、126、127ページをご覧ください。

社会教育施設費では、社会教育施設の管理費用として、昨年度と比べ、需用費の減額等により271万3,000円減の1,410万6,000円と、文化財保護費では、前年度と比べ222万円増の590万円を、128、129ページをご覧ください。

保健体育総務費では、社会体育事業に係る経費として212万8,000円減の144万2,000円と、体育施設費では、体育施設の運営管理に係る経費として57万2,000円減の1,204万6,000円を計上しており、第10款教育費全体において、前年度比6,844万5,000円増の3億8,477万4,000

円を計上したものでございます。

次に、130、131ページをご覧ください。

第12款公債費では、町債に係る償還元金及び利子として、3億9,105万3,000円を計上したものでございます。

最後に、同ページ下段をご覧ください。

第14款予備費につきましては、前年度と比べ370万1,000円減の2,751万7,000円を計上したものでございます。

次に、歳入のご説明をいたします。

16、17ページまでお戻りください。

第1款町民税については、町税の減収を見込み、前年度比194万9,000円減の2億8,322万6,000円を、固定資産税については、固定資産税の増収を見込み、395万5,000円増の2億4,451万6,000円を、軽自動車税については、増収を見込み、48万6,000円増の2,279万3,000円を、町たばこ税については、増収を見込み、148万7,000円増の4,002万5,000円と推計し、第1款町税全体では、前年度比397万9,000円増の5億9,056万円を計上いたしました。

続いて、18、19ページをご覧ください。

第2款地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税から森林環境譲与税までにおいて、197万7,000円減の2,098万円を、第3款利子割交付金については、2万9,000円減の35万8,000円を、第4款配当割交付金では、83万5,000円増の869万9,000円を、第5款株式等譲渡所得割交付金では、91万1,000円増の855万8,000円を、第6款法人事業税交付金では、2万9,000円増の531万9,000円を、第7款地方消費税交付金では、178万4,000円減の1億2,839万円を、第8款環境性能割交付金では、81万2,000円増の400万2,000円を、第9款地方特例交付金では、2,610万6,000円減の499万4,000円を計上し、第10款地方交付税については、普通交付税の17億6,600万円と特別交付税の3億6,000万円を合わせ、9,977万5,000円増の21億2,600万円を計上いたしました。

続いて、22、23ページをご覧ください。

第12款分担金及び負担金については、160万8,000円増の6,146万7,000円を、24、25ページをご覧ください。

第13款使用料及び手数料については、町営住宅使用料、指定ごみ袋売払い手数料など、146万2,000円減の4,085万5,000円を計上いたしました。

続いて、28、29ページをご覧ください。

第14款国庫支出金については、歳出経費を基に国庫補助事業の補助率から交付金・補助金の算定を行い、法定受託事務委託金等の収入見込みを合わせ、前年度比1億4,325万9,000円増の5億7,215万8,000円を計上いたしました。

続いて、34、35ページをご覧ください。

第15款県支出金については、国庫補助事業における県負担分、県単独補助事業による補助率の算定及び県税徴収などの事務委託金等の収入を見込み、前年度比42万4,000円増の2億2,499万5,000円を計上いたしました。

続いて、42、43ページをご覧ください。

第16款財産収入については、基金の運用益収入増により234万1,000円増の795万4,000円を、第17款寄附金については、ふるさと納税により2,830万円減の7,470万1,000円を、第18款繰入金については、ふるさと納税基金等を各事業に充当しており、公共施設等整備基金及び公債償還基金の充当分を合わせ、2億1,310万3,000円減の1億6,024万7,000円を計上いたしました。

続いて、44、45ページをご覧ください。

第19款繰越金については、令和6年度決算による繰越しを見込み2,672万円を、第20款諸収入については、デジタル基盤改革支援補助金及び県域水道分の職員給与負担金の増額等により5,308万3,000円増の9,134万3,000円を計上いたしました。

最後に、48、49ページをご覧ください。

第21款町債では、地方交付税の振替財源となる過疎対策事業債及び公共施設等適正管理推進事業債等の借入予定額を合わせ、1億7,160万円減の3億7,170万円を計上いたしました。

以上のことから、令和7年度の一般会計予算の総額は45億3,000万円となり、対前年度比マイナス2.8%、1億3,000万円の減額となっております。

次に、各特別会計予算及び企業会計予算についてご説明申し上げます。

議案第2号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計予算については、保険税等の減収により、対前年度比マイナス6.3%、4,810万4,000円減の7億1,289万6,000円を計上しております。

議案第3号 令和7年度三宅町介護保険特別会計予算については、介護給付費の減額等により、対前年度比プラス2.5%、2,145万2,000円増の8億8,527万9,000円を計上しております。

議案第4号 令和7年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算については、保険料の増収か

ら、対前年度比プラス10.4%、1,658万9,000円増の1億7,619万4,000円を計上しております。

なお、令和7年度の3つの特別会計の総額は17億7,436万9,000円となり、対前年度比マイナス0.6%、1,006万3,000円の減額となっております。

次に、議案第5号 令和7年度三宅町下水道事業会計予算については、下水道事業収益及び下水道事業費用において、対前年度比マイナス5.8%の2億6,000万円を、資本的収入では、対前年度比マイナス20%の8,040万6,000円を、資本的支出では、対前年度比マイナス10.7%の1億6,600万円を計上しております。

以上が、議案第1号から第5号までの新年度予算の概要でございます。

なお、予算編成に当たっては、計画的かつ効率的な執行を徹底し、引き続き経常経費の節減・合理化と、年度内においても歳入財源の情報収集を図りながら、財源確保に努めてまいります。

次に、議案第6号 令和6年度三宅町一般会計第10回補正予算についてご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

補正予算書の16、17ページをご覧ください。

第10款地方交付税では、普通交付税の決算見込みから、6,445万8,000円の増額を行うものでございます。

次に、第12款分担金及び負担金では、保育所入所受託負担金等の決算見込みから、計224万2,000円の増額、各種健診等負担金で8万4,000円の減額、予防接種個人負担金で142万5,000円の減額、式下中学校普通交付税負担金で101万5,000円の増額を行い、計174万8,000円の増額を行うものでございます。

次に、第14款国庫支出金では、決算見込みから、保育所運営費国庫負担金で203万円の減額とともに、国民健康保険負担金では計61万5,000円、障害者自立支援費等負担金で460万9,000円、児童手当交付金で397万円の増額を、社会保障・税番号制度補助金では4,734万8,000円の減額、地方創生臨時交付金で656万9,000円の減額、新しい地方経済・生活環境創生交付金で1,530万3,000円の増額、地域生活支援事業補助金で、決算見込みから21万6,000円の減額を行い、児童福祉補助金で計786万9,000円の減額を行うとともに、保健衛生補助金で、決算見込みから計571万2,000円の減額、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金で54万2,000円の増額、耐震関係補助金で、決算見込みから25万円の減額を、社会資本整備総合交付金事業補助金で2,939万2,000円の減額、特別支援教育就学奨励費補助金で34万円の増額、

総務委託金において、衆議院議員選挙事務委託金30万円の減額を行い、第14款国庫支出金において、総額7,461万3,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、第15款県支出金では、国庫支出金と同様、負担金の確定により民生負担金で計115万円の増額を行うとともに、地籍調査費負担金の決算見込みから450万円の減額、22、23ページをご覧ください。

社会福祉補助金で計5万8,000円の減額を行い、児童福祉補助金で計719万9,000円の減額、農業補助金で計34万6,000円の減額、耐震関係補助金12万5,000円の減額、農業センサス委託金12万9,000円の減額を行うものでございます。

続いて、24、25ページをご覧ください。

第16款財産収入では、財産貸付収入で24万6,000円の減額、利子及び配当金で計63万7,000円の増額を行うものでございます。

次に、第18款繰入金では、公共施設等整備基金繰入金で2,112万円の増額、森林環境譲与税基金繰入金で46万2,000円の増額を行うものでございます。

次に、第20款諸収入では、雑入として、デジタル基盤改革支援補助金の増額などにより計4,839万4,000円の増額を行うものでございます。

続いて、26、27ページをご覧ください。

第21款町債では、総務債で、事業の確定により2,030万円の増額、衛生債、一般会計出資債340万円の減額、土木債で、緊急浚渫事業債930万円の減額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

まず初めに、歳出予算中、人件費の補正については、年度中の異動に伴う過不足調整を行うものであり、人件費の科目が多岐にわたることから、おのおのの説明は省略させていただきますが、今回の人件費の補正総額は、1,683万9,000円の減額補正を行うものでございます。

では、人件費以外のご説明を申し上げます。

28、29ページ中段をご覧ください。

第2款総務費では、一般管理費において、職員採用及び健康診断委託料として、その他委託料158万6,000円の減額を、財産管理費において、組織改編に伴う備品購入費39万円の増額と公共施設等整備基金積立金6,000円の増額を、企画費において、事業執行見込額の確定による事業費の減額と、続いて、30、31ページをご覧ください。

企業版ふるさと納税基金積立金100万円の増額を、財政調整基金費において、財政調整基金及び公債償還基金の利子分の積立てとして33万6,000円の増額を、税務総務費において、

事業執行見込額の確定により事業費の減額を、32、33ページをご覧ください。

戸籍住民基本台帳費において、国の事業として実施する氏名の振り仮名確認通知書の郵送費用34万円の増額と、町長選挙費、指定統計調査費において、事業執行見込額の確定により事業費の減額を行うものでございます。

次に、34、35ページをご覧ください。

第3款民生費では、社会福祉総務費において、あざさ苑のエレベーター更新費用として、修繕料2,112万円の増額とともに、物価高騰による電気代として、その他委託料203万9,000円の増額、老人福祉費において、国民健康保険特別会計繰出金393万8,000円の増額と、事業執行見込額の確定により、補助金及び扶助費において計156万4,000円の減額を、地域振興基金積立金で14万5,000円の増額と、児童福祉総務費において、事業執行見込額の確定により、それぞれの科目において事業費の減額を、36、37ページをご覧ください。

幼稚園費において、保育士人材派遣委託料の決算見込額確定により、その他委託料750万2,000円の減額と光熱水費で40万円の減額を、また、木製椅子の購入として、備品購入費46万2,000円の増額を行うものでございます。

38、39ページをご覧ください。

第4款衛生費では、保健衛生総務費において、健康増進事業及び感染症・予防接種事業における事業執行見込額の確定により、それぞれの科目において事業費の減額を、清掃総務費において、ごみ袋及びごみ収集カレンダー作成費の入札差金として、需用費238万7,000円の減額を、上水道費において、水道事業会計繰出金340万円の減額を行うものでございます。

続いて、40、41ページをご覧ください。

第6款農林水産業費では、農業総務費において、決算見込額の確定に伴い、負担金補助及び交付金33万8,000円の減額を、農業振興費において、地域おこし協力隊の委託費等で165万9,000円の減額を、農地費において、土地改良施設維持管理適正化事業、地積調査事業における事業執行見込額の確定により、それぞれの科目において事業費の減額を行うものでございます。

第8款土木費では、土木総務費において、公用車の購入のため備品購入費149万9,000円の増額及び空き家対策事業で補助金30万円の減額を、続いて、42、43ページをご覧ください。

道路維持費において、事業執行見込額の確定により、工事請負費及び補助金を合わせ187万4,000円の減額を、道路新設費においては、補助金交付額確定により、事業関係委託料、公有財産購入費、事業関係補償補填賠償金をそれぞれ減額し、工事請負費で舗装補修工事分

の増額と事業執行残の減額を合わせ、工事請負費2,076万8,000円の増額を、都市計画総務費において、事業の決算見込額の確定により補助金50万円の減額を、下水道費において、下水道事業会計への繰出額の確定に伴い、繰出金394万5,000円の減額を、企業立地促進費において、事業の決算見込額の確定により補助金53万1,000円の減額を、44、45ページをご覧ください。

大和平野プロジェクト費において、交付額の確定により、計1,170万6,000円を減額するものでございます。

第9款消防費では、消防総務費において、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した事業を実施するため、備品購入費2,918万8,000円の増額を行うとともに、非常備消防費において、計30万3,000円の減額を行うものでございます。

次に、48、49ページをご覧ください。

第10款教育費では、社会教育総務費において、事業の決算見込額の確定により、報償費、消耗品費、印刷製本費においてそれぞれ減額し、町制50周年記念事業として、町史作成委託料を含め、その他委託料196万8,000円の増額、社会教育施設費においては、事業の決算見込額の確定により、清掃委託料38万8,000円の減額を行うものでございます。

以上のことから、第9回補正予算後の予算総額50億5,095万3,000円に、歳入歳出それぞれ5,835万3,000円を増額し、予算総額51億930万6,000円と定める補正予算を提出するものでございます。

次に、議案第7号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算については、国民健康保険基盤安定制度に係る一般会計からの繰入金の増額と基金繰入金の減額を総じて繰入金の減額を行うとともに、国民健康保険事業費納付金の減額補正を行うものでございます。

歳入からご説明します。

10、11ページをご覧ください。

第6款繰入金では、一般会計繰入金において393万8,000円の増額を行うとともに、基金繰入金において、国民健康保険財政調整基金繰入金554万8,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

12、13ページをご覧ください。

第3款国民健康保険事業費納付金では、一般被保険者医療給付費分で負担金181万円の減

額を、一般被保険者後期高齢者支援金等分で負担金37万4,000円の増額を、介護納付金分で負担金67万3,000円を減額するものでございます。

最後に、第9款予備費では、財源調整のため、49万9,000円の増額を行うものでございます。

以上で、今回の補正予算の規模は、補正前の7億6,833万2,000円に歳入歳出それぞれ161万円を減額し、予算総額を7億6,672万2,000円と定める補正予算を提出するものでございます。

次に、議案第8号 令和6年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算については、各事業の委託料及び工事請負費の減額を行うとともに、見込み相当額に対する一般会計繰入金及び国庫補助金等の減額の補正を行うものでございます。

収益的収入よりご説明いたします。

補正予算書の2ページをご覧ください。

第11款下水道事業収益では、他会計補助金239万3,000円の減額を、国庫補助金145万円の減額を、雑収益で1万5,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、支出をご説明いたします。

3ページをご覧ください。

第21款下水道事業費用では、管渠費199万9,000円の減額を、総係費182万9,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、資本的収入をご説明いたします。

4ページをご覧ください。

第31款資本的収入では、建設改良費等企業債借入金で499万円の増額を、国庫補助金22万円の増額を、他会計補助金で155万2,000円の減額を行うものでございます。

最後に、支出をご説明いたします。

5ページをご覧ください。

第41款資本的支出では、管渠整備事業費で628万6,000円の減額を、固定資産購入費で23万4,000円の減額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算は、収益的支出及び収入にそれぞれ382万8,000円を減額し、資本的支出及び収入にそれぞれ652万円の減額を行うものでございます。

以上が、議案第6号から第8号までの令和6年度の補正予算の説明となります。

続きまして、条例の一部改正についてご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年4月1日より、機能的な組織の構築とともに、多様化する住民ニーズに対し、より質の高い行政サービスを提供するため、部の構成を総務部、住民生活部、健康子ども部、公共インフラ整備部の4部とする改正を行うものでございます。

次に、議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律による改正に伴い、特別職出張時の宿泊費基準額の改正を行うとともに、令和7年度においても手当の額を除き、町長の給料額を減額するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律による改正に伴い、国内外の経済社会情勢の変化への対応と事務の簡素化のための改正及び国家公務員等の派遣受入れ時に対応すべく、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化し、宿泊に伴う旅行に係る宿泊費の規定の改正、旅行代理店への旅費に相当する金額の直接支払いを可能とする改正、国家公務員等の赴任による着後手当、移転料等の整備などでございます。

次に、議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告の中で、仕事と生活の両立支援の拡充が明らかにされ、地方公共団体の職員もこれに準拠した取扱いとすることが求められていることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、令和6年8月の人事院勧告による社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正に相当するものとして、各手当の支給要件の改正と、定年前短時間再任用職員の住居手当の支給を行うべく改正を行うとともに、刑法等の一部を改正する法律による改正により、懲役、禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴う対象字句の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号 三宅町表彰条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第16号 三宅町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、さらに、議案第17号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律による改正により、懲役、禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴う

対象字句の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律による改正により、公安職俸給表が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害賠償に係る補償基準額についての改正を行うとともに、民法の一部を改正する法律の一部を改正する法律による改正に伴い、障害補償年金前払一時金等を支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の改正を行うものでございます。

次に、議案第19号 三宅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律による改正により、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員対象報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分が追加されることから、本条例の一部を改正するとともに、こちらも刑法等の一部を改正する法律による改正により、懲役、禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴う対象字句の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、条項ずれが生じていることによる一部改正が行われたため、対象条例において改正を行うものでございます。

次に、議案第21号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第22号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、奈良県広域水道企業団の設立に伴い、給水装置設置奨励金の交付要件に規定されている条例名等を改正するものでございます。

次に、議案第23号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、町営住宅のストック状況及び公募状況に鑑み、入居者の資格を県内から町内に改正するものでございます。

次に、議案第24号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、国土調査法に規定する地籍調査の成果の写しの交付手数料を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第25号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の制定に伴い、本条例の規定されている条例名を改正するものでございます。

次に、議案第26号 三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定については、山辺・県北西部広域環境衛生組合の廃棄物処理施設への移行に伴い、廃棄物の直接搬入に係る天理市への事務委託の範囲等が変更されることから、本条例の一部を改正するものでございます。具体的には、廃棄物搬入届出書及び廃棄物処理手数料の徴収方法に関する規定の改定を行うものでございます。

次に、議案第27号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、市町村が行う国民健康保険の保険料の賦課額に関する基準等について、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から賦課限度額を見直すとともに、経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直す等の所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正内容は、賦課限度額の後期高齢者支援金分を22万円から24万円に、軽減判定所得額を、5割軽減分については29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減分については54万5,000円から56万円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、議案第28号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、栄養士の配置等を求めている部分につき、管理栄養士を追加する改正が行われたため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、数年後の三宅小学校の建て替えに向けて、本町の学校の在り方について検討する有識者委員会委員及び学校運営協議会委員に対する報酬の額を規定するとともに、2つの項目を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、宿泊費の改正、三宅町小学校建て替えに関する有識者委員会委員の報酬月額7,200円と学校運営協議会委員の報酬月額5,000円の追加、また、青少年健全育成協議会委員の報酬及び学校評議員の報酬の削除を行うものでございます。

次に、議案第30号 三宅町青少年健全育成協議会設置条例を廃止する条例の制定については、三宅町青少年健全育成協議会を廃止するため、設置条例を廃止する条例を定めるもので

ございます。

次に、議案第31号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更については、新たに対象となる事業の追加により、地方債対象の拡充を行う必要が生じたため、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、計画の変更については議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更する内容は、8、教育の振興、(3)計画に、幼稚園及び小学校の教育充実と環境向上事業を加えるものでございます。

次に、議案第32号 工業ゾーン三宅1号線道路改良工事(5期)請負契約の変更の締結については、本請負契約において変更契約を締結すべく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約の相手方は株式会社中和コンストラクション、変更後の契約額は5,184万6,300円となり、変更理由は、土質試験による材料の変更、改良後の残土処理及び工事範囲内の埋設物等の撤去を行ったためでございます。

次に、議案第33号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更については、山辺・県北西部広域環境衛生組合の廃棄物処理施設への移行に伴い、廃棄物の直接搬入に係る天理市への事務委託の範囲等が変更されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

最後に、承認第1号 令和6年度三宅町一般会計第9回補正予算の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付に伴い実施する消費喚起事業に要する経費について、緊急に予算措置を行う必要が生じたため、地方自治法施行令第179条第1項の規定により、令和7年1月17日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により、議会に承認を求めるものでございます。

歳入からご説明いたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

第14款国庫支出金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,906万6,000円を増額するものでございます。

次に、歳出の説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

第7款商工費において、商工振興費で、消費喚起事業に要する経費として、計3,129万9,000円を増額するものでございます。

第14款予備費においては、本予算の財源調整のため、223万3,000円の減額を行うものでございます。

以上のことから、本補正予算の規模は、第8回補正予算後の50億2,188万7,000円に歳入歳出それぞれ2,906万6,000円を増額し、予算総額を50億5,095万3,000円とするものでございます。

以上が、今定例会に提出いたしました議案34件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、3月6日木曜日午前9時30分より行いますので、よろしくお願ひいたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） 日程第39、報告第1号 令和6年度三宅町一般会計第8回補正予算の専決処分の報告についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、報告第1号 令和6年度三宅町一般会計第8回補正予算の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本補正予算は、住民税非課税世帯等支援給付金事業に関する予算措置について、緊急に予算措置の必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年1月6日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項に規定に基づき、議会に報告するものでございます。

歳入からご説明をいたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

第14款国庫支出金において、住民税非課税世帯等給付金事業補助金3,524万円を増額したものでございます。

次に、歳出の説明をいたします。

10、11ページをご覧ください。

第3款民生費において、臨時福祉給付金給付事業において、事業に要する経費として、計3,524万円を増額したものでございます。

以上のことから、本補正予算の規模は、第7回補正後の49億8,664万7,000円に歳入歳出それぞれ3,524万円を増額し、予算総額を50億2,188万7,000円としたものでございます。

以上が、今定例会に提出いたしました一般会計第8回補正予算専決処分報告の提案説明とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第39、報告第1号 令和6年度三宅町一般会計第8回補正予算の専決処分についての報告1件については、地方自治法第180条第2項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告といたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第40、同意第1号 三宅町公平委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第1号 三宅町公平委員会委員の選任については、委員1名の辞任に伴い、新たに委員を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任する者は、佐々木育子氏、新任でございます。

なお、経歴等につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第41、同意第2号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第2号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについては、空席であった副町長を新たに選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任する者は、吉弘拓生氏、新任でございます。

なお、経歴等につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第59条につき、同一議員につき、同一の議題につき3回までといたします。

質疑ございませんか。

森内議員。

○7番（森内哲也君） そうしたら、議長のお許しをいただきましたので、発言させていただけたらと思います。

副町長、長い間不在ということであったと思います。そうしたら、不在の期間中に困ったことが、やはりあったのではないかと想像しております。

町長サイドとして、町長として困ったこと、あるいは、またそれとは違って、現場サイドとしても困ったようなことがあったと思われまので、その点を具体的にお伝えいただけたらと思います。困ったことがないんやったら、不在でええやんという話になりますのでね。

ただ、当然、困ったことがあるという回答がいただけるとは思いますが、その困ったことを我慢してでも、この方、吉弘さんに来ていただくメリットというのがあるからこそ、今回の人事ということになると思うので、今以上に行政としてよくなるであろうという点と、やはり住民さんから見て、こういったところ、三宅町副町長、吉弘さんに来ていただくと、

よくなると思っておりますという点を質問させていただけたらと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 森内さんのご質問にお答えします。

なお、私からは、副町長が不在であった場合の影響につきまして、私の主観的な考えも少し含まれるかもしれませんが、部局長を代表して答えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、副町長の役割や、副町長を置くことでどのようによくなるのかという観点から回答申し上げます。

副町長は町長の補佐役として、重要な役割を担っておりまして、不在の場合、町長自らが多くの業務をこなさなければならず、多少なりとも業務の効率性が下がり、町長の集中力や決定力に影響を与えることもあると思われまふ。

また、本年度は、おのこの部局長が副町長の代理として、決裁事務を担っておりますが、本来であれば副町長止まりとなる専決決裁も、内容によりましては町長まで決裁を仰ぐ必要があり、多忙な町長の日程の中で、必ず確保、指示を受けなければならないと、業務を進めることができないということも見受けられたことから、効率性は悪かったのじゃないかと思っております。

2番目に、副町長が不在で困ったことはという観点から申し上げますと、副町長は各部長の意見や課題を取りまとめる位置にございます。各部長からは、町長に直接相談や協議を持ちかけることはもちろんありますが、副町長は全ての部局の意見や課題を一旦取りまとめ、総合的に判断できるお立場であり、また、最終決定者となる町長により、一つ手前で柔軟な判断で相談できる方がいることは、私たち部局長にとって、非常に大きな存在であると考えております。

最後に、3点目です。

副町長の役割やメリットはというご観点からですが、町長が何かの理由で不在や多忙な場合、本来であれば副町長が代わりに対応することになります。今回、副町長が不在の中、もちろん不測の事態は起こってはおりませんが、急な対応や災害等で緊急事態が起これり、町長が不在であった場合、スムーズな決定や行動ができなかつたおそれがあったのではと、私自身は感じております。

以上のことから、私たち職員にとつても、副町長がいていただくことは必要不可欠なこと

であり、不在となっていることは重大なことであったと認識しております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

やはり、いろいろと不便というか、あったんだと思います。

先ほどもちらっと言ったんですが、やはり、先日まちづくりトークに来ていただいて、個人的にはすごく魅力的な方で、来てほしいと非常に思っておりますが、この方というラブコールを送ってくださっている、アドバイザーとしても既に月に何回か来てくださっているの、この方が来られたらこんなこと、今までなかったことがありますみたいな話を、少し聞かせていただけたらと思うんですけども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご質問ありがとうございます。

まずは私自身、不在の中、やはり悩んでいたところというところは、正直なところございます。職員さんの相談も直接上がってくる中で、選択肢というところが限られて、果たしてこの選択、決断が正しかったのかと、自問自答することが多々ございましたので、そういった不安感というところでは、吉弘さんに来ていただくことで、私自身も安心して背中を預けられる人物でございますので、そういったところでは非常に、決断というか判断というところも、柔軟性を帯びていくのではないかというふうに思っています。

また、三宅町役場は、プロパーの職員さんがどうしても多くなっている中で、公務員の世界しか知らないというところがございます。そんな中で、やはり外の知見、公務員も分かりながら民間も分かるという方で、経歴を見ていただいたらそうなんですけれども、民間企業や公務員というところ、間に立っておられるというところで、様々な経験をされてきたというところ、副町長の経験があるというところもそうですけれども、そういったところで、これからの不確実性が高まる社会において、公務員自体も変わっていかなければならないという、役場行政自身も変革をしていかなければならないという時期に来ているんだというふうに、私自身は感じていますので、そういった両方の視点というところをお持ちである、そういうところを併せながらの、職員育成であったり、職員のキャリアパスも含めて、人事制度も含めて考えていくことで、より働きやすい職場づくりというところには、ご尽力いただけるというふうには思っています。

それが、ひいては職員の働きやすい、働きがいのある職場をつくるのが、住民さんのサ

ービスというところにも必ずつながると思っていますので、そういったところでは、住民さんの観点からも必要不可欠な人物であるというふうに考えて、今回、議会の同意というところではお願いをしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 質問あれば、最後ですけれども。

○7番（森内哲也君） 確認にはなりますけれども、今、職員を代表して、あるいは町長と、いろいろお話聞かせていただきました。

やはり非常勤のアドバイザーみたいな形ではなく、常勤で来ていただかないと困るとか来てほしい、そういう意思の表示だと思ったんですが、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 必ずいていただくことが、必要不可欠であるというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ほかに質疑ございませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の森内議員の質問で、大体のこと、副町長がいてない間に、職員なんか大分困ったという答弁なんかもあったんですけども、副町長が退職されて、3月で約1年間が空白の期間ということであります。この中で、やっぱり副町長は町長補佐役であるというふうに、地方自治法にも書かれておるわけであります。

万一、町長、副町長が欠けた場合には、代理者を置くということになっています。この1年間は、町長選挙があっただけで、不在の期間はなかったというふうに感じておるわけでありましてけれども、今後はやっぱり、こういう役職の方の不在という期間をつくらないように、意見しておきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（辰巳光則君） それは意見でいいですね。

ほか、質疑ありませんか。

この後、討論ありますけれども、質疑で。

川齋議員。

○3番（川齋実希子君） 先ほどの森本部長のお答えで、副町長、一般の存在の必要性というのは分かったんですよ。つまり調整能力ですよ。そういう調整力のある方が必要不可欠であるという部分はよく分かりました。この1年間、やっぱり部長たちには、いろいろと負荷がかかっていたんだなというふうに理解しております。

ただ、1点危惧するのは、どうも森田さんが町長になられてから、町民の皆さんが、町長、

教育長、それから徳留園長とか、これまで割と町民にとっては身近な存在の人がついていたポストという部分が、意識の高い方というんですかね、そういう方、森田町長の個人的なつながりによって、意識の高い方を連れてきているような気がするというご意見を、随分私、いただくんですよ。それで、なかなか上のほうの人が、何を考えているんだろうねという言われ方を随分されます。

そこら辺、そのように見られているかもしれないなんていうこと、町長自身、どのようにお考えになりますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

そういった声も確かに、直接いただくこともございます。そこはしっかりと丁寧に、説明と対話というところを今後も心がけていきたいと思っておりますので、貴重なご意見賜りまして、ありがとうございます。

○議長（辰巳光則君） それでは、ほか、質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

梅本議員、反対討論、賛成討論。

○1番（梅本睦男君） 賛成討論。

賛成の立場から討論させていただきますけれども、今日の朝からもご説明いただいて、今の今まで、まだ迷っているといえ、まだまだ迷っております。その迷っている中での賛成の討論になるんですけれども、やはり副町長の不在が続いている今、当然、副町長の在籍というのは、三宅町にとって必ず必要なものだと思わせていただいております。

ただ、特別職とはいえ、継続されている役職がまだ4分の3残っております。その中で、三宅町の中でどれだけ尽力していただけるのかというのが、まだまだ不安材料というのは残る中での賛成でございます。

現在、アドバイザーとして来町していただいておりますけれども、副町長になられたときには、本当にアドバイザーの域を超えて、やはり副町長として三宅町に尽力していただきたいですし、また、吉弘さんの能力や経験値を100%、120%生かしていただくの、我々には町

長としての意気込みが、まだまだ感じられないといいますか、どこまでしていただけるのかというのが分からないというところは、すごく不安は残りますけれども、森本部長が最初におっしゃっていただいたように、やはり副町長というのは三宅町にとって必要ですし、それを対話を中心に、山積している三宅町がよくなるよう、職員さんと住民さんの架け橋になっていただけるような副町長であることを本当に期待して、賛成をさせていただきます。

吉弘さんと面談させていただいたときに、一つ印象に残っているのは、現場主義ですと言っていたのが、僕の中にはすごく印象に残っております。本当に現場に立っていただいて、一つ一つ力量を発揮していただけるようお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員、反対、賛成で。

○6番（渡辺哲久君） 反対。

反対討論を行います。

先ほど町長から、官民両方を分かってくださっている方だというご紹介がありましたけれども、正直言って、私は森田町長の官民連携事業でさんざん苦しめられてきたという実感があります。三宅町の職員も私の目からは、かなり振り回されてきた。その結果、何か生み出したものがあつたかという、極めて疑問です。

この方が、国とのパイプ役も兼ねて、官民連携事業を三宅町の中にまた持ち込んでくるというような役割を持って入ってこられるのであれば、私は要らないです。そんなことよりも、三宅町のこの地に根差して、全国飛び回らなくてもいいから、国との太いパイプがなくてもいいから、この三宅の地に根差して、しっかり町民と共に歩んでくれる、町の職員と共に悩み苦しみ踏み出してくれる、そういう副町長が三宅町には今必要だというふうに思います。

こういう経歴の方、自身の活躍の場は様々あると思いますが、三宅町の副町長ではないというふうに思います。

以上、反対討論です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

松本議員。

○5番（松本 健君） 私のほうからは、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今まで、先ほどいろいろ説明がありましたけれども、副町長が不在という状態であって、副町長というのはどなたがなされるにしても、必要な執行部の中の一つの、駒と言っちゃ失礼ですけども、一つの役割として必要なものだと思っていますので、副町長にはぜひどな

たかが就いていただきたいという気持ちももともとあります。

今回、賛成討論で述べさせていただきますが、じゃ副町長の役割は何なのかという話をしたときに、ちょっと考えがあるので述べさせていただきます。

もともと議会と行政、執行部というのは、よく両輪というような言い方をされますが、議会は複数の合議体、議論して結果を出す、いろんな意見を吸い上げるというのが、すごく必要なところだと言われています。

それに比べて、執行部というのは、どちらかという素早い決断をしなくちゃいけないのでというところもあって、ピラミッド状のというか、トップダウンのというか、そういう形の組織になっていると言われますが、やっぱり民主主義の国家であって、こういう行政を進めていくという中では、できる限り合議を進める組織であってほしいと私は願っております。

そういった場合、もちろん部長以上とかというので、いろんな集まりの話合いとかはあるでしょうが、町長、副町長、教育長といった主要なポジションに関しては、より合議を進めるという形を補佐する形で、いていただきたいと思っております。

先ほどもいろいろ説明があった中で、町長の補佐役、町長の不在時に町長の代わりをするとかという役割も、もちろん大切だと思いますが、ふだんから三役として、行政のピラミッド状になっている組織を合議体として発揮するための活動を非常に期待するものです。

そういう形でやっていただきたいんですけども、過去をたどると三宅町は、私の知っている限り、県から人に来ていただいて副町長をしていただいていたと、この間、空席の期間ができた。そういう歴史を踏まえながら、今回、副町長を町長が指名するような形で、人を呼んできたということになったときに、そういう合議体というよりも、むしろ町長のトップダウンのほうに傾くというんじゃないくて、広くいろんな知識を持った人に副町長に入ってきて、より執行部が合議体であるような方向に、今後の行政が進んでいくことを期待するものです。

それは、副町長、教育長さんという個人の人だけというわけじゃなくて、もちろん部長級の人も含めた形で、なお一層、よりよく合議を進められて行政が進んでいくということに期待して、賛成したいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

それでは、吉弘副町長、入場願います。

(吉弘副町長入場)

○議長(辰巳光則君) ただいま本会議において、新たに副町長に同意されましたので、ここで吉弘副町長の挨拶を受けることといたします。

演台のほうへどうぞ。

○副町長(吉弘拓生君) ただいま副町長人事案件につきまして、賛成のご同意をいただきました吉弘拓生と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

もとより微力ではございますけれども、内閣府の地方創生人材支援制度をご活用いただいているというところ、もちろん三宅町の町民の皆様のお役に立てるよう、しっかりと使命を果たしてまいる所存でございます。

町長、教育長はもちろんですけれども、議員の皆様、そして、何よりも町民の皆様のお役に立てるということをしつかりと肝に銘じた上で、職務に全うしてまいりますので、変わらぬご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(辰巳光則君) ご苦労さまでした。

では、どうぞご退席ください。

(吉弘副町長退場)

◎選挙第1号について

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

日程第42、選挙第1号 三宅町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とし、直ちに選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長において指名推選したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選することに決定しました。

これより三宅町選挙管理委員会委員を指名いたします。

吉川雅彦、北岡秀介、乾正史、箸尾好洋。

以上、選挙管理委員会委員4名の方を指名いたします。

続きまして、補充員を指名いたします。

補充員1番、松島文雄、2番、中島健司、3番、吉川昭子、4番、安井知子。

以上、補充員として4名の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました吉川雅彦氏、北岡秀介氏、乾正史氏、箸尾好洋氏を選挙管理委員会委員として、補充員1番、松島文雄氏、2番、中島健司氏、3番、吉川昭子氏、4番、安井知子氏を補充員として、当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、8名の方が当選されました。

ただいま当選されました方々には、三宅町議会会議規則第33条第2項により、速やかに当選の告知をいたします。

三宅町選挙管理委員会委員及び補充員を代表して、吉川雅彦さん、入場をお願いします。

ただいま本会議において、選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました8名の方々を代表して、吉川選挙管理委員会委員の挨拶を受けることにいたします。

演台のほうへどうぞ。

○選挙管理委員(吉川雅彦君) ただいま本定例会におきまして、三宅町選挙管理委員会委員に当選いたしました吉川でございます。

もとより微力ではございますが、諸先生方のご指導、ご鞭撻をいただき、公正な選挙の執行管理に向けて、誠心誠意、この重責を果たしていきたいと決意し、心に決めた次第でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ご苦勞さまでした。

ご退席ください。

◎発委第1号～発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第43、発委第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより日程第45、発委第3号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてまでの3件を議題とし、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、議会運営委員会、池田委員長より、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、池田委員長。

○議会運営委員会委員長（池田年夫君） 発委第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発委第2号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発委第3号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての3件について、概要を説明いたします。

なお、配付しております議案書の改正文の後に提案理由を記載しておりますので、参考にしてください。

まず、三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の改正に伴い、引用する条項に繰下げが生じること、また、全国町村議会議長会の町村議会の個人情報の保護に関する条例の改正に伴い、文言の整理を行うとともに、刑法の一部改正に伴い、罰則に係る刑の種類についての文言の整備を行うため、提出するものであります。

次に、三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法の改正に伴う標準町村議会委員会条例の改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに委員選任に関する規定の見直しを行うこと、また、議会関係条例等の整備を行うた

め、提出するものであります。

次に、三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、地方自治法の改正に伴う標準町村議会委員会条例の改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うこと、また、標準条例との整合を図るため、提出するものであります。

以上が改正についての概要説明であります。議員各位のご支持、よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第43、発委第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第44、発委第2号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第45、発委第3号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎請願第1号の上程、説明

○議長(辰巳光則君) 日程第46、請願第1号 令和7年度地域人権学習事業の継続に関する請願についてを議題とし、議案の朗読を省略し、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、紹介議員の渡辺議員より説明を求めます。

渡辺議員。

○6番(渡辺哲久君) 請願の提案理由を紹介議員として行いたいと思います。

この請願書については、予算案が明らかになる前の議会運営委員会に提出されています。

予算案が明らかになっていますので、私のほうから請願者の辰巳さんに説明に伺いました。私からの説明は、地域人権学習講座については、委託事業としては廃止されるが、教育委員会自らが取り組む事業として、ほぼ同額の50万円が予算計上されていること、いわゆるかいほう塾については、類似の事業は予算書の中には見当たらなかったということを辰巳さんにお伝えしました。

辰巳さんのご意見としては、人権講座ってそんな簡単にできるものなの、いろんなつながりがあって初めてできるもので、教育委員会の職員さん、そこまで頑張れるんですかというご意見、それから、かいほう塾に関しては、今かいほう塾に通っている生徒さんや保護者の方は、廃止されるということをご存じなんですかという疑問を投げかけておいででした。

ご意見としては、どちらにしても町議会の中できちんと審議をしてほしい、これはとても大切な事業だと思うので、その行く末が消えてなくなってしまうようなことがないように、ぜひ丁寧な審議をお願いしたい。請願についても、そういう状況は理解しましたが、引き続

き検討していただきたい、私としては請願書はそのまま提出させていただきたいというご意見でした。

それを踏まえて、この請願書を予定どおり、議会運営委員会で諮ったとおり、この議会に提案したいというふうに思います。

請願書の内容については、文書がありますので、朗読は省略しますが、やっぱり皆さんが、三宅町は人権を大切に、人の苦しみや痛みや悲しみや、それを切り捨てないで、共に歩んできた町だし、歩んでほしい、そういう気持ちを大切にしたい町であってほしい、そういう願いが込められている請願だというふうに理解しています。

委員会に付託されると思いますが、ぜひ議員の皆さんと共に丁寧に論議し、人権を大切にする町、三宅がこれからもその道を歩んでいけるように、ぜひご検討いただきたいということをお願いして提案とします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ただいま、渡辺議員の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、3月6日木曜日午前9時30分より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 本日は、これをもって散会いたします。

次回は3月6日木曜日午前9時30分より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

（午前11時50分）

令和7年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和7年3月6日木曜日午前9時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅本睦男	久保憲史	川鱈実希子
瀬角清司	松本健	渡辺哲久
森内哲也	辰巳光則	池田年夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	教育長	大泉志保
みやげイノベーション推進部長	竹谷公秀	総務部長	森本典秀
住民福祉部長	宮内秀樹	健康こども局長	植村恵美
まちづくり推進部長	岡橋正識	会計管理者	田中修三
教育委員会事務局長	出口正		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 堀川佳則

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員 梅 本 睦 男 2 番 議 員 久 保 憲 史

令和7年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和7年 3月 6日 木曜日

午 前 9時30分 再 開

- 日程第1 議案第1号から議案第5号までの5議案に対する予算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第6号から承認第1号までの29議案に対する各常任委員会付託について
- 日程第3 請願第1号に対する福祉文教常任委員会付託について
- 日程第4 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

令和7年3月三宅町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第1号～議案第5号の予算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第1、議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算についてより議案第5号 令和7年度三宅町下水道事業会計予算についてまでの5議案につきましては、さきに設置しました三宅町予算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーである議長を省く全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第6号～承認第1号の各常任委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第2、議案第6号 令和6年度三宅町一般会計第10回補正予算についてより承認第1号 令和6年度三宅町一般会計第9回補正予算の専決処分の承認についてまでの議案29件を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第6号 令和6年度三宅町一般会計第10回補正予算についてより承認第1号 令和6年度三宅町一般会計第9回補正予算の専決処分の承認についてまで

の議案29件を各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎請願第1号に対する福祉文教常任委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第3、請願第1号 令和7年度地域人権学習事業の継続に関する請願については福祉文教委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、請願第1号 令和7年度地域人権学習事業の継続に関する請願については、福祉文教常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（辰巳光則君） 日程第4、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

◇ 梅 本 睦 男 君

○議長（辰巳光則君） 本定例会に通告されました議員の発言を許します。

1番議員、梅本睦男君の一般質問を許します。

1番議員、梅本睦男君。

○1番（梅本睦男君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

私のほうは、令和7年予算編成方針総合戦略について質問させていただきます。

「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン」を三宅町の目指すべき将来像とし、令和4年度より事業を進めてこられたと思います。令和7年度総合戦略オペレーション期、最終段階、結果を出す方針ですが、一方では既存事業の見直し、廃止とあり、前年度までのトライアル期から準備期に立ち戻るような事業構成になっています。

そこで、質問です。

1、トライアル期の重点方針であった住民ニーズに合った事業、地域課題解決のためのアイデア、地域の活性化や成長について実績結果を具体的にお願いします。

2、既存事業の見直し、廃止とありますが、令和7年度までに何を振り返り、修正、改善されるのか、詳細をお聞かせください。

3、肝いりであったMラボ事業はどうなっていますか。

以上、3点になります。よろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 梅本議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目のご質問ですが、第2期総合戦略の計画期間中、当初予算編成方針において、令和5年度から令和6年度の2年間にトライアル期として位置づけ、各種施策を推進しているところでございます。その中でも住民ニーズに即した主な施策として、物価やエネルギー価格の高騰による生活者・事業者支援のための消費喚起事業、自治会のご負担を軽減し、町政情報を町内全域に周知するための広報紙の全戸配布、利用者のサービス向上のためのタクシー補助制度の見直し、子育て支援として幼稚園の保育料に係る所得制限の撤廃、給食費の負担軽減、10代の子供たちの第三の居場所づくりのためのティーンズLINK事業等が挙げられます。

また、地域課題解決のための主な施策として、地域課題のsmallビジネスへの転換と地域の人材育成のためのローカルスタートアップ事業、本町のシンボルでもある田園風景を後世に残すための農業従事者への支援や地産地消の推進、産業振興のためのふるさと納税推進事業や産業観光事業等が挙げられます。

さらに、地域の活性化や成長のための主な施策として、関係人口や交流人口の創出の拠点としての役割を担うMi i Moの公民連携による運営とMフェス等交流イベントの実施、役場と地域住民との橋渡し役となり、新たな町づくりの一翼を担う地域おこし協力隊の積極的な登用、県のプロジェクトや企業誘致に即した道路の整備、拡幅等が挙げられます。

なお、列挙した施策の実施を精緻にお示しするには、令和6年度の決算を待たなくてはなりません。現時点で把握できる主な実績を列挙いたしますと、消費喚起事業においては、お買物券が100%に近く高い水準で使用されており、町内利用券も浸透し、町内と町外それぞれの使用率が拮抗している状況です。

広報紙の全戸配布では、計3つの自治会が業者委託を導入し、自治会役員の方々からも感謝の声をいただいているところです。

タクシー補助制度のサービス見直しでは、前年度と比較し、申請者数は11.8%増、利用枚数は42.8%増となっております。

子育て支援においては、令和5年度の出生数が45人となっているほか、今年度は転入者の合計が転出者の合計を上回る見込みとなっております。

ローカルスタートアップ事業においては、受講生1名が町内の事業者と連携した新しいサ

ービスを創出し、金融機関から資金調達にも成功し、全国的なサービス展開も間もなくであると聞き及んでおります。残りの受講生についても、町内に根ざした活動を継続しております。

ふるさと納税推進事業においては、返礼品の充実等を図ることにより、前年度から寄附額から2,000万円余り増加し、令和5年度は合計4,900万円余りとなりました。

M i i M o の運営においては、知名度や利用率の向上と県内外からほぼ毎月頻繁に視察にお越しいただいており、地域おこし協力隊も今月時点で計8名が在籍、各隊員がそれぞれのミッションの下、精力的に活動していることは、梅本議員も既にご承知のことと拝察いたします。

このようなトライアル期の実績を糧に、次年度からのオペレーション期に併せ、各種施策のさらなる推進に努めてまいります。

2つ目のご質問ですが、令和7年度当初予算の編成方針に沿って積極的に事業見直しを行った結果、計16の事業で3,100万円余りの事業費を削減いたしました。

主なものとしては、利用者ニーズの低下によるマイコミュアプリの導入廃止、前年度決算を踏まえたハード整備における適正規模の整地、精査、施策の一体的効果を見据えた農業施策に係る事業の集約化、有料のリサイクルごみ袋の廃止、郵送費の値上げに伴う通知書の送付廃止や電子化による通信運搬費の縮小等です。

今後も積極的な事業見直し等を行うことで、業務効率と業務量の負担軽減を進めてまいります。

最後に、3つ目のご質問ですが、議員の皆様方からも賛否両論、様々なご意見を頂戴しておりますMラボ事業につきましては、今年度当初より制度設計やシステムの構築についてこれまで多くの検討を重ねてまいりましたが、先ほどお答えいたしましたM i i M o の運営面において、昨今小さくはありますが、地域の方々から様々なチャレンジが自然発生的に生まれてきており、M i i M o 自体が実験の場、つまりはラボとしての機能をおのずと担い始めていることから、全国の先進事例を模範に制度設計そのものやシステム構築にこだわることなく、本町は本来のミッションに基づく伴走支援に注力し、本町ならではのラボの在り方や共創の仕組みづくりについて、地域の方々との対話を深めてまいりたいと考える次第でございます。

以上で、梅本議員の一般質問に回答させていただきます。

○議長（辰巳光則君） それでは、再質問。

梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 再質問なんですけれども、今お答えいただきましたことから思わせていただくのは、今ありました給食費の負担軽減に関しましては、今は逆に大きな問題になっているのかなというふうな形の中での答えだったように思います。

また、地産地消の推進であったり、役場と地域住民との橋渡しとなっている地域おこし協力隊の積極的な登用等々出てきておりますけれども、僕の質問はそれをどういうふうにしたんですかというこの質問をしたかったわけで、今やっていることは当然やっているで分かるんですけども、だから地域おこし協力隊の方が来られたのであれば、それに対してどういう結果が今出たんですかというお答えを聞いたかったんですけども、活動しておられるのは当然分かっておりますし、ただ、その活動の結果が見えてこないの、今、質問をさせていただいております。

だからそのところの、地産地消に関してもそうなんですけれども、金ごま1つ、いろいろな形のこと1つ、前よりも何も変わっていないというのが実情じゃないかな、それがまた、住民さんの方がやっぱり一番思われていることであるのかなというふうなことを考えさせていただいているので、ちょっとこの質問をさせていただいておりますけれども、それに関して結局、地産地消に関しても何が変わったんですかね、ここ数年。地域おこし協力隊の方が来られて精力的にやられているのは分かりますけれども、それによって何が変わったんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご質問ありがとうございます。

地産地消につきましては、小学校、認定こども園、幼稚園において、三宅町産米のお米を100%導入するというのと、それに伴って、今まで外のお米を使っていましたけれども、それを進めてきていると。その結果、町産米が足りないという結果にもなってきていますので、これの生産を上げていくということを今、農業者の方と一緒に協議をしながら、町内で消費をしていくということを進めているところでございます。

これは非常に農業者の方も非常に喜ばれているところでございますし、あとは地産地消の取組の中で、今年度、小学校において、田植えの体験であったり稲刈りの体験というところ、そして自分たちで給食のお米を炊くという取組も民間の象印さんと一緒になってやらせていただいて、食育のところでも地産地消というところを学校の中でも積極的に進めていただいているところでございます。

こちら、子供たちから非常にいい体験ができた、今、本当に子供たちも田んぼに入ることがなかったので、今までになかった地域に飛び出す教育というところにも、この地産地消の取組というところがつながっているところでございます。

また、地域おこし協力隊の活動につきましては、今、3か所においてスナック活動というか、スナックをしている中で、地域の方々の参加というところも少しずつ増えてきているところでございます。

梅本議員にもご尽力いただきまして、開催をさせていただきまして、そうしたところで地域のつながりというところを少しずつですがつくっていただいているところで、1点、そのつながりの中で拠点になる場所というところもお借りできたということで、今後、来年度はその拠点になる場所を中心として、様々な活動というところをしていきたいということで聞き及んでいるところでございます。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

そのような形でお答えいただければ、少しずつですけれども理解もできてくるのかなというふうには思います。

ただ、まだまだやっぱり見えてこないというのが実情であるとは思いますが、ただちょっと、いつも町長がおっしゃっておられます「自分らしくハッピーにスモールタウン」、これがこの3つ、ビジョンとミッションとバリューのビジョンに当たるというふうに聞かせていただいておりますけれども、どうしてもキャッチコピーの枠を超えない。スモールタウンって、どういうまちを想像されておられるのか。

また、そのビジョンについて、やっぱり横文字っていろんな意味合いを含んでいると思うんですけども、本当に将来像について、「ハッピーにスモールタウン」の「スモールタウン」というのはどういうタウンなんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） こちら「スモールタウン」と1語で全てを表すわけじゃなくて、「自分らしくハッピースモールタウン」で1語として捉えていただきたいなというふうに考えています。これに込めた思いとしては、自分らしい選択や挑戦ができるウェルビーイングの高い暮らしをとるところが、このビジョンに込められた思いでございます。

梅本議員、先日のタウンミーティングご参加いただいたときに、梅本議員がおっしゃっていましたが、今、自分らしく挑戦ができている、だから幸せなんだというのを梅本議員がおつ

しゃっていた。まさにそういった方々がたくさん自分らしい挑戦をして、幸せを感じていただく方が増えていく、そんなまちを目指していきたいという思いを込めております。

そして、先ほど回答でもありましたけれども、Mi i Moをはじめとして様々な方が今、大なり小なりチャレンジをかなりの数していただいていますし、今Mi i Moのほうで100チャレンジということで、チャレンジの可視化というところ、こういうチャレンジをしていくというところを出していくまちにしていきたいというふうな思いでございます。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） そのチャレンジなんですけれども、チャレンジの繰り返しというのは、当然、対話であったりということをいつも町長おっしゃっていますけれども、それほどまで対話をされてチャレンジされているんですかね。

というのは、結局、本当に言うておられる「自分らしくハッピーにスモールタウン」というのは、その一つのことというの分かるんですけれども、基本的に具体像がもう全く見えてこない。

この間、僕が参加させていただいたというタウンミーティングもそうなんですけれども、いろんなミーティング等に関しましては、今現状、三宅町で在住されている方の参加人数はもう極めて少ない。少ない理由ってどこにあるんですか。それはやっぱり将来像が見えないから。行ったところで分からないから。何を語り合って何をしますか。そういうところがずっとあって、ここ何年も来ているのにその内容が変わらず、ずっと住民さんが少ない状態でずっといろんなことを繰り返されているように思うんですね。

だからそこのところをやっぱり打開しないことには、やはり今言うている1人ずつがチャレンジできて、住みやすいまちにするねんというても、将来像が見えない限りはやっぱり住民さんって来ていただけないですし、住民参加というその参加をしていただかなければ意味がないんですけれども、参加参加と言われて割には、ここ数年、それに対しての対話であったりチャレンジであったり、こちらサイドがすることというのはなかったように思うんですがどうですかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 1点、確認です。こちらサイドというのは、どのような認識で。申し訳ない。

○議長（辰巳光則君） 行政サイド。

だから参加者が少ないことに対して、何か新しい取組で参加者を増やすというような努力

が足らんかったんちゃうかということです。

森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

それも課題感としては認識しています。梅本議員おっしゃるとおりかなということで、そこは僕たちも課題感をさらに持たなければいけないというところで、また、様々議員の皆さんからもご意見いただいていますように、そういった参加が少ないところで、無作為抽出による住民参加というところで何百人かに送って、例えばあざさ苑の改修のプロジェクトであったりとか、そういったところの意見を聞くということをチャレンジさせていただきました。

様々な手法は取っているんですけども、やはりまだまだそういった参加が少ないというところはおっしゃるとおりかなと思うので、さらにまた議員の皆様からもどうしたらいいかのアイデアをもらいながら、私たち自身もその課題感を持ってしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） それなんですけれども、だから結局は全てが抽象的なんですよね。バリューもミッションも。だから結局そこに賛同できないというか、意思疎通ができない。もっとはっきりしたものをやっぱり立ち上げてあげないと、やはり町民さんなかなか理解もしていただけないでしょうし、そこにやっぱり希望を持って夢を持っていくねんということが大きく分からないのかなとは思います。

その中で、やはり今、最初の町長の答弁にもなかったんですけども、やっぱりそこから考えたら、石見でいくヤング・イノベーション・レジデンス、これは県の事業ですけども、そこに大きなものが建つということは、三宅町にとっては大きな変化があるということだと思います。それに対して、結局もうちょっとここに入り込んでもええのかな、三宅町としてはこういうふうに、それが来るからそういうふうにすんねんという。ほんで、町って変えていくねんということもあってもよかったのかなと思うんですけども。

それに対して、川西のほうはバルセロナのサッカー場、逆にそれに関しましては、やはり民間のほうが大きく動きますので、ある程度、人の動員というのはできる。だけれども、田原本におきましては免許センター、八木からそのまま来るので、それに対しても人の流れというのは一律見込みが取れる。

だけれども、三宅のヤング・イノベーションに関しましては、寮生が少なかったり何かすれば、また、一定の人しかやっぱり流通しないという形であれば、三宅町のインフラ整備と

いうのをしっかりして、そこのところをやっぱりこっちに来ていただけるというような形を取らないといけないと思うんですね。

それに対して、僕、何度かその質問をさせていただいたと思うんですけども、知事等にそこからいろんな話されましたか。幾ら、何回か。どうなんでしょう。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 非公式ではございますが、顔を合わすたびにこの話というところはさせていただいています。

また、学生寮だけではございませんので、スタートアップ関連のインディビジョン施設というところも並走という形なので、来る方に関しては住む方だけではなく、県内のスタートアップ関係者も含めて、そういった人の流れというところをつくっていきたいということがこの事業の大きな目的となっていますので、あくまでも核としてはヤング・イノベーション・レジデンスということで、学生寮というところはございますけれども、そのほかその人たちと交わる人たちをどう県内、県外も含めてここに集っていただくかというのが、大きなプロジェクトの柱となっております。

また、企業誘致のほうも県のほうで行うというところでは聞き及んでいるところですので、そういったところで人の流れというところは、全体としてはつくっていかうというのがこのプロジェクトの大きな趣旨となっています。

また、先ほど梅本議員がおっしゃっていましたがけれども、最近変化が見えない、希望を見せないといけないんじゃないかというところでは、本当に今年度は、梅本議員からのご質問をいただきまして、転入者の合計が転出者の合計を上回るという、久しぶりというか、多分、今、確認できているところでは3年ぶりぐらい。多分もう少し調べていくと、かなり長い間というか、大きな住宅開発がない中で社会増になったというところは、これ総合戦略でやってきた施策一つ一つの積み重ねの結果であるというところで、ここは大きな変化があったのではないかというふうに認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 最後のところなんですけれども、最後のところに関しましては、今年1年ではなかなか計り知れないものじゃないかなと。これが数年も続けば、まだその施策の結果が出たという形はいいかも分かりませんが、今現段階で今年ちょっと数人増えたからこの施策が成功というのは、ちょっとどうかなというふうには思います。もうちょっとそこに関しては、長い目で見えていかないといけないのかなとは思っています。

ただ、やっぱり大きなまちの流れが変わるということに対して、三宅町が石見であったり、東西に分かれてしまいますので、今、三宅町というのは。ただ、やっぱりそこに対していろんな施策を考えていかないと、またそこをやらないといけないと思いますし、今回、知事のほうも視察に行っておられます。新聞等でも撮影ありましたけれども、川西の町長は一緒に同行されておられます。新聞等にも載っていましたが、その視察と、ほんで三宅町の寮の視察も行くというふうなことでは書いてありましたけれども、町長はなぜ同行されなかったんですかね。

また、それに対しての、行かれたのであれば、そこを聞きに知事のところに行かれたりはされたんですかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 知事からお声がけがなかったので、今回、私自身は知事のほうには行っておりません。

また、その後、知事との面談というところ、時間取れないところもございますので、まだその後、知事ともお会いしていない状況ですので、その話というところは聞いていないというのが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） こちらからやっぱりいろんなことを、お声をかけていただけていないということは、やっぱりちょっとそこには二番、三番煎じになっている。そこはやっぱり一番最初に行くのであれば、声をかけていただけるような施策をこちらから持って行って、こっちはこういうふうにしたんだということをやっぱり明確に知事のほうにも伝えていかないと、いろんな伝えることがなくて、結局、向こうの主導で行かれると、今、言うておられるようなことというのはなかなか通らないと思いますし、今、M i i M o でやられていること、スタートアップにしても、それが県が主導でやられるのであれば、今、M i i M o でそれをやる必要というのは逆になくなって、方向転換もしなければいけないところもやっぱり出てくるのかなと。

そこがしっかりと詰めを取っていかないと、なかなか県の大きなやるところとやっぱり三宅町がやるところ、また全然形は違うと思いますけれども、やはりそのところをしっかりとやって、住民さんとのコミュニケーションとの場ということも言っておられますけれども、その住民の場というのがどういうものであるかということと、知事へのお伝えというのはされておられるんですかね。どこまで三宅町が入って何をするというの、特にない。

○議長（辰巳光則君） 1点だけ。

多分、バルセロナへ川西の町長が行かれたというのは、行くから行こうかとかでは、そういうことでうちがハブられたとか、そういうことではないと思いますんで、ちょっと事実として。

森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

スタートアップのことに关しましては、県が今年スタートアップの戦略というところを策定したということでお聞きをしています。しかし、その前の段階で、三宅町が奈良県ではいち早くスタートアップ関連の施策というところをしている中で、県のほうから逆に勉強させてほしいということで、非常に多くのコミュニケーションを取らせていただいていますし、私自身も今年、内閣府のイベントであったり、様々なスタートアップ関連のイベントというところで、町内外というところで全国から依頼が来ているところで、登壇させていただいていますけれども、その都度、県の担当者が来ていただいたり、その場に県の担当部長等々も来ていただきながら、コミュニケーションしているところでございます。

また、内閣府においても、今スタートアップ関連のところはかなり三宅町の名前が会議にも上がっているというところで、モデルも含めてかなりそういったところでは、全国に先駆けた取組というところで評価は高いというところで、奈良県においてもその点のスタートアップ施策、今後のスタートアップというところでは、インキュベーション施設も含めて、三宅町の意見というところをしっかりと今、逆に聞きに来ていただいているというような現状がございます。そういったところがあるというところで、ご報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

本当にやっぱり大きな事業の一つを担うんだと思います。やっぱり石見も大きく変わる可能性がある施策ですし、三宅町自体も大きく変わる施策ですので、やはりそこで三宅町が何を整備し、人をしっかりと流動していくかということを考えていかなければいけないのかなというふうに思わせていただいております。

あと、最後のMラボなんですけれども、Mラボ、僕が聞かせていただいて初めてのMラボという言葉から、議員にならせていただいて初めて聞かせていただいた施策なんですけれども、そこから1年たちますけれども、何ら変化がなく、何の盛り上がりもなく来ているので、

どうなってんのかなと思って質問させていただいたんですけども、結局、今、Mi i MoがMラボを担いにかけているというふうなお言葉をいただいておりますけれども、僕が一番最初に受けた印象からいけば、住民の方がまずそこにしっかり集って、その集った中でいろんな方が外からも来られるというような気がしたんですが、今のMi i Moの場合は外の方が大半で、住民の方はほとんどそこに参加していない。

先ほどのミーティング等々もそうなんですけれども、やはりそこから考えれば、ちょっとなかなか今、Mi i Moがうまく担っているというお答えだったんですけども、ちょっと違うように思うんですがどうでしょうかね。違うことはないですかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、Mi i Moの壁のほうに、100チャレンジというのを貼らせていただいています。

たしか梅本議員もご覧になっていると思いますけれども、あれはほとんど住民の方のチャレンジというところが大きく、スタッフも含めて住民も含めてというところで、かなり大きな人数の住民さんの活動というところをチャレンジとしてさせていただきまして、そういったところでは、今まで活動がなかなか次のステップに進まなかったところを小さなチャレンジかも分からないですけども、様々新しいことにチャレンジをしていただいているというところでは、こうしたもとのラボの設計上、このチャレンジをどう増やしていくかというのがラボの目的というところもございましたので、そういう意味では、そういう方々が増えてきているというのが見えてきたというところでは、先ほど答弁させていただいたとおり、Mi i Mo自体が今の実験の場、チャレンジの場というところには、少しずつですけどもなっているというふうには認識をしています。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 階段にずっと貼られているやつのことを言っておられるんだと思うんですけども、そこは見てとれるところではあるんですが、だけれども、やっぱり最初やられていたところとは大分違うのかなというふうな感じはしています。

というのは、やはりまずMi i Moにそれだけ住民さんが集っておられるのかなと思ったら、集っておられない。ほとんど外からのいろんな催し物のイベントが大半で、その大半のところもやっぱり食べ物であったり、等々に関しましては、住民さんのほうが飲食ですので来られますけれども、ほかの事業に関しましてはあまり来られているような印象もないですし、その方々がやられているというのが大半で、その100のチャレンジにおきましても、

やはりどこまでそのチャレンジが実行されて、結論的に最後までなってんのかなというふうな、それもまた見えてこない。なかなかちょっと見えてこないものがすごく多過ぎるように思うんですが、もうちょっと見える化ってできないんですかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 見える化というところでは、100チャレンジをまず貼るというところで、自分たちのチャレンジの可視化というところを今、図らせていただいている。

今まであれもなかったので、おっしゃるとおり見えないというところがあったんですけども、あれを貼り出してから、こういう方々がこういう活動をされているんだというところの多くの声をいただくようにもなっていますし、こういう団体があったんだとか、こういうチャレンジがあるというところに、自分たちもしてみようというところの一步を踏み出す勇氣になったというところのお声も頂戴していますけれども、まだまだ可視化であったり、梅本議員おっしゃるように、見える化というところをどう図っていくか。

もう少し広げていくという、今これも、100チャレンジ自身も我々のチャレンジの一つですので、同じ課題感を共有しています。その見える化であったり、分かりやすくしていくということが今後求められているというのは、共通の課題であるというふうに認識をしております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

本当にもう今思わせていただくのは、やはりまず住民さんが納得していただいて、住民さんが参加していただけるようなまち、住民さんがそのことによってやっぱり幸せを実感していただいて、生活をしていただくというのが大きな目標であると思いますし、それがやっぱり小さいまちだからできることであるのかなと。大きければなかなか難しいですけども、なかなか今感じさせてもらうのは、小さいまちだからできるようなじゃなくて、小さいまちでもできるような施策がすごく多くて、だからなかなか住民さんのほうには浸透していかない。

それをどういうふうに浸透していくかというのは、僕らたちの力も必要ですし、それを広げていかないといけないとは思いますが、やはりもっと住民さんが意識的に分かるように、やっぱりまちがしっかり変わる。田原本におきましても川西におきましても、やっぱり見るだけでまちが変わっているのがよく分かる。三宅町の場合はやっぱり何ら変化がないので、どうなっとなねんというのが住民さんの大きな不安材料の一つであるのだと思います。

そこをどういうふうにするのかというの、やっぱりまちとしては考えていかないといけないと思いますし、「ハッピーにスモールタウン」という言葉をうたうのであれば、そのスモールタウンはどのようなまちの景色にするのかということも明確に上げていただきたいなというふうに思っております。

以上です。これで質問を終わらせてもらいます。

○議長（辰巳光則君） もう最後は意見として。

○1番（梅本睦男君） はい。

○議長（辰巳光則君） 分かりました。

これで梅本睦男君の一般質問を終わります。

◇ 川 鱒 実希子 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、3番議員、川鱒実希子君の一般質問を許します。

3番議員、川鱒実希子君。

○3番（川鱒実希子君） おはようございます。

私からは、まちの防災対策の充実についてお伺いします。

要点は、1点目、町在住の職員が少ない中で、防災活動がスムーズにできるのかどうか、2点目、情報伝達のためのツールを有効に活用していただきたい、3点目、参加したくなるような楽しい防災訓練をしていただきたいの3点です。

今年1月、政府の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率をこれまでの70から80%から80%程度に引き上げました。80%程度とは、いつ起きてもおかしくない数字であるとのこと。

さて、そこで、三宅町の防災対策を考えると、幾つも不安な要因を抱えていると思います。

1点目は、まちに住んでいる職員が少ないため、地震のような大規模災害が起こったときに、駆けつけることのできる人数が非常に限定されることです。

これはまちと一緒に防災活動に従事し、主にボランティアの受入れなどを担当する社協の職員も同様です。残念ながら、三宅町地域防災計画や職員初動体制マニュアルは、ほぼ全職員が町内に住んでいることを前提としており、こうした実態に対応できてはいません。まずは町内に住んでいらっしゃる職員の人数を把握し、その限られた人員で防災訓練を実際に行ってみて、足りない部分を自治会などの民間とどう連携すべきか、その課題を洗い出す必要があるのではないのでしょうか。

2点目は、情報伝達ツールの有効活用がされていないことです。

現在、三宅町には政策推進課が管理している三宅町アプリというLINEのアプリがありますが、これは双方向ではありません。一方的に役場からの情報が流れる形になっています。災害発生時には、いかに早く正確に災害の状況を把握するかが大切です。役場からの情報を住民に伝えると同時に、住民から町内各地で起きている災害の状況をLINEで送ってもらうようにしてはどうでしょうか。LINEであれば写真も送れます。また、住民同士の情報交換のツールとしての活用も期待できます。

3点目は、防災訓練の参加者が固定化したり、高齢化している点です。

災害は忘れた頃にやってきます。今がまさに忘れた頃なのですが、来る来ると言われた地震はなかなか来ません。住民のほうもいい加減飽きてきて、参加者はほぼ固定し、高齢化し、じり貧になってきています。

防災訓練の成功事例として、学校の校庭をキャンプ場にして、夏休みの土日に行っている自治体があります。そうすることで、日頃忙しくて参加できないお父さんやお母さんたちに参加してもらい、子供たちと一緒に校庭にテントを張り、飯ごう炊さんやキャンプファイヤー、体育館では段ボールを使ったパーティション作りや段ボールベッドなどを作ってもらいます。もちろんテントを持っていない方たちもそういった形で、体育館の中にベッドを作ったりするような形で参加することができます。

これらは全て、被災時に避難所になる小学校を使った避難所運営の訓練になるのです。そして、何よりも住民同士が顔見知りになることで、日頃から気にかけて合う関係性をつくることができます。

そこで、町長にお尋ねします。

①現在の町職員の人数と、そのうち町内在住者は何名いるのか教えてください。

②南海トラフ巨大地震が起きた場合、三宅町は最大震度6強と想定されています。三宅町地域防災計画では、震度5強以上の場合、全職員動員体制を取ることになっていますが、町内在住職員だけで地域防災計画が想定する作業をこなすことは可能とお考えですか。

③限られた町内在住職員だけで防災訓練を実施して、その課題を洗い出し、必要があれば自治会などと協議して、連携の体制を築く必要があると思いますがいかがでしょうか。

④昨年の能登半島地震は午後4時過ぎに発生したため、夜間で情報収集が進まず、被害の全容が明らかになるまでかなりの時間を要しました。私の記憶では、一晩全然状況が分からなかったように思っております。町内各地域の被害の状況をLINEで役場に送るような

体制を築けば、職員数が少ない部分を補うことにもつながります。政策推進課の公式LINEだけでなく、健康子ども課が管理するマイコミュアプリの活用も有効だと思いますがいかがでしょうか。

⑤防災は、義務感でやっては長続きしません。いつ起こるか分からない災害への備えは、楽しく和気あいあいとやってこそだと思います。そんなふう楽しく防災訓練を行うことについての町長の考えをお聞かせください。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 川緒議員の一般質問にお答えいたします。

さて、防災対策においては、本町では地域防災計画を基に防災力の向上に努めているところではございますが、地震等における自然災害について、いつどこでどのような規模で発生するか分からないことから、特に日頃からの備えが必要であると考えております。

本町としても毎年予算を確保し、災害備蓄品の整備に努めているところでございますが、今議会においては、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用し、避難所等における環境改善をさらに充実するために、補正予算の確保を行ったところでございます。

では、そのような観点に立ちながら、お尋ねの質問について順にご回答を申し上げます。

まず1点目、現在の町職員の人数と、そのうち町内在住者は何名ですかについてですが、現在の町職員の人数は105名であり、そのうち町内在住者は1割弱の10名となっております。定数外職員については、災害対策・対応を行う職員の対象としてはおりませんので、105名には含んでおりません。

続きまして、2点目、三宅町地域防災計画では震度5強以上の場合、全職員動員体制を取ることとなっておりますが、町内在住職員だけで地域防災計画が想定する作業をこなすことは可能とお考えですかについてですが、そもそも町内在住職員に限って災害の対応を行うことは想定しておりません。

災害は発生の場所は規模により被害も変わり、特に発生時刻によっては職員が参集できる状況も違います。また、本町が被害の中心となる場合もあれば、職員それぞれの居住地に被害があることも想定されます。そのため、町内在住職員だけでなく他の職員にも計画に基づき参集できるよう、訓練等を通じ、職員自身が自発的に情報を集め、素早く対応できるようにしているところでございます。

また、執務時間内であれば職員も出勤していますが、窓口等の通常業務をどう対応してい

くかという課題もございます。特に執務時間外での場合では、災害が発生してから初期の段階に職員が参集する都合上、状況によっては人数が限定された中で対応することはやむを得ないものでもあります。この点を穴埋めするには、24時間365日対応できる体制整備が必要となることから、あまり現実的とは思えません。

災害が発生したときに行政がいち早く対応することはもちろんですが、住民一人一人が体にけがなく動かせる状況かどうか、次にどのように対応できるかなど、災害が起こった場合に備え、各自で考え準備することが大切であり、このような考えを地域に広めていくことが重要であると考えております。

続いて、3点目、限られた町内在住職員だけで防災訓練を実施し、課題を洗い出し、必要があれば自治会などと協議して、連携の体制を築く必要があると思っておりますがいかがですかのご質問ですが、2点目でも触れましたが、災害発生時、町内在住職員が迅速に、また確実に参集できる保証はなく、全職員を対象として、参集者が誰であれ災害に対応できるよう、職員への育成と訓練が大切であると考えております。

現在も災害時の避難所の開設情報や水門の状況確認については、自治会、水利組合、自主防災会、消防団へ情報共有を行い、ご協力をいただいているところであり、特に各自主防災会との連携につきましては、自主防災組織連絡協議会として会議を定期的で開催し、地域の防災対策について情報共有を重ねているところでございます。

このような日頃から顔の見える関係が非常に大切であり、今後も防災対策における課題を洗い出し、連携を引き続き深めてまいりたいと考えております。

続いて、4点目、被害状況をLINEで役場に送ることができれば、職員数が少ない部分を補うことにもつながります。公式LINEだけでなく、健康子ども課が管理するマイコミュニティアプリの活用も有効だと思いますがいかがですかについてですが、災害発生のタイミングや被害の規模が分からない中、その情報を素早く正確に集める必要がございます。町の公式LINEをはじめ、いろいろなツールがある中、現状において電話対応を含め、双方向の情報やり取りには時間と対応する職員が必要となることも課題点と認識しており、今後、防災行政無線の更新も迫っている中、ご意見も参考にさせていただき、検討させていただきたいと考えております。

5点目、防災訓練は義務感でやっては長続きしません。いつ起こるか分からない災害への備えは楽しく和気あいあいとやってこそだと思います。そんなふう楽しく防災訓練を行うことについて、町長のお考えを聞かせてくださいについてですが、防災訓練は災害時の迅速

な対応をするための事前確認や、災害時のリスクを想定した行動の把握と効率的な情報共有のため、コミュニケーション力や協力体制の強化等が大切です。議員お述べのとおり、様々な被害状況を想定しながら、訓練を通し参加することの意義、防災対策に対し意識を向上させることが大切です。

今後も各自食料品の備蓄や防災グッズを整えたり、住民一人一人の防災意識向上につながる啓発にも力を入れながら、防災対策の向上に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願い申し上げて、川鯨議員への回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） それでは、再質問。

川鯨議員。

○3番（川鯨実希子君） 改めて、町在住の職員が1割弱という数字に私は驚いたんですけども、確かに災害というのはどんな状況で発生するか分かりませんから、あらかじめ予測してというのは難しい点があるというのは分かるんですよ。

ただ、やっぱり一番最大規模の災害が起きたときに、一番手薄の状態でもどこまでやれるかというのを事前に検討しておくというのは、一番大切なことだと私は考えるんですね。ですから、震度5強以上の場合、全職員参集となっておりますが、これから話すのは、主に地震のことです。震度6強が想定されている南海トラフが起こった場合に、三宅町の在住の職員10名しか来られないという状況だったら、どう動けばいいかということをして1回シミュレーションしてほしいとは思うんですね。

それで、それからプラスアルファで、意外にも田原本で三宅に近い方で田原本や川西の人がそれよりプラスアルファでこれだけ来れたら、そこはその分詰め回しすればいいわけですから、一番最低の厳しい状況でどうなるかというシミュレーションを一度はやる必要があると思うんですがいかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 再質問にお答えします。

川鯨議員おっしゃるように、町内在住の職員が105名のうち10名と、9.5%ぐらいしかいないという現状もございます。今おっしゃった例えば磯城郡内の在住者でございましたら26名、24%ちょっとぐらいですね。だから4分の1ぐらいの職員数になるんですが、その辺も踏まえまして、ちょっと少し前になりますが、職員の参集訓練というのも昔実施した経緯もございます。最近でしたら、そういう訓練、職員の育成、先ほど町長からも回答ありましたように、育成も大事ですし、シミュレーションすることも、川鯨議員おっしゃるように大事だと

思いますので、一度、参集をどのようにできるかというような訓練をちょっと実施してみようかなと、今、計画を練っているところでございます。

以上です。

○3番（川齋実希子君） ありがとうございます。

ぜひそれはやっていただきたいと思います。それによって職員の人も意識が、自分も単に部課長がいる中の何十人の中の1人じゃなくて、本当に限られた十数名、二十数名の中の1人だという意識を持つことが何より大事なのかなと思います。

続きまして、3点目の在住職員さんは職員が少ないということに関する問題でしたので、それについては、今のお答えで私、納得いたしました。

それで、続いて、ただし、そこで各自主防災会とか自治会、水利組合等の連携を定期的に行っているということなんですが、各自主防災会との会議、定期的といいますが、どのような頻度でなさっていますか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 自治会長会が年4回ぐらいございますので、その前の時間帯で、ほぼ同じようなメンバーでございますので、自治会長会の前の時間帯で年4回ぐらい行っております。

○議長（辰巳光則君） 川齋議員。

○3番（川齋実希子君） そこに参加している自治会長の方なんかからもお話聞くんですけども、自治会長会の前にやっている自主防災組織連絡協議会と名前は立派なだけけれども、ほぼ内実がないと。毎回10分程度で終わるとおっしゃるんですね。ですから、やはり先ほど職員数が少ないということもちゃんと伝えてはもらっしやらないんじゃないかと思うんですね。そういう状況を分かってもらえない中で、町は口を開けば自助・共助と言うというふうになんか住民の方々は思っている節があるので、自助・共助、一体どういうレベルで自助・共助が必要なのかということをきちんと具体的に言うためにも、限られた人数での参集訓練とかをやってみて、もうここは自治会にお任せするしかないねという判断もされた上で、そういった情報を自主防災組織連絡協議会でぜひ話し合っていたいただきたいなと思います。

○議長（辰巳光則君） これ質問ですか。

○3番（川齋実希子君） やる気があるかどうかだけ。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） ご意見ありがとうございます。

会議の状況によって、もちろん今おっしゃったように10分ぐらいのときもありましたし、もちろん自治会長会を押しようなことになった時間、1時間以上会議を進めたこともございます。

内容はいろいろございまして、ご相談とか、主に今年度でしたら、総合防災訓練の内容をご検討いただくような形に最近は多くなっています。それだけではなくて、職員の状況とか具体的な方法とかもこれからそういう場でも検討しながら、中には地域防災計画の変更、改訂のほうもいろいろご相談しながら、その会議の中でもんでいきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○3番（川緒実希子君） ありがとうございます。

それで、4点目のアプリの活用については、ご意見も参考にさせていただき、検討させていただきたいと考えるというお答えでした。ありがとうございます。

それで、今ある政策推進課のアプリ、三宅町アプリというのは、町の側から登録した人へ情報を送ることはできますけれども、その逆はできないので、双方向ではないんですね。

それで、健康子ども課さんがやっているアプリで、マイコミュアプリというのだと双方向に情報伝達することができて、実際にもマイコミュアプリを導入されていた静岡県で2年ほど前に洪水が起きたときに、それで地域の方たちがいろんな情報をアップして、断水が起きたときにどここの地域には何時何分に給水車が行くよとかいう、本当にリアルタイムで生活者にとって必要な情報というのをやり取りできて、すごくよかったという事例もあるんですね。

ですから、ぜひ三宅町アプリの活用になるのか、だとしたら全然登録者数が少ないので、積極的に防災にも使うぞという観点から広めていただきたいと思いますし、それか三宅町アプリを災害のときだけでも、災害時に限って双方向に切り替えるような手段が取れないかということを考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） ご意見ありがとうございます。

議員お話の今のLINE等のアプリの活用につきましては、実は以前より川緒議員よりもいろいろご紹介、ご意見をいただきまして、検討してほしいということを伺っておったのですが、実際のところなかなか導入に至っていないのが現状でございます。

まず1点目、LINEにつきましては、管理という面におきましていろんな課題が、ここ

ではちょっと細かいことは触れませんが、いろんな情報漏えいの件とか、LINEアプリがプライベートなものであるということに関しまして、どのように活用してええか、全面的に別に否定するものではございませんが、どうやって活用していくかという課題は残っているので、どうしようかと迷っているところもございます。

それと、健康子ども課で活用しているマイコミュですか、それはちょっとお話聞きましたら、もう廃止されるというお話を聞いて、私の部門ではございませんので理由等は知りませんが、ちょっと廃止されるということもお聞きしておりますので、なかなか活用にはということですね。

やはりそういう情報共有を住民の皆さんとできるということもありますけれども、1点は、ちょっと心配しているのは、やっぱりいろんな情報が来たときの対応、精査をきちっと、行政はやっぱり正確なきちとした情報を流さなければいけないというのがございますので、その辺の課題として仕様をどうしようかというのがございますので、もちろんその辺は検討する必要も多々あると思っています。

町長の回答でもありましたように、もちろん他市町村でいろんなことをされています。その辺も担当のほうで情報収集しながら、前向きには僕は検討したいと思っています。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○3番（川緒実希子君） そうですね。LINEがいいかどうかというのも十分検討しなければいけないと思いますけれども、国土交通省なんかが新規で道路の補修が必要な部分なんかを住民からLINEで写真を送ってもらって、そこを補修に行くとか、LINEのよさはやっぱり写真が送れることだと思うんですね、簡単に。なので、有効かなと個人的には思っています。

それで、確かに熊本地震のときに、ライオンが野に放たれたというような、ああいうことがありますし、それはどのSNSでも必ず起きてしまうといったらおかしいんですけども、それを恐れていたら一切活用できないものだとは思っています。

やっぱりそこは三宅町の住民のモラルを信頼して、例えば投稿できるところには、あまり好きじゃないけれども、マイナンバー入れると投稿できて、それが住民だと判断されたら投稿できるとか、そういうこともできると思いますので、そこはちょっとITを活用した方法を検討していただきたいなと思っています。

次に、5点目について、楽しい防災訓練をと私は考えているんですけども、その5点目

に関して、町長は先ほど、防災訓練は災害時の迅速な対応をするための事前確認や防災時のリスクを想定した行動の把握と効率的な情報共有のためのコミュニケーション力、協力体制の強化等が大切だと。

教科書に書かれているのはこのとおりだと思うんですけども、もっと心情的な防災の原点というのは何かと考えたら、やっぱり平時に、非常時じゃなくて平時にどれだけ住民同士がお互いを顔の見える関係になって、いざというときにどれくらい困難な方のことを思いやれるか、想像して助け合えるかということであって、それこそ全国で2番目に小さいまち三宅ならではの私、防災訓練って可能だと思っているんですよ。大都会じゃできないけれども三宅ならできる。2キロ掛ける2キロの狭さであり、6,500人しかいないんだっただけという。

なので、ありきたりなと言ったら語弊ありますけれども、やっぱり実際問題としてどうですか。参加者に10代、20代、30代いらっしゃいますか。ほぼいらっしゃらないと思うんですよ。やっぱり若くて50代、60代、70代、80代のお年寄りが頑張っているのが三宅町の防災訓練じゃないですかね。ですから、そういう人たちは本当に真面目なので、義務感で参加してくれるんですよ。内容が対して面白くなくても。

でも、やっぱりそうじゃなくて、30代のファミリーの方が参加したくなるような、夏休みの土日にお父さん、お母さん、仕事休みだ、さあテント持って小学校の校庭に出かけよう、何だったらペットも連れて行こう、ペットは避難所入れないから、結構テント生活、そのためにしている人多いんですよ。車上生活の人も多いですし。そういう実際に災害が起きたら、私んちはこういう形で避難しますよというスタイルで来てもらおうと。

それで、あなたはどちらのどなたですかとお互いに自己紹介し合って、キャンプファイヤーやって、花火やったっていいし、そういう楽しいオプションもつけて、じゃテントない人どうするんだと。テントない人は、小学校に行って体育館でパーティション作ったり、段ボールベッドを自分で組み立てたことある人、何人いますかね。私も組み立てたことないです。そういう訓練をやって、それで非常食食べて、一晩寝て、すごい思い出になると思うんですよ、子供たちにとっては。防災意識の植えつけにもなるし、こういうのをぜひ考えていただきたいと思うんですがいかがでしょう。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 確かに子育て世代の防災意識というところには課題感がありまして、今回、健康子ども課において、赤ちゃんの防災というところで、今ピジョンさんと連携協定

をしている中で、ピジョンさん中心に赤ちゃんの防災というところで、今回、講座をさせていただいたんですけれども、やや思っていた以上に参加がなかったというところで、今回はいろんなグッズのプレゼント等々とか、今の防災食のプレゼントというところとかもあったんですけれども、ここがうまくできていないなというところで、防災意識の向上からいかないといけないなという課題感が今回見えたなというところがございます。

そうしたところでは、川鯨議員おっしゃるようなどうしたら参加したいかというその思い、先ほどの梅本議員のご質問とも共通するところかなと思うんですけれども、そういった行きたい仕掛けというところをどういうふうにつくっていくかというところは、今のご意見も参考にしながら考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 川鯨議員。

○3番（川鯨実希子君） ぜひ三宅町の防災訓練って面白いんだってと、何か奈良県内に広まるようなことをやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） これで川鯨実希子君の一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） ここで一旦暫時休憩したいと思います。再開は10時45分からといたします。

（午前10時36分）

○議長（辰巳光則君） ……（録音漏れ）……

（午前10時45分）

◇ 森内哲也君

○議長（辰巳光則君） ……（録音漏れ）……

○7番（森内哲也君） ただいま議長の許可をいただきましたので、議場で発言させていただきます。再質問は自席にてさせていただけたらと思います。

私のほうからは欲張って6個あるんで、ちゃっちゃといきたいと思います。

1つ、タイトルが、人口減少が進む中、今後、住民が高齢化していくことに伴う問題、例えば残るだろう家、放置されるだろう土地などに対して、公としてどのような伴走がありますかというタイトルです。

この質問のゴールはタイトルにあるとおり、高齢化に伴って終活などを考えるときに、行政としての相談窓口があれば住民としては安心につながるので、何か考えられないかというところを想定しております。

まず、令和5年3月に質問いたしました空き家に対するその後のことをお尋ねします。

あえて住所がどことは言いませんが、当時の回答としては、権利関係がややこしくてなかなか引き渡せない、しかし、何とかしたいという思いはある、そんなふうに言われていました。今も変わらず手を出せないというような状況でしょうか。

令和6年9月の定例会の質問では、瀬角議員からも荒廃した農地や管理不足の空き家をどうするのかというような質問も出ております。そのときの回答では、人口減少により全国的に空き地、空き家が増加している、本町も例外ではないと言われていました。じゃ、どうするのかということです。問題が発生したら担当課で対応してくれますが、そのときには相続人が20人以上でどうしようもないとか、権利関係が複雑で弁護士もひるむ状態になる前に何とか考えられないのか、そういう話です。

三宅町は、転入者よりも転出者が多いです。先ほど転入者が増えたというような回答がありますけれども、現在まではそうでした。出ていかれるときに残った家はどうしますかとか、持っておられる土地はどうしますかと尋ねてみたり、福祉関係の部署では独り暮らしの住民さんの情報をつかんでおられると思います。その人のその後どうなるねんとか、独り暮らしとか家族と疎遠という人が増えていると感じております。

また、農業を頑張っているあの人の息子らは出て行って、次に継ぐ者もおらへんねんとか、最近、体の調子が悪そうやぞみみたいな、そういうような情報が小さなまちだからこそ、その気になれば集約できそうな気がしますがいかがでしょうか。

空き家担当の部署に任せることや農地の管理の部署に任せる、あるいは福祉の部署に任せるということではなく、情報を集約して問題が発生する前、こじれる前に対応するようなことは考えられないでしょうか。小さなまちだからこそできそうな気がいたします。いかがでしょうか。これが1つ目です。

次、2つ目です。

ポケットパーク、いわゆる三宅郵便局前のアザサの育成池のことです。そこが放ったらかしで、現在、見た目が悪いような状態になっております。三宅の歴史につながるアザサの花の扱いが非常に雑だと感じておりますので、町としてはどう考えておられますかというタイトルです。

万葉集は日本が世界に誇れる歌集です。これに異論はないと思います。その万葉集に三宅という地名とともに出てくる花がアザサです。また、その登場の仕方が非常にいいんですね。こういうような問答歌です。親子の問答歌です。親が息子に向かって尋ねます。苦労して三宅によろ行っているけれども、何しに行ってるねん、何でや。すると、息子が答えます。お母さん、お父さんに紹介していなかったな。黒髪にアザサの花を飾ったかわいい子がいて、俺の彼女やねん、そんな回答ですね。親が子供を思う気持ち、息子が彼女を思う気持ち、そういうのが込められた万葉の歌なんですね。人が人を思う気持ち、息子が彼女を思う気持ち、そんなことが込められた歌です。

人が人を思う気持ちが込められた歌ですので、そんな今も変わらない気持ちが昔、万葉の時代からここにはあって、人が人を思う気持ちだからこそ、三宅町による福祉施設の名称が「あざさ苑」、そういうところから来ております。

また、まちのマスコットキャラクターがみやっぴいであり、アザサの花をモチーフにしているのもそういうところから来ているんですし、このアザサの扱いが雑だという指摘は、三宅町としては真摯に受け止めるべきだと感じております。

ポケットパークをはじめとしたアザサの池の管理など、まちのシンボルとなっているアザサの扱いについて、町としてはどうお考えでしょうか。これが2つ目です。

3つ目です。

対話の方法についてということです。

対話ということを考えると、難しいなと思う今日この頃です。令和5年3月に川鯨議員の一般質問で、住民参加が必要なときに無作為抽出の方法を取り入れて、多様な住民の意見を反映するべきではないか、日頃、行政に関心のない住民さんの声をどう拾うのか、日頃、まちに関心のない人に関心を持ってもらう、そういう点がポイントだったと思うような指摘の質問、あったと記憶しております。私はそのとき、よい意見だなと思いながら聞かせていただいております。

では、具体的にどうするというような回答はそのときにありませんでしたが、こんなふうには回答されております。生駒市のオンラインワークショップや住民参加型合意形成プラットフォームの実験も参考にしながら、三宅町にとって最適な住民参加の方法を検討する。どの計画に適用できるかを考慮し、取り入れられるところは取り入れたい、そんなふうな回答をされておりました。

その後、実際に幾つかの課で無作為抽出による住民参加の方法を試してみた、そんな話も

聞いております。試してみてくださいか。三宅町にとって最適な住民参加の方法を検討されている報告をお願いします。これが3つ目です。

次、4つ目。

年齢を取って移動手段がなくなっていく問題への対策、特にライドシェアについてというタイトルです。

高齢化や人口減少に伴う移動手段の問題については、質問があるたびにライドシェアについて検討する、あるいは研究する、そういった回答が返ってきておりました。ライドシェアの概念が私のほうでも勉強したりして分かってくるにつれ、三宅町ではなかなか難しいなというような認識を私自身は持っているのですが、現時点での研究の成果をお伝えください。これが4つ目です。

次、5つ目です。

M i i M oの運営についてです。

新たな官と民の協働についてというタイトルです。

M i i M oの運営については、まちづくり会社という話もありましたが、住民主体で運営するという当初の想定どおりにはなかなか難しいというような印象を持っております。とはいえ、それなりに運営は継続してくださっているので、うまくいっている部分もあると思っております。新しい予算も出来上がってくる時期ですので、運営に関してうまくいっている部分、あるいは継続していきたい点、まだ未解決、あるいは新たな問題など、今後の課題を教えてください。住民の皆さんに喜んで使い倒してもらえるような施設になることを心より願っております。

また、運営に関してというか、運営とは別という話かもしれませんが、町づくり会社ということで、新たな官と民の協働を模索するというような言葉も聞いております。模索や研究の成果をお聞かせください。これが5つ目です。

6つ目です。

三宅周辺の開発についてというタイトルです。

石見地区の県有地の開発、新しい学生寮、Y I R、ヤング・イノベーション・レジデンスでしたかね。この進行状況についてはどのようになっていますか。

石見駅前への県立大学の誘致という話が、これまでにない学生寮、Y I Rを造るという話に変わってきております。大学の話が出てきたときに見直しを考えていたという、令和2年3月に作成したという近鉄石見駅周辺地区まちづくり構想案というのは現在どのようになっ

ているでしょうか。

また、かねてより意見の出る石見駅改札の西側への変更というような話も含めた石見駅周辺の整備について、住民さんの意見を聞き取るような機会はつくられる予定はあるでしょうか。また、県の方針が変わったとしても、まちとしてできること、周辺道路の整備等は淡々で行う、そういった回答があったと記憶しておりますので、現在の周辺整備の状況も併せてお答えください。

以上、数が多いですが、6つ質問させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、高齢化に伴う問題についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、令和5年3月議会において、議員からのご質問に答弁させていただいた空き家のその後については、議員のお言葉を借りるならば、手が出せない状況に変わりはありません。当時に説明させていただいたとおり、所有権において売買で取得された名義人に対して、代物弁済予約、譲渡担保、根抵当などの多種の権利が設定されている状況でございます。建物の保全状況に大きな変化はなく、通行に危険が迫っていることは起きておりません。

弁護士に意見を伺ったところ、このケースでは利害関係者として裁判所に相続財産管理人の申立てを行い、権利関係の清算手続きを進めることになるだろうが、仮に清算ができたとしても、手続費用は相当額に上るとの見方もいただいております。行政代執行を行い、費用回収のため競売申立てまで行っても、物件は地図混乱地にあり、入札が見込めないものと思われる。

議員ご指摘のとおり、このような特定空き家を増やさないためにできることとして、自治会等地域から雑草の繁茂など管理の不全について通報があった場合、所有者または管理者に現場写真と同封し、通知を行っております。この場合で名義人等が死亡している場合、登記の住所地に所在していない場合でも、固定資産税の納税管理者等の情報は可能な範囲で担当課に照会を行い、対応をしております。管理不全空き家への指導強化は、特定空き家化を未然に防ぐための措置となるものと考えております。

また、所有者不明土地を増やさないため、相続登記が義務化されましたが、一方、建築基準法による接道規制を満たさないなど、住宅流通に乗りにくい物件が空き家になるケースがございます。これは去る2月7日に開催されました奈良県空き家対策連絡協議会においても、情報共有があったところであり、建築規制の合理化において、今後、県との連携も必要と考

えております。

この議会においても、住まいの終活という言葉で空き家対策の取組が紹介されており、解体費用の高騰が続く中、早いタイミングでの決断を促すことも、空き家を増やさない対策として必要になってくるものと考えております。

次に、荒廃農地や管理不足の空き家等、問題事象の未然防止につながるアイデアについてのご質問にお答えいたします。

森内議員ご指摘のとおり、これまで行政の負のイメージといえば、業務のたらし回しや手割りの弊害といった言葉で世間的にとらわれがちですが、おのおの部署において業務を分担して担っているからこそ、行政サービスを適正かつ円滑に提供できるという合理的側面もございます。

しかしながら、近年、時代の変化のスピードが早く、行政ニーズが多様化している一方で、役場内の人的リソースの先細りが見込まれる中にあるのは、森内議員お述べのとおり、町内の情報源を集約し、一元的に対応するワンストップ機能を持った役場内の横断的な部署の必要性の検討とともに、地域課題解決のため、これからの時代に即した地域住民の皆様と役場との共助による仕組みづくりについて、対話を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、ポケットパークについてのご質問にお答えいたします。

ポケットパークをはじめ町内に点在するアザサ池の管理や普及啓発活動につきましては、常日頃よりあざさの会の皆様方にご尽力いただいているところであり、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

さて、現在のポケットパークの状況につきましては、本町も現場確認のほか、つぶさに状況把握に努めているところでございます。

しかしながら、そもそもの事の発端は、先般、あざさの会から本町への申出の下、同会が主導になって行われたことによるものであり、それが議員のご指摘されるような本町へのあらぬ誤解が生じるに至ったことが、これまで真摯に対応してきた本町といたしましても誠に遺憾でございます。

つきましては、アザサを本町を象徴する花として位置づけは継続して重要視しつつも、今議会での問題提起を契機とし、今後、施策上の在り方について改めて見直しを検討してまいりたいと考える次第でございます。

続きまして、対話の方法についてのご質問にお答えいたします。

議員がお述べの無作為抽出による住民参加の方法についてですが、令和5年度よりあざさ

苑改修基本計画、地域福祉活動計画を策定するに当たり、町民の皆様一人一人に行政や地域のことを自分事として現状把握、整理し、意見を出し合っていたいただき、具体的な課題解決を考えていくことを目的とし、試行的に住民協議会方式を取り入れてまいりました。

結果といたしましては、あざさ苑改修計画では、18歳以上の町内在住者より1,000人を無作為抽出し、案内いたしたところ、8の方が参加されました。参加された方は、現在、あざさ苑を利用している方、もしくは今後利用したいと考えている方がほとんどでした。

また、地域福祉活動計画の策定の際には、町内に1年以上在住する18歳以上の100名の方を無作為抽出し、案内いたしましたが、参加される方はおられませんでした。

今回の取組を通し、ワークショップなどの場を単に設定しても住民参加につながることはなく、まず、住民の方に町づくりは自分事として関心を持っていただくことが肝要だと感じました。

このことを踏まえ、議員お述べの最適な住民参加の方法については、住民の方が自分事として関心を持っていただけるための情報提供の方法について引き続き検証し、三宅町にとって最適化を模索してまいりたいと考えております。

続きまして、ライドシェアについてのご質問にお答えいたします。

ライドシェアにつきましては、令和6年4月に日本版ライドシェアの制度が開始され、同年10月の時点において、東京、大阪、名古屋の大都市圏をはじめ、全国29の地域で234の自治体が運行を開始したことを把握しております。県内では宇陀市において奈良県がライドシェアの実証実験を今月から開始したと聞き及んでおりますが、本町でも宇陀市と同様の実証実験の実施に向け、県との協議を開始したところでございます。

また、広域的な観点から、磯城郡をフィールドに大和平野中央田園都市構想プロジェクトの連携を検討していただけるよう、本町から県へ働きかけを行っているところです。

よって、現時点では本町での導入の可否を判断する段階ではまだまだございませんが、今後も全国の動向に注視し、運行上の課題や問題点等の情報収集に努めながら、町内での実証実験の実施等に向け、県との協議を深めてまいり所存でございます。

続きまして、Mi i Moの運営についてのご質問にお答えいたします。

Mi i Moの運営につきましては、さきの9月議会、12月議会での一般質問でも既にお答えいたしましたとおり、これまでどおり運営委員会を通じた公民連携を基点に、本町のビジョン・ミッション・バリューを体現する場所として機能させながら、チャレンジの総量を増やし、関係人口と交流人口の創出につながる取組に努めてまいり所存です。

また、M i i M o 運営委員会とは別のまちづくり会社の設立につきましては、先行して全国各地で設立され、運営中のまちづくり会社等を参考にし、現在、本町に適したまちづくり会社の在り方を検討しているところでございます。

重ねて申し上げますが、M i i M o の運営につきましては、全国的にも例を見ない公共の施設運営における新たなチャレンジとして、M i i M o 運営委員会に新しい官と民の協働的役割を主体的に担っていただきながら、役場としても運営と管理の両面からしっかりと下支えしてまいりたいと考えております。

続きまして、石見駅周辺の開発についてのご質問にお答えいたします。

県の大和平野中央構想用地に関しては、令和4年度に用地買収が完了し、令和5年度の計画変更を経て、今年度より文化財調査を開始し、令和7年度も引き続き行われると聞いております。調査と並行して、県では現在、大和平野中央構想三宅地区の基本構想の作成が進められております。

議員ご指摘の令和2年3月に三宅町が作成いたしました近鉄石見駅周辺地区まちづくり基本構想案につきましては、大和平野中央構想が発表される前に作成したものであり、当該県有地の箇所は含まれておりません。

よって、さきに述べました県の基本構想等が作成され次第、それらの内容を反映したものに修正したいと考えております。

なお、石見駅の西側改札につきましても、平成28年頃の駅ロータリー整備の時期にも議論されておりましたが、鉄道事業者側は現在の東側改札の配置を条件とし、改修費用や増設された設備のランニングコストも町に負担を求めており、これらのことから、早急に西側改札への設置は困難と考えておりましたが、将来、県のY I Rの開業や周辺の企業誘致に伴い、乗降客数が大幅に増加することを想定し、地元住民や駅利用者の声を届けるべく、鉄道事業者との協議を継続してまいりたいと考えております。

また、町として進めております周辺の整備状況につきましては、現在、アクセス道路となる県道三宅5号線の用地買収を進めており、令和6年度末時点で、地権者9名のうち3名との土地売買が完了しております。令和7年度も引き続き用地買収を進め、8年度より拡幅工事に着手したいと考えております。

なお、上下水や周辺水路の整備に関しては、今後、県の開発計画に伴い、順次進めてまいりたいと考えております。

以上で、森内議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問。

森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

数多い中、答えていただきましたありがとうございます。

順番に、ちょっと気になる点、質問させていただきます。

まず、高齢化に伴う相談窓口なんかという話ですけれども、なかなか職員さんの手もなくて、窓口は難しいかなという回答、そのとおりかなと思います。

我々行政のほうからしたら、ややこしくなる前に何とか手を打ちたいなという質問でもあり、同時に、住民さんのほうにとって高齢化、自分事というのは迫ってきていることなので、そのときの心配ごとをなるべく少なくできたらなというようなことのほうが一番かなと思っておりますので、例えば介護保険を払っておられた、これから年齢いってきたら体が動かなくなってきた、どうしようというときに、例えば介護保険はこんなふうにするんですよとか、あるいは相続問題、こういうふうの問題が起こるんで、こういうところを気をつけてくださいよねとか、あるいは残った家、ある家をこんなふうを活用するといいですよとか、

なくなった田んぼとか畑もこんな活用方法、こんなところに預けたりできますよというような、そういうセミナーというんですか、講座というんですか、そういうようなことを開いて、まず住民さんに今後の心配があることに対しては、こんなふう考えたらどうですかみたいな将来学習講座というんでしょうか、大人の学校とかいうのでやっておられるような自治体もあるとは聞いておるんで、そういったこと、窓口というよりは問題意識、皆さん不安に思っておられるところに手が届くような、そういったことは開催、考えられないでしょうかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご質問ありがとうございます。

以前、終活セミナー等々を社協等でやらせていただいたときに、非常に参加者の方々がそのあたりの切実な課題をお持ちだったなというふうに今思い出されましたので、今後もまたそういったところというのは検討しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ぜひ何回も何回も、高齢化が続くということなので、していただけたらなと思います。

現在、社協のほうで地域コーディネーターとか置いていただいて、何でも相談してください

いみたいな取組されていると思います。地域コーディネーターの方もちらっと話をしたんですけれども、やはり福祉の窓口とかは社協とのつながりはあると思います。

ただ、何でも相談してくださいと。じゃ、地域コーディネーターの方に土地、空き家になりそうやねんとかと言ったら、どうしますと言ったら、いや、もうそんなん分からへんで振りますわみたいなこともおっしゃられています。そうすると、例えば空き家の問題であれば、こちらのまちづくりのほう、土地のことであれば産業ですかね。ちょっと課が横断したりするので、福祉の部分以外でも地域コーディネーターの方と連携とか、横の連携とか考えていただきたい、そんなふうには思っております。

やはり社協で今やってくれている部門も、何でも相談してくださいの何でもの抱えるところが、当然その人に専門知識がないことであれば、こっちに電話してくださいねとかという回答が向こうでできればいいのかなと思うんで、その辺の横連携というようなことは考えられないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今現在もそういったところ、必要性を感じているところでございます。

町独自で解体補助金というところで、使いやすい解体補助金というところを今年度かな、創設させていただいて、そういったご案内というところ、連絡が来ると、担当課としてはそういった制度の活用どうですかというところでご案内等々しているところで、今年度は2件ございまして、今、国の制度でなかなか使いにくい補助金の制度だったのを町独自の簡易な形に改善することによって、この数年に3件の解体で事業を使っているというところでごございまして、そういった連携はさせていただいているところと、また、農地におきましては、中間管理機構の手續というところで、預ける農地バンクというところがございまして、その相談というところも、今、随時乗らせてさせていただいて、そういったところで集約化するところの連携というところも、担当者を含めさせていただいているところで、年々、件数のほうも増えてきているというところで、そういった集約化も現在図っているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 既にやってくださっていることは知っているんですけども、こういった相談、高齢になられるとか、体が動かなくて土地がたがやせへんとかという質問が来たら、この窓口俺らやっているから言うてねというのを社協の何でも聞きますよというところの人が情報をちゃんとと言ってくださっていますか、役場のほうからということを確認したつもり

の質問なんですけれども、そこができているとあっていいんですか、今の回答で。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 社協も近いですので、そういったところを気軽にお互い行き来をさせていただくというところ、今後もまだまだ至らんとところもあるかも分からないんですけれども、強化というところは図っていく必要があるかなというふうには思っております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ぜひ小さいまちだからこそ、いろいろ横連携というのができると思うんで、社協なんかも頑張ってくださいっているんで、うまく連携していただけたらと思います。

先ほどの発言をちょっとお聞きしていて気になったところで、今年度、転入の方のほうが増しているというような発言がありました。私のほうもここの質問の中で、転出、出ていかれるときに、若い人が多ければ家残りますかとか、土地残りませんかとかという質問、ないかも分からないんですけれども、そういったアンケートとかというのを逆に入ってこられるんやったら、何で来てもらったんですかと聞けば、それこそさっき我々のやっていることが評価されたんじゃないかなでしたけれども、評価されたんですと言えると思うんで、何かそういうアンケートというんですかね。出ると入るで取れると、非常に今後のことを考えるにも役に立つのかなと思うんで、その辺は取組としてできませんでしょうかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 現在、移住・定住のほうの補助金等を申請された方につきましては、そういったところを取らせていただいているんですけれども、単純な転入・転出につきましては、窓口で今対応はできていないというところが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） できていないけれども、やりたい、やるという回答だと前向きだと思うんですけれども、現状報告であればどうするのみたいなものなんですけれども、その辺の意思表示としてはいかがですか。難しいとか。

○議長（辰巳光則君） 宮内住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 転入・転出なんで、住民福祉部のほうで回答させていただきます。

転入・転出の受付のほうはうちのほうでさせていただいているんですけれども、その転入・転出の理由については、基本的には細かい理由というのは聞いていません。それを今後やっていこうということで、何かの統計にしようということでしたら、その辺は何を統計に

するかというところ辺の目的をまず検討して、それからそういう形を進めていくということは可能であると思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 今の回答を聞いていると、町長の一声でやってと言われたらやるような気もせんこともないんですけども。要はやってほしいとっていて、今後の政策とかにもつながると思うんで、今この場でやりますとか、前向きに考えますとかって回答がしにくいのかなとは思うんですけども、できるんやったらしてほしいと思います。いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） それは一応こちらのほうで、中身とかもいろいろ先ほどもお答えさせてもらいましたけれども、検討しながら考えていきたいと思っています。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） では、多いんで次に移ります。

アザサの育成池のことについて移らせていただきます。

現在、三宅町内に幾つかアザサの育成池というんですか、あると思いますけれども、その辺何か所あって、どこにあるのかというのは教えていただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 4か所ございます。石見の今議員が質問の中でおっしゃった場所、万葉歌碑がある伴堂の場所、また役場のATMの横、あざさ苑の前でございます。この4か所でございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 県民グラウンドのところは、あの辺も育成池というのはもう外すみたいなことでいいんですかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そちらのほう見直しをかけさせていただいて、今そういった位置づけではないというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

奈良県の遷都1300年祭のときに、県のほうから補助金とかが下りて、それぞれの地域で奈良県を盛り上げてというので、たしかこの池を造ろうな流れであったと記憶しております。そのとき、補助金を使って池を造ってくれていたとは思うんですけども、それぞれの池の

管理の課がばらばらとかって、そういうことはないですか。今はどこかの課で一元管理をしてくださっているというような理解でよろしいのでしょうかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 現在、産業振興課で担当させていただいております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

1つお願いというかしらないといけないんで、ちょっと思っている点では、何か予算で造ったら、当然、管理の経費がかかります。現在、管理の経費、この池に関して全然ないのかなとは思っており、何か支障が、壊れたとか、そうしたら補正予算みたいな、そこまでいかなくても、どこか流用で持ってくるとか、そういった対応かなと思うんで、きちんと維持管理費みたいなものは視野に入れといていただきたい、そんなふうに思っております。

例えばこれできるかどうか分かりませんが、公園の管理費みたいなものも項目としてありますし、ふるさと納税というようなところもありますし、ぜひアザサ、私は三宅のシンボルだと思っております。

ちなみにネット検索する場合は、「アザサ」では駄目です。「アサザ」です。これ植物の一つの名前「アサザ」なんで、「アザサ」と検索すると三宅町とか万葉集が出てくるんで、その辺もぜひぜひ町民の皆さんにも知っていただきたいと思います。

費用面、維持していくための費用として継続的に、少額でもいいとは思いますが、つけていただくようなお考えはないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 必要性があれば予算をしっかりとつけていくということで、以前、あざさ苑の前の池のところの改修というところで、水漏れ等々がありましたので、そういったところの必要性が生じたときには、予算化ということを経後もさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 必要性はあるんですよ、常に。何でかというたら、三宅のシンボルだからです。ないものねだりよりもあるもの探しというのは、よく言われる言葉だと思います。アザサ、花としたらアサザですけども、アザサ、僕はまちの文化資源、観光資源にもなり得ますと思っております。

三宅のシンボルというと、町長よく言われるのはグローブですけども、グローブ生産始

まって100年、すばらしいと思います。それ以上に長い歴史を持っています。例えば聖徳太子、年代が同じような西暦600年、今、地域おこし協力隊で聖徳太子歴史取り上げてというので、今度いろいろ飲み会という言葉はよろしくない、飲み屋さんやったりとか、交流の場というのを考えてくださっています。同じように万葉集もその時代、1400年から続いている三宅のシンボルだと思っております。

なので、池壊れたときにはつきますよじゃなくて、やっぱりまちとして大切にしていって、そういったことを非常に意識がないといけないのかなと思っておりますので、やってください。ぜひ考えといてほしいと本当に思います。

先ほども僕が現代版に直して親子の問答歌の中身を説明しましたがけれども、実際、万葉集はもっといきさつ三宅のはらよとか何か分かりにくい言葉でありますけれども、いろいろキーワードにして、アザサの花で三宅のアピールってできると思うんで、その辺は本当に町のトップとして頭に入れといてほしいし、知つといていかないといけないのかなと思っております。

ぜひそのあたりは、現場の池の管理とか、本当に先ほど誤解です、放ったらかしなんかしていませんみたいな回答もありましたけれども、そのとおりやと思います。考えてくれていますがけれども、やはり常に予算つけますよ、三宅のシンボルだものというところがないと動かないんで、ぜひぜひお願いしたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、残り僅かなんで。質問いっぱいありますんで。

○7番（森内哲也君） 分かりました。次、いきます。

これもお願いします。対話のほうです。

無作為抽出やってくれた課があるということです。3課ほどあると言うたんですかね。どこの課がやってくれたのかということと、ある程度これは無作為抽出できるパターンやと思うんでやってくださいと言われたのか、その課が独自に俺らで無作為抽出やってみようかとされたのか、どちらでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 住民福祉課と健康子ども課で行いました。これに関しては、以前から議会のほうからもご意見いただいているところで、こういった住民さん皆さんに関わるところでございますので、ぜひ自分事として意見を聞きたいということで、導入をさせていただいたところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） それぞれの課が独自に考えてやられたという回答やったんでしょうかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 一度試してみたいというところで、以前から意見をいただいていたところもございますので、そちらのほうもしっかりと前向きに検討するというところでご回答していたところで、この取組というところを今回に関してはやってみたいというところでは、チャレンジのところさせていただいたところがございます。

○議長（辰巳光則君） 結果としてトップダウンじゃなしに、ボトムアップということですね、2つとも。ですよね。

○町長（森田浩司君） はい。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） それはそれですばらしいチャレンジかなと思います。

僕の記憶もちょっと怪しいんですけども、公共施設管理計画でのアンケートだったような気がします。あざさ苑を使ったことある人というので、半分もいっていなかったような気がするんですよ。

なので、例えば50%やったら1,000人を無作為抽出しているけれども、500人のうち8人があざさ苑使ったことがあってみたいなきょう出てくるんで、8名が申し込んでくれたって、結構悪くないというほうの解釈もできないことはないと思うんで、こちらにも回答、先ほどしていただいたとおりでございますけれども、やはり今まで利用した人か今後利用したいと思っている人が参加して下さったということなんで、当然、自分事として考えたいと思った人がこれだけいたということなんで、ある程度これ参考になるのかなと思います。

住民福祉課ですかね、そちらのほうは100人しかしていないとかということなんで、これ100人は少ないんじゃないかとかいう、思ったりもするんですけども、そういったところを2つの課でチャレンジしていただいたときの、私らこんなふうにしたよ、またこれ健康こどものチラシとかで見せてもうて思ったんですよ、募集の。そういった情報をそれこそ横の連携ってあったのですか、これは。されるときに。

○議長（辰巳光則君） 最後の回答になりますけれども大丈夫ですか。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 当初の想定、地域福祉活動計画について、当初はこういう形でやる予定がなかったというところで、そういったところの予算の確保というところができなく、数

が少なくなってしまったというところはあるんですけども、そういったところでは、健康子どものほうでこういう計画を立てるときに予算化して、1,000人に送ったというところも含めて参考にしながら、そこは情報連携というか、僕自身もこっちもこういう形でやってたよというのを原課にも共有しながらやらせていただいたというところがございますので、ここの100名というところは、当初予定ではなかったところをこういう手法を取り入れようということで、変更させていただいた中でやらせていただいたという経緯がございますので、ご認識いただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） もう最後に、質問ではなく意見あれば止めてください。

○7番（森内哲也君） すみません、時間切れです。

今後、7年度の予算を見ている、計画あるとかという予算が上がっていたと思います。小学校のことなんかも大きなことなのかなと思っているので、例えば1,000人に案内を配ったとしたら、1,000人の方はあざさ苑って改修しようということを町は今考えているんやという案内にもなるし、日頃使った人には自分事として考える機会になるんで、また配るというのは悪くはないかなとは思っております。自分事とするための一つのきっかけとして。

令和7年度の予算にも出てくる計画について、こういう無作為抽出で選んでみようかなという考えありますかという質問をしたかったですけれども、時間切れということで、すみません。ありがとうございます。

○議長（辰巳光則君） これで森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、4番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

4番議員、瀬角清司君。

○4番（瀬角清司君） ただいま議長のお許しを得ましたので、私のほうからは、ボランティア時の地域清掃活動をされる際のごみ袋についてを質疑いたします。

私は自治会の活動、主に自主防犯委員会で、年間3回の地域での自主的な清掃活動を防犯委員会の皆様とともに、約9年間続けてまいりました。今後も様々な活動に参加していきたいと考えております。

しかしながら、長年の清掃活動を続けている中で常に疑問に思えたことが、町のごみ袋の購入にありました。自主防犯委員会などは自治会の活動ですので、町よりの自治会助成金などを用いて活動資金として生かしておられますが、防犯委員会も限られた活動資金の中での

検出でありますので、清掃活動の際にごみ袋の購入はとても負担になっていると思います。また、その分違う活動費に充てたりできることも考えられます。

また、町内で見かける私有地以外、例えば駅や公園、町道、池、神社等を清掃されておられる住民さんは、個人で購入されたであろう町指定のごみ袋で清掃されておられるのをよくお見かけいたします。もちろん私的の清掃だったり私物の清掃時には必要はないかとは思われますが、ボランティア的にまちの公共清掃を進んでされておられる方々、団体を含め、そんな方たちには何らかの助成があるべきだと考えていますが、町長の所見をお聞かせください。再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 瀬角議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、本町のごみ収集の変更について触れさせていただきたいと思います。

議員もご承知のとおりでございますが、町指定のごみ袋については、令和7年4月より有料のリサイクルごみ袋を廃止し、任意の市販袋等、半透明で資源ごみを出していただくよう負担軽減を進め、リサイクル促進のため分別の種別も一部変更を行うものでございます。

また、各自治会のご協力の下、説明会を去る3月2日までに実施させていただいたところでございます。その他広報紙や町ホームページ、公式LINEでも周知啓発を進めております。

さて、ご質問のボランティア活動への助成制度についてですが、これまで個人のボランティアの方が活動された場所や内容物が確認できる状態で、環境衛生課までご持参された場合は、指定袋でないものであっても回収し、処分させていただいたケースもございました。石見駅周辺で実施されているクリーンキャンペーンでは、協力企業様などが準備された任意のごみ袋を用いてごみ拾いを実施されており、環境衛生課も参加してごみの回収、処分を行っているところでもございます。

近隣自治体では助成制度としてボランティア専用袋を作成し、お渡ししている事例もあるようですが、本町といたしましては、今後も個人もしくは団体のボランティアの方が清掃活動を行うとされる場合には、事前にお申し出いただき、ごみの回収方法について都度協議を行うこととし、ご負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

今後、議員が想定されるケースである個人や団体でのボランティアの清掃時の対応については、ケース・バイ・ケースとならないようルールづくりを進めた上で、周知してまいりたいと考えております。

以上で瀬角議員への回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問。

瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 丁寧な回答ありがとうございました。

まず、回答書の中で初めにお聞きするんですけれども、今年度からごみの収集日や町指定のごみ袋の変更など、こういうことがあるということをやうたっておりますが、この会議の中において、こういったボランティア袋の話とかの議題とか、そういうのは上がったことはあったんでしょうか。そこをお聞かせ願えますか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいま再質問にお答えいたします。

各自治会を回らせていただいて、先ほど回答ありましたように、3月2日までで終えております。その中では、主に収集の分別の変更であるとか、袋の変更についてご説明させていただきましたので、ボランティアの際のことについて言及のあった説明会はなかったというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） それは環境衛生課の中でもんだ話の協議のことをおっしゃっておられるんですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 説明会の中でそういったご意見があったかどうかということをお聞きになられているんですね。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） いや、私は町の中の行政の会議の中で、こういったごみの変更についてボランティア袋等も話の中に上がってきたのかなとお聞きしているんですけれども、そういったことは。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ボランティア袋を作成するか否かについては、話は課の中の協議の中ではなかったんですが、今、町長がご回答させていただいたように、近隣の市町村でボランティア袋を作ってお配りしている例はあるようです。その場合は、団体を登録していただいて、どういう活動かというのを団体の内容もお聞きした上でボランティア袋を作るんですけれども、袋の製作、かなり費用もかかる場所でございますので、今、回答い

たしましたように、まずボランティア団体の方と協議させていただいた上で、任意の袋でも回収できるようにというふうには考えておりますが、いずれにしてもケース・バイ・ケースにならないように、ルールづくりをつくった上でご周知をさせていただいて、お申出いただいた団体の方なり個人のケースもあると思うんですけれども、話をしながら回収の方法等、ルールづくりしていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） お聞きしていたら、ボランティア袋はほかの市町村ではあるということとはご存じやったということですよ。

私もこれ残念ながら、私ごとなんですけれども、三宅、川西、田原本で、3町で団体結成するような組合で神社の清掃に行ったんですけれども、その際に、そこは川西町でして、そこで清掃している間に、役員の方が「ごみ出てきたらこのボランティア袋に入れてよ」ということをおっしゃっておられて、私、「ボランティア袋って何ですか」ということをお聞きしたら、「瀬角さん、遅れてんね。三宅町ないの、このボランティア袋」みたいな話を聞いて、ちょっと私も勉強不足だったんですけれども。

そういった意味で、こういうボランティア袋も必要なんだなということを、私も認識不足で勉強不足やったんですけれども、帰ってちょっと調べただけでも、田原本さんもそういうのがあると。なぜ三宅町にはそういうボランティア袋はできないというような回答なんでしょう。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

非常に地域で清掃活動をしていただいている方がたくさんいるというのは、この三宅町にとって非常にいいことであるというふうに思っていますし、また、そういった方々によって三宅町の景観というところが守られていることということは、本当にありがたいというふうに行政としても感じているところでございます。

ただ、先ほど部長も申しましたけれども、ボランティア袋の作成については、やはり費用等々もかかっていくところがございます。今回、回答させていただいた中では、今後リサイクル袋というところもなくなるというところで、家庭で使っているような普通のごみ袋等々でも、事前に相談いただければ回収のほうをさせていただくということに対応していきたいというふうに考えていますので、今までの燃えるごみの袋だけではなく、普通のごみ袋での回収というところも、活動を支えるという部分では進めていきたいというところがあり

ますので、今後ボランティア袋に関しては、作成費用等々も調べながら、そのあたりコスト的にどうなのかというところも含めて検討させていただきたいというふうに思いますので、今現在、これを作成してお配りするところではなかなか言い切れない部分がございますけれども、そういったご意見も参考にしながら、より活動がしやすいというところが大切だというふうに認識しておりますので、またそういったところで様々なお声を頂戴できたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） ボランティア袋の制作費とか今おっしゃっておられるんですけども、松本議員もよくご存じだと思うんですけども、その際にやったときは、市販の白の透明の中身が見える、そこらのスーパーで売っているような安い袋でしたので、わざわざそういうのをボランティア袋として製作するのはあれかなとは思いますが、三宅町がなぜそういったことがだからできないのかなということをお聞きしているんですけども、そういった住民さんの団体にせよ個人にせよ、自発的な清掃活動というのは、僕、公共への公益だと思っております。

よく町長が口にされている受益者負担とかよくおっしゃっておられますけれども、こういったごみの清掃活動なんかは受益者負担に当たると思われますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 当たらないというふうに、本当にボランティアで非常に助かっているところがございますので、またこのボランティア袋、こういったところって我々もまだ検討できていない部分というのは確かに、存在は知っていますけれども、中身のところは、今、僕も議員からご提案いただいて、そういうところもあるのかというところを教えていただきましたので、今後の検討課題としていきたいというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） あまりこういう、作ってくれ、作ってくれへんという質疑で長いこと質疑するつもりはないんですけども、私、今回の一般質問の本当の問題提起は、もちろんボランティアの活動での袋の経済的な問題もありますけれども、本当に問題視しているのは、住民さんの自発的な公共への貢献の気持ちがありますので、そんな貢献への気持ちを推進できるような行政の在り方であってほしいなと思いますし、そういったことが僕、本当は大事なんじゃないかなと思っております。そういうのはどう思われますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃるとおりであると認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） すみません。回答書の中で、近隣自治体では助成制度として、ボランティア専用袋を製作してお渡ししている事例もあります。

ごめんなさい。この先に、今後は個人もしくは団体のボランティアの方が清掃活動を行う場合には、事前にお申出をいただきということがありますが、団体の方は事前にお話できますが、個人の方、どこの大字にもあると思うんですけども、公園なり神社の近隣にお住まいの方なんかでしたら、団体に事前にお話しに行き掃除ということはなかなか難しいですので、そういったケースも踏まえて、気軽にそういった自発的な清掃活動の気持ちを、ボランティア精神を酌み取っていただけたらなと思っております。

ボランティア清掃時の対応についてのケース・バイ・ケース、ルールづくりを進めた上で周知というのは、どういったことで考えておられますか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 任意の袋で回収できるようにということなんですけれども、こういったルールにつきましては、一定、原課のほうで検討させていただいて、広報等で、ボランティア等で排出されたごみについては、このルールに基づいて回収いたしますというような周知をさせていただくというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） もうこれ以上、また協議を重ねていただいたらありがたいと思います。

清掃活動というのは毎日の、住民の皆さんもそうですけれども、ライフワークになっておりますので、一日も早くのスピード感を持って対応をお願いしたいと思います。

これをもって一般質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） これで瀬角清司君の一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からいたします。

（午前11時42分）

○議長（辰巳光則君） それでは、休憩を解き会議を開きます。

日程第4、一般質問についての議事を進めます。

◇ 池田年夫君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行わせていただきます。
質問項目は、陥没事故についてであります。

埼玉県八潮市の県道交差点で道路の陥没事故が1月28日に起こり、トラックを運転していた74歳の労働者の人が現在も不明となっています。奈良県は2月7日までに下水道管の調査を行い、国に報告することになって、9日の新聞等で報道が掲載されています。奈良県では水道管点検の結果、38か所の空洞のおそれがあるが、土砂の流入は見つからなかったと報道されています。磯城郡内では破損状態は見つかっていないのでしょうか。町長の所見を伺います。

奈良県が設置した復旧工法検討委員会の委員長を務める日本大の森田弘昭教授は、共同通信の取材に対して、陥没の原因になったとされる現場地下にある破損した下水道管の修理について、工法次第では本格的な復旧まで急いでも3年程度かかるだろう、硫化水素による腐食が原因とすれば、周辺の管も同様に破損しているおそれがあると指摘しています。

奈良県は国交省からの要請を受け、3日から最大処理30万立方メートルの下水処理施設に接続する直径2メートル以上の下水道管を調査、大和郡山市の浄化センターに接続する佐保川幹線、寺川幹線、磯城郡3町を合わせた15キロ、マンホール数106か所が点検対象で、昼間は路面空洞調査の探査車を使い、下水道管上部の地中に空洞がないかを確認、夜間はマンホールに直接入り、土砂の堆積状況や管路の破損状況を目線で確認する作業を行ってきたとしています。

大和郡山市で発見された2か所については、路面空洞調査探査機で発見、2か所は他の場所より比較的浅い位置にあり、路面陥没発生の可能性が高いことから、7日夜に立ち入り検査処置を実施、残りの37か所について、ハンディ型地中レーダーで空洞の有無をより正確に確認し、空洞が見つかった場合には道路舗装の穴を開けて、スコープカメラで大きさや厚さを確認するとしています。三宅町内の下水道管の状態はどのようになっているのでしょうか。町長の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問を行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

本町では、令和元年に策定された三宅町公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、令和2年度から令和5年度で下水道管渠全長5.91キロメートル、口径は200ミリから900ミリの管路調査を行い、引き続き令和6年度でマンホールの目視点検を実施いたしました。調査の結果、速やかに道路陥没につながる異常は確認されませんでした。また、町の下水道管の改築・更新事業については、令和7年度も継続して設計等を進めていく予定です。

また、奈良県では、流域下水道管渠、寺川流域幹線の緊急点検並びに路面下空洞調査が実施され、本町内に埋設されている下水道管渠に起因し、道路陥没につながる異常は確認されないと報告を2月7日に受けており、奈良県のホームページにおいても公開されているところでございます。

今後も下水道施設の定期点検を行い、適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

以上で池田議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） それでは、再質問。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 2月7日の県報道資料の緊急点検位置図がありますが、三宅インターの西側に下水道管があることを示しています。具体的に分かるように説明してください。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいまの池田議員の再質問に回答させていただきます。

具体的な場所ということなのですが、奈良県のほうがレーダーを使いまして、県道結崎田原本線の道路下の緊急点検を行っております。場所につきましては、三宅町内では伴堂交差点、いわゆる過去にミニストップがあった交差点がございますけれども、この交差点と東屏風団地の西側交差点、2か所の空洞の疑いがあるということで、まずレーダー調査で発見をしております。

続きまして、2月25日に疑いのあった箇所につきましてボーリング調査、約1メートル程度の削孔をいたしまして、同じくハンディ型のレーダー調査と空洞調査を行いましたところ、現地調査を行っております。この調査には、町の道路管理担当の職員と水道企業団職員も立会いをしたということを聞いております。調査の結果、2か所とも特に問題となる空洞は見受けられなかったということを報告を受けております。

今後とも県と連携をいたしまして、維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今回は異常なかったということでありますけれども、町のホームページに掲載されている下水道管の緊急点検についての中に、令和2年度からテレビカメラ調査等により下水道管路内の具合や異常程度の管路診断を行っておりますとなっておりますが、過去に、カメラが撮影中に下水道管路の中で前へ進めなかったということを聞いているんですけれども、どのような状況であったのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 過去の町が管理しております下水道管の点検についてのご質問でございます。

過去に小柳地区で下水道管のカメラ調査を行いましたところ、堆積物があったということなんですけれども、堆積物のほうを除去させていただいて、カメラ調査を引き続き実施させていただいたという経緯でございます。堆積物は洗剤等油が混ざった固形物でございましたけれども、それを撤去させていただいて下水管を点検いたしておりますけれども、異常は認められなかったという結果でございます。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 過去についても異常はなかったということなんですけれども、下水道事業で、平成28年度から令和2年度までの経営比較分析、決算のときなんですけれども、ホームページに掲載されております。この中の老朽化の状況についての欄に、「下水道管の建設事業開始が昭和51年、1976年で、当初に布設した管は35年以上経過しており、下水道管の法定耐用年数は40年であるが」というふうに記載されておりますが、今年で49年目になります。下水道管に起因する道路陥没は、2022年度に全国で約2,600件起きています。下水道管の標準耐用年数は50年とされ、腐食のおそれが大きい箇所は政令で5年に1回以上の点検が求められています。この下水道管は、21年度の点検では直ちに工事は必要ないとの判断でした。

点検の期間を工法の見直しを含めて、老朽インフラの対策が今求められています。全国で50年を経過した下水道管の割合は42年に40%となり、橋は76%、三宅町にはありませんが、トンネルは53%となっております。このようなインフラに対する三宅町の取組はどのようになっていくのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいまの再質問にお答えいたします。

すみません。まず、ご訂正なんですけれども、今、議員おっしゃられました下水道の経営比較分析の耐用年数の部分ですが、多分コメント欄に書かれていたと思いますけれども、40年間というのは水道管でございまして、下水道管の法定耐用年数は50年でございます。記載誤りでございますので、おわびして訂正いたします。誠にすみませんでした。

それを踏まえまして、三宅町の下水道管は1990年前後に整備した管が多くございます。ご指摘のように、2040年には法定耐用年数の50年を迎えるものが増えてまいります。令和元年度にはストックマネジメント実施計画というのを策定いたしまして、先ほどご紹介いたしました2年度から6年度まで、下水道管内部の調査及びマンホールの目視調査を続けてまいりました。結果、緊急を要する改築・更新は今のところないところでございます。

しかしながら、調査結果に基づきまして、令和8年度以降で実際に改築・更新を必要として計画してまいりますので、令和7年度にも下水道会計のほうで、ストックマネジメント計画に基づく設計業務を計上しております。後の予算審査特別委員会のほうでもご審議いただくわけでございますけれども、引き続き点検、更新等の計画的な実行をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

これで池田議員の質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

6番議員、渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

質問事項が2つあります。

まず1番目、旧優生保護法による強制不妊手術への国の謝罪と被害者への賠償について。

1948年に制定された旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとして、障害者などに対して強制不妊手術を定め、分かっているだけで2万5,000人以上が不妊手術をされました。被害者の方たちが2017年に、長い沈黙の末に国家賠償請求訴訟を起こしました。昨年7月、最高裁は旧優生保護法自身が憲法違反であり、不妊手術を進めてきた国が20年の助成期間が過ぎたので訴えを起こせないと主張するなど許されないと断じ、国に謝

罪と賠償を命じました。岸田総理は被害者と面会して、謝罪しました。

1948年に優生保護法を議員立法で成立された国会も責任を認め、議員立法で被害者への謝罪と補償を行う新たな法律を制定し、2025年1月17日に施行され、全国紙、地方紙の全ての新聞に政府の謝罪広告が掲載されました。

この問題の核心は、障害者は生まれてはいけないという優生政策が日本の社会の中で長い間実行されてきたことです。ドイツでは、第二次大戦中にナチスがT4作戦と称して障害者などをガス室で抹殺し、20万人の命が奪われたと言われています。最高裁判決と謝罪と賠償の法律の制定を機に、日本の社会が二度と優生思想を許さないと踏み出すことが必要です。

19年4月に議員立法で成立した被害者に一時金を支給する法律ができましたが、支給認定を受けた人は2024年2月末時点で1,100人にすぎません。差別の壁によって被害を訴えることは、かくも困難なのです。新しい謝罪と補償を行う法律は、国が主体で都道府県が中心になって実施されますが、人権を大切にす三宅町も人ごととして傍観してほしくありません。優生思想や優生政策には何があってもくみしないという覚悟を持って、三宅町が被害者に謝罪と補償を届けるために何ができるか、積極的に役割を探し、力を発揮していただきたい。

三宅町にある障害者通所施設ひまわりの家の障害のある当事者たちは、ピープルファーストという権利擁護組織の全国事務局を担っています。北海道、仙台、東京の裁判をコロナ禍の中でも欠かさず現地に行き支援してきました。昨年7月の最高裁判決の場にもいました。彼らの頑張りに三宅町も呼応してほしいと思います。

町長に質問します。

1、奈良県から市町村に対して、この法律の実施について何らかの説明がありましたか。説明の場が持たれたのなら、市町村に対して協力を求められた事柄はありましたか。

2、昨年末に政府が都道府県に対し、賠償の対象になり得ることを被害者に伝える個別通知の実施を促す文書を送っています。既に大分県など幾つかの県では、個別通知を始める方針を明確にしています。被害者に本当に国が謝罪しようとするのであれば、個別通知は避けて通れません。奈良県の方針は不明ですが、被害者に謝罪と補償を届けようとするれば、市町村の協力は不可欠です。三宅町として何ができるか、町長の考えを聞かせてください。

3、最高裁の判決で旧優生保護法による人権侵害が断罪されたこと、国が謝罪し、賠償しようとしていることを三宅町から町民に広く伝えることは、三宅町の町づくりにとっても意味があることです。どんな方法が考えられますか。企画立案、実行する担当部局はどこになりますか。

4、優生保護法裁判の支援に頑張ってきた三宅町の障害者の声を町民に届ける機会をつく
れませんか。

2つ目の質問です。

石見で造られるヤング・イノベーション・レジデンスについて。

石見に県立大学工学部をつくる話がなくなり、学生寮を中心に若手起業家と交流して、学
生自身が起業を志せるような育成資本を行うものになりました。昨年2月に、新しい知事
と町長が基本構想を協議していくことで合意しました。

その中で、忘れてほしくないことがあります。高等技術専門学校のことです。大学構想の
ときは、高等技術専門学校の見直しも一体的に進めていくことが検討されてきたと聞きます。
言うまでもなく、高等技術専門学校は退職などで仕事を探している人が技術を身につけて、
新しいキャリアを開いていくための学校です。学生寮で検討されているような時代の先端を
切り開いていく技術や事業を開拓していく学びに、高等技術専門学校とその生徒もぜひとも
組み込んでほしいと思います。

町長に質問します。

ヤング・イノベーション・レジデンスの基本構想についての検討は、今どんな段階にあり
ますか。協議が続けられていますか。

2、県との協議において、三宅町からはこれまでどんな意見を県に対して出していますか。
今後の具体化に向けて、三宅町として何か提案しようと思うことはありますか。

3、三宅町と高等技術専門学校及びその生徒との関わりは何かありますか。

4、高等技術専門学校の見直しを新しい構想の中に組み入れて検討していただけないか
という意見を県に対して提案することは可能だと思いますが、町長の考えを聞かせてください。

一般質問、以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

渡辺議員からご質問のありました旧優生保護法による不妊手術への国の謝罪と被害者への
賠償についてですが、まず、奈良県から説明があったかについてですが、説明会といった場
が設けられることはありませんでしたが、逐次、法令等の文書をメールにて通知されてお
ります。

また、協力依頼に関しては、国及び県より当該法令に関連した資料の保有確認調査依頼及
び奈良県における専用相談窓口の広報、周知依頼を受けております。

次に、賠償金に関する個別通知についてですが、奈良県では一時金を受給されている方への個別通知を実施されるとのことですが、当該するが諸般の事情により一時金の申請を行っていない方に対しては、個別通知の実施方法等について現在検討中であるとのことです。町といたしましても、補償金に関する情報や県の相談窓口について、広報等で周知してまいりたいと考えております。

また、議員お述べの最高裁の判決で旧優生保護法による人権侵害が断罪されたこと、国が謝罪し賠償しようとしている件についても、関係各課が連携し、広報紙やホームページ等による情報提供を行ってまいりたいと考えております。

最後に、三宅町の障害者の声を町民に届ける機会をつくれませんかということですが、総合計画の基本理念である「つながり、支え合い、安心できるまちをめざす」ためにも、住民の方の取組を発信する機会は大切だと考えておりますので、発信する手だてについて意見交換を行いながら、町としてできるサポートを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ヤング・イノベーション・レジデンスについてのご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問ですが、県が令和6年度当初より基本構想の策定に着手して以降、本町から随時、進捗状況を確認するなど、県とは継続して協議を続けてまいりました。現時点では、構想案の策定について締めくくりの作業段階であると聞き及んでいるところでございます。

2つ目のご質問ですが、県の基本理念策定着手に際し、地元住民の意見等に真摯に耳を傾けること、石見の県有地だけでなく周辺地域の町づくりを併せて検討いただくことを県に申し伝えております。

また、今後、計画の具体化とともに、本町からはローカルスタートアップ事業との連携強化を提案してまいる所存です。

3つ目のご質問ですが、現時点で本町と高等技術専門学校との間で公式な相互交流はございませんが、最近、同校の生徒がM i i M o内のコワーキングスペースを頻繁にご利用いただいていることから、これをきっかけに交流を深めていけるような仕掛けづくりを検討してまいりたいと考えております。

4つ目のご質問ですが、渡辺議員のご意見に本町としても異論がなく、県が次年度に予定している基本計画策定段階において、提案内容を遺漏なくお伝えしてまいります。

以上で渡辺議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問。

渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 個別通知ということについて、実はこれ最高裁判決の前の段階では、政府は一貫して否定的でした。プライバシーの非常に微妙なところに関わるので、個別通知はしないという方針でしたが、最高裁の判決を受けて転換をしています。

以前、奈良県と交渉の場があって、そこで奈良県が開示した情報だと、奈良県では強制不妊手術の記録が三十数年分残っているということです。県庁の地下倉庫を検索した結果、奇跡的にそういう資料が見つかったということです。

大分県が個別通知を実施するという事に決めて、今、進めているんですが、その実例を聞くと、まず記録には住所がありますから、住所を当たっていくと。ところが、手術の50年前とか、古いケースでいえば70年前とかいうことで、それが現住所とは限りませんので、現住所を追っていけなかったときには、本籍地が記載されている記録もあると。そうすると、本籍地のほうが追いやすいんで、本籍地から現住所をたぐっていくというような、そういう作業を地道に積み重ねているそうです。

これは住民基本台帳をベースとした作業になりますんで、都道府県にはできなくて、市町村にしか調査する能力はありません。ということは、市町村も本気で取り組まないと、要するに簡単に出てくる資料ではないので、市町村が本気でとにかく国の謝罪と賠償を被害者に届けるんだという執念を持って、いろんな困難も突き破っていくということをしないと、個別通知をするための情報も手に入らないという状況です。だから、三宅町はぜひもしそういうケースに該当する場合は、全力で頑張ってもらいたいと思うんですね。

この個別通知の問題に限らず、さっき回答でいただいた町民にもこういう状況になるということ周知したりとか、三宅町の中で実際に裁判に関わってきた障害者の人たちの声や活動を町民にも知らせたいという回答をいただきましたが、そういうことを進めていく担当部局は、三宅町の役場の中ではどこになるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） どなたが回答されますか。

宮内住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 住民福祉部の宮内です。

一応、母子保健の関係でしたら健康子ども課とか、保護法の関係でも通知のほうとかは住民福祉課のほうにも来ています。各課の担当部局に通知、優生保護法の関係は来ているんですが、それをちょっと取りまとめてどこにするかという部分は、もう個々に今動いているという状況でありますので、その辺はまた検討してまいりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） ちょっと意地悪な質問しましたけれども、それが実情だと思うんですね。

なぜそれを質問したかという、三宅町で職員さんたちが人権を大切にしたい気持ちを持ってほしいと思っておりますが、これ何とかせなあかんのとちゃうのと思っております、やっぱり役場の職員というのは職務と権限というのも厳格ですから、そのところにこれやらなあかんのと違うのと口を挟むって至難の業です。やっぱり組織として、こういうふうにここが担当してこう進めますということを明確にしておかないと、みんな心の中では放っといたらあかんのじゃないのと思いつつ、結果として組織としては放つとかれる、流されていくということを危惧して、ちょっと意地悪な質問をしました。

国レベル、都道府県レベルでは、国はこども家庭庁、都道府県は母子保健、これどう考えても筋違いの話と私は思うんですね。三宅町でいえば健康子ども課がするって、それは無理でしょうと。出産が絡んでいるからといっても、そういう問題ではない。かといって、じゃ障害福祉課ができるのか。いろいろ言えば、それはみんなできないという答えになるわけですね。

ごめんなさい。簡潔に言いますと、例えば奈良県であれば、人権施策課という単独の人権問題の課がある。職員1万人の組織でそういう課を持てるという面があるので、三宅町で単独に人権施策をやる課がつかれるというふうに思っているわけではないですが、やっぱり庁舎の中で、人権問題に関してはまずここが最初リーダーシップ取るよという、そういうことはこれを機会にぜひ明確にしてほしいというふうに思っています。町長、その点いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

人権に関しましては、啓発推進本部も開催するということもさせていただいているところがあって、全庁横断的に、総務部総務課中心にそういった会議の招集であったり、事例の共有というところを行っておりますので、そういったところでは、小さいまちですけれどもそこを中心として、人権の施策というところは横断的に取り組んでいくということで、対応しているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） それは総務課が動かしていくんですかね。啓発連携は。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 総務課が一応人権啓発という部分の担当ですので、事務分掌にも載っていますけれども、総務課が担当しております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） やっぱりそういう扱い方のほうがいいんじゃないかと思うんです。国や県のやり方はちょっと無理がある。人権問題として捉えて、これを三宅町の中に広げていく。それによって最高裁判決を社会の隅々まで浸透させていくという役割を総務課が、皆さんどこの課もご多忙だと思うんですが、それが適当ではないかなというふうに思います。

教育委員会の社会教育課でも、今度の予算でも人権教育については取り組むというふうになっていますけれども、やっぱり総括的にいろんなところを絡めて、全部統括していくぞというゴーをすところは、例えば今回の件でいえば総務課が担いますということをや、それでよければですが、明確にして進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、三宅町の障害者がピープルファーストと言っている人権組織の全国事務局を担って、この前もピープルファーストと厚生労働省の交渉に参加しています。この3か所の裁判、コロナ禍でも一度たりとも休むことなく通い続けています。二重マスクでがちがちにして。そういうせつかく障害のある三宅町民がそうやって頑張っている姿、ぜひ伝えていってほしい。

前向きな回答はいただいていますけれども、やっぱりそういう姿をリアルに伝えるような、実際参加していた当事者からインタビューをもらうとか、当時の写真をもらうとか、そういうことで広報に載せていくとか、あるいは人権の何かの講座の中でそれを一つのテーマとして取り上げて、町民全体に伝えていくとか、そういうことが具体的にいろいろ考えられると思うんですけれども、そういうことには取り組んでいきたいという前向きな回答をいただきましたので、例えば今、私が言ったようなことというのは十分可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど1点目の回答になりますけれども、まず国・県の部署が違うんじゃないかというご質問ですけれども、国・県から通知というところが来ます。事務的なフローでいきますと、やはり担当部局にメール等々が来ますので、そういった事務手続においては担当部局というところがあるんですけれども、啓発ということに関しましては、人権の啓発の部門というところは総務課になっているというところで、ここは役場としてもしっか

り役割分担をしながら、情報連携というところを強化してまいりたいというふうに考えています。

2点目のところに関しましては、いただいたご意見も参考にしながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 言わずもがなかもしれませんが、改めて最高裁判決を受けて、三宅町としては優生思想が二度と舞い戻ってくるというか、また復活するようなことがないように、三宅町は人権を大切にしていってまちであるということを町長に確認したいと思うんですが、町長、そういうお気持ちを述べていただけないですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） こちらそのことも含めて、やまゆりの事件等々もございましたので、そこも含めて、全てのあらゆる差別を許さないということが大切であると考えておりますので、これも大事ですし、あらゆる差別を許さないということをお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 今日傍聴に来てくれますけれども、こういう彼らが裁判に傍聴に行き、最高裁の判決は1,000人を超える傍聴者の中で、奇跡的に抽せん当たって法定にいたひまわりの障害者もいます。そういう人たちの声を具体的に生で伝えるということが、三宅町の人権を広げていく上で極めて有効だと。人権は大切ですよということを1,000回並べてもそれが伝わるわけではないので、ぜひ言わば千載一遇のチャンスを生かして行ってほしいと思います。今後の取組に注目していきたいと思います。

2番目の質問です。

一番最後の回答で、ヤング・イノベーション・レジデンスの構想の中に高等技専の見直しについても、三宅町としてもそういうことはできないものだろうかという意見は提案していきたいというふうに回答されたように思いますが、そういうことで間違いありませんか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そのような議員からのご提案があった旨も含めて、お伝えをしてみたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） ヤング・イノベーション・レジデンスで危惧していることがあります。

それは、何か一部のエリート層だけこうやって持ち上げて、はい、イノベーションですみたいなやり方はしてほしくないんですよね。やっぱり高等技専で、いろんなそれぞれ理由があったと思いますけれども、再チャレンジをしてという、そういう人たちに対する支援というのをやっぱり行政は本気になってやるべきで、それも含めてイノベーションを起こしていく力になっていくんだというふうに、きちんと位置づけてほしいんですね。

就職氷河期で行き先なくなって、非正規のままずっと今も働いている。コロナでひどい目に遭ってというそういう人たち、何とかせなあかんから高等技専があるよという話ではなくて、彼らが復活することが日本の人的なパワーを増して、イノベーションを底上げしていく力になり得るんだというふうにちゃんと位置づけてほしい。マイナスを減らすために、これもやらざるを得ないよねではない。

ちょっと意見が先に出来ますけれども、何で20年間、30年間イノベーションが起きないで、日本が停滞してきたのか。やっぱり規制緩和で非正規をどんどん広げていって、労働分配率がどんどん下がって、企業が内部留保をためていって、でも技術革新には一切それは投資されないでという、パイを取り合っただけで実際の改革にはつながらなかった。人の力をそいできたということが一番の問題だと思っているんですね。だから非正規で使い捨てにしたその人たちの人間としての力を社会から切り捨てた結果として、イノベーションは起きなかったというふうにも大きく言えば見れると思うんです。

だからぜひ高等技専のこと、高等技専の彼ら、さっきも回答の中で、Mi i Moに来てくれているから彼らとの交流とか目に見える形にして、三宅町民も高等技専の生徒さんたちと顔と顔でつながれるような関係をつくって、その中から彼らの成長、復活を支えていくような、そういう事業をあそこでやろうというふうに積極的にやっていってほしいと思います。

これもやらなければいけないじゃなくて、これを組み込まないでヤング・イノベーション・レジデンスを進めるというのは、ちょっと間違った方向へ行っただんじゃないかなというふうに思います。そういう点については、ご意見いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 県自体もそういう思いはないというふうに考えています。なぜかというと、事業内容の見直し等々も図られて、Mi i Moに来られている方も、プログラミングの教室等々も何か人気ということもお聞きしていますので、そういった新たな仕事につながる取組ということで、前知事時代にもリスキリングというところではしっかりと力を入れていって、その人材が奈良県で活躍しないと人材不足になるという危機感も持っていらっしゃる

ったところがあるので、そういった課題感は県の中にもあるということで、位置づけられているというふうな認識をしているところでございます。

また、渡辺議員おっしゃるように、M i i M o内で今そういった形で今までなかった交流が出てきているところは大切にしながら、本年度当初予算でも組ませていただいていますけれども、やはり人への投資、渡辺議員おっしゃるように、今まで人を使い捨てるようになってきた社会がこういう縮小社会になってきているんじゃないかというご提案ですけれども、やはり人への投資というところを積極的に学びも含めて取り組むということをしていかないといけないというふうに思っていますので、そういったところも当初予算では意識をしながら編成をさせていただいたというところは、併せて申し添えさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） さっきも言いましたけれども、一部のエリート層だけ持ち上げてやるような事業はしにはしないでほしい。東京大学の出身階層、今や私立大学早稲田、慶応よりも上です。お金持ちの子供たちが中学校のお受験から始まって、お金を教育投資に注ぎ込んで、東京大学に入るという社会になっちゃっているんです。それじゃ社会の未来がつながるはずがない。

いろんな困難な、就職氷河期世代なんてたまたまリーマンショックにぶつかっただけで、彼らに何の責任もないけれども、そのことが30年、40年たっても引きずっている現状がある。やっぱり彼らとともに歩んで、何くそと行ってひっくり返してつくり変えていく。その人間のパワーにこそ新しい社会をつくる力があるというふうに信じていますので、ぜひそういう三宅町であってほしい。

そういうヤング・イノベーション・レジデンスという名前にふさわしい場所になるように、三宅町も来年、基本構想を具体化して協議していくということで回答をいただいていますので、ぜひ積極的にそういうふうに関わってほしいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（辰巳光則君） これで渡辺哲久君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、5番議員、松本 健君の一般質問を許します。

5番議員、松本 健君。

○5番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

私のほうからは、令和7年度予算案について、多額の基金の計画的な使い方についてということで質問させていただきます。

令和7年、総務省から国の地方財政計画が示されています。国全体の予算としては、諸物価高騰のおかげもあり過去最高の税収となっており、正味の新規国債、基礎的財政収支赤字は7,835億円と、前年度8兆8,163億あったものが1桁減り、国家予算の1%にも満たない値で提案されています。地方財政についても、昨年度に対し物価上昇分を加味した額が用意されている上に、これまで続けられてきた臨財債を用いた補填もゼロにするという計画が示されています。どうやら国は本気で国民から富を収奪しにかかっているようです。

さて、三宅町では予算30億から40億程度の財政規模——標準財政規模的には15億円ですが——の中で、30億程度の基金を持っています。ちなみに負債は35億円程度であります。国が返済を負担する臨財債、臨時財政対策債を除くと20億程度で、さらにこの20億にも交付税措置が多分についており、実質の負担額は1桁億程度と考えられます。

また、基金の中で特定の要素が限定されておらず、近々のやりくりを調整するために使用されるイメージのある財政調整基金にも10億を超える基金が積まれています。

令和4年の各町村の決算カードで、財政調整基金が標準財政規模の何割あるかという数字を比較してみると、川西町は28%、田原本町25%などに対し、三宅町は51%と大変リッチな状態にあると言えます。令和5年では少し財政調整基金は減ったようでしたが、基金全体としてはさらに1億ほど増えているという状況、令和6年の予算でも計画的に基金を使って何かをするといったことはなかったように思いますし、令和7年度の予算編成方針にも特段示されておられません。今期の予算案を審査させていただくに際して、三宅町の基金の積立て、取崩しの基本的な考え方と当面の計画をお示してください。

町の財政を家計に例えるのもあまりよろしいものではありませんが、お金持ちの家があったとして、親がいくらたくさん稼いでいても、それを全部貯金に回して使わなければ、子供は決して我が家をお金持ちとは認識しません。親から我が家はお金持ちだよと言われても、うそだね、だって何も買ってくれないじゃないかということでしょう。

町の行政の執行に対して、決して無駄はないとは言いません。効率化すべきところは多々あるでしょう。もしかしたら、優先順位をつけて切り詰めることも必要かもしれません。この場合、何に使うから切り詰める、これをやりたいから他を辛抱する、将来これをしたいか

ら基金を蓄えるということが広く周知されている必要があります。

町内で声を聞くに、三宅町はお金がないからしょうがないといった話をよく耳にします。職員の中でもそういった話は日常茶飯事なのではないでしょうか。何のために切り詰めるのかビジョンを明確にして、前向きな財政運営ができることを願っております。

再質問は自席でやらせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

現在、本町の基金の積立状況ですが、直近の令和7年1月時点において総額33億346万円余りとなっており、昨年1月の時点から1億7,400万円余り増加しております。

一方で、本町のような小規模自治体において少子高齢化が急速に進む中、基礎自治体が果たすべき基本的な責務として、福祉、医療等行政サービスの提供を安定的に維持していくため、また、昨今の急激な物価高騰や人件費高騰に臨機応変に対応し、安定的な行財政運営を継続していくためには、国からの交付金や補助金等だけでは到底賄い切れず、民間資金の調達や有利な起債の活用等、歳入確保の創意工夫とともに、業務効率化や事業見直し等によるコスト削減の努力は欠かすことができません。

また、今後、三河地区における町道1号線の整備や橋梁架け替え、三宅小学校の建て替えや公共施設の大規模修繕等大規模事業のほか、予測困難な大地震や風水害被害による自然災害、コロナウイルスのパンデミックによる社会的混乱等へのあらかじめの備え等を考慮すれば、一定して低調に推移している基金積立ての将来の見通しは、決して楽観視できるものではないと認識しているところです。

以上のことから、今後も民間資金の調達等による歳入確保、業務効率化や事業見直し等によるコスト削減と、財政調整基金の取崩しを前提としない収支均衡予算の編成を基本とし、三宅小学校の建て替え等大規模事業や起債償還等のため、基金の計画的な積立てと取崩しを行い、適切に管理運用していくことで、安定的な行財政の運用に努めてまいり所存でございます。

以上で松本議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） それでは、再質問。

松本議員。

○5番（松本 健君） 非常にあっさりした回答をありがとうございます。

順番に再質問でさせていただきたいと思います。

まずは、結構ため過ぎやないかというのが基にはありますが、予算全般の話をちょっと質問させていただきたいと思います。

予算案を立てるに当たって、やっぱり今この日本がというか、三宅町がどういう状況にあるのか、何が一番大事なのか、今というのを見て予算を立てる必要があると思います。その上でお金をどういうふうに使っていくかという話になると思いますが、この令和7年、今、この世の中がどうなっているかということについて、できれば町長と対話させていただきたいなと思います。

昨年、秋、冬の総選挙で、いろんなことがありました。103万円の壁がとかという話も12月にも質問させていただきましたが、そういった世の中の流れに対して町長は率直にどのようなお考えをお持ちか、どういうふうに思われているかというのを一言語っていただけますか。

○議長（辰巳光則君） 103万円のこととか社会情勢を加味して、今の社会情勢をどのような感じでお捉えかということですね。

松本議員、もうちょっと。

○5番（松本 健君） 今回、回答いただきましたけれども、途中で昨今の急激な物価高騰や人件費高騰に臨機応変に対応してどうのこうのとかというふうな話があります。どういう社会に対してこの令和7年の三宅町の予算を使っていくかというのが非常に大切だと思うんですけども、その前にどういう世の中というところで、今、世の中に何が起きているのか、どういうことを注視されているのか、どういうことは気をつけなくちゃいけないのか、何に注力しようかというようなことを、まずどういうイメージを持たれているかというのを共有したいなと思っております。

○議長（辰巳光則君） それはもう町長の立場で、町政に対してとか。

○5番（松本 健君） そうですね。町長の立場でというので結構ですよ。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 財政的なところでいいますと、やはり気にしているところでいいますと、金利の上昇というところでございます。これは将来的に支払いのところが増額、想定より上がっていく等々が考えられますので、そうした財政的な影響を中長期的に加味しながら、予算編成であったり、そういった借入れというところも考えていく必要があるというふうに、昨今の中では財政的な面でいうと、そのあたりというところは非常に気にしているところで

ございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 先ほどの念押しのところ、町長としてみたいな話があったからそうかもしれないですけども、普通に考えて、世の中一般はどういうふうに思っているか。昨今の物価高というものに対しては、町長はどのようにお思いでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 決して物価高だから悪いではなく、やはりデフレからの脱却というところが見えてきているというところはございますけれども、昨今の言われていますように、私自身も体感として感じているように、やはり給与が上がっているけれども、実質の給与、手取り額が上がっていない。社会保障費がやはり半分以上。

これ企業側にとっても、私たち雇用する側にとっても、半分を持たなければいけないというところで、そういった雇うコストというところも非常に上がってきている中で、先ほど渡辺議員の質問でもございましたけれども、雇う側が雇う体力がなくなってきているというような現状もございますので、そういったところでやはり社会保障費というところをどうしていくのかというのは、抜本的に考える議論というところをしていかなければいけないであろうというふうには考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ありがとうございます。

今、令和7年になりましたけれども、令和4年頃にまずこの町を何年かかけてどうしているかというようなことをおっしゃられたとっておりますが、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年という時系列を考えたときに、この令和7年というのはどういうふうな状況だとお思いでしょうか。特に物価高とかそういうものに関する。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 予算の絡みでということで、予算の観点からのご質問の回答にさせていただきますけれども、やはり物価高というところでは、今までと工事請負費の単価であったりというところの本当に予算を組むに当たっても、かなり人件費のところというところは伸びているところがございますので、そういったところでは、本当に1年、2年前ともう同じことをしようとしても、1割増し、2割増し近くなっているという実感がございますので、やはりそういったところでは、限られた財源をどういうふうに使っていくかというところの選択と集中というところは、今後さらに上がっていく中では、図っていかなければならない

んだらうなというふうには感じているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 町長さんでありますから、三宅町の財政ということに対してそういうふうないろいろな危惧というか、注意というのを持たれているというのはよく分かりましたが、三宅町民、住民さん全てからしたときに、やっぱり物価高騰、この令和4年、5年、6年に比べて、6年ぐらいから、6年、7年、来年も続くかもしれないですけども、ある意味、結構非常事態だと、様相が変わってきたなというふうに考えられている方が多いんじゃないかと思いますが、そういうことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 結局言いたいのは、今こそ住民に手を差し伸べるというか、住民のほうを向いて何かをやるべきときなんじゃないですかということをお伝えしたんですけども、これから将来、何年か後に何が起こるかも分からないのでお金を蓄えていきたいと思いますというのではなくて、今、出さないでいつ出すのというほうに私は考えておりますが、その際に、今のお話の中でもどっちを見て政治しているんですか、どっち見て行政しているんですか。

ちょっと失礼な言い方かもしれないんですけども、元明石の市長さんですかね、泉房徳、よく最後はどっちを見て政治するかや、どっちを見て政策を決めるかやというような話やと思いますけれども、町の財政が将来どうなるか分からないのでどうこうするというのと、今この令和7年の国の予算からしても、借金を減らしてお金を出さないようにしようと、切り詰めていこうというような姿というのは、全く時代に逆行している話だと私は考えております。

国がこうやって絞りにかかったら、住民は何を頼りにすればいいのか。それこそ市町村、この基礎自治体は何をやるべきかというのを国や県のほうを向いてやるんじゃないかと、住民のほうを向いて物事を決めていただきたいなというふうに考えておる次第です。

続けてちょっと喋られてもらいますけれども、本日のいろんな一般質問の中でも聞かせていただいている中で、結局、県が何とかだからとか、国が何とかだからとか、ましてや部署の中で、防災に関してはここだけれども何とかだからとか、もちろん部署部署でやるべき役割が決まっています、それは違うからというような話になるのかもしれないけれども、空き家問題でも農地、福祉、全てですよ。せめて連携したらどうですかというふうな話がある中で、やっぱり結局、組織を見ているのか、町民のほうを見ているのかというところの違いが

非常に大きいんだろうなと思います。そういった観点で、予算編成にもどういう方針で関わるかというのは、関係しているんじゃないのかなと思っております。

勝手に喋られていただきましたけれども、もし関連するご意見があればおっしゃってください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 具体的にどういったことをご提案いただいているのかというところをもう少し具体的におっしゃっていただくと、より答えもしやすいかなと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（辰巳光則君） ざっくり考えて、どういう思いで当初予算を組まれたのかという感じで。

○5番（松本 健君） そうですね。予算の編成方針に、今、世の中がこういうふうになっているから、こういうことをしなくちゃいけないというのは特になく、財政は健全だけれども、将来的に考えてこういう危惧があるから、こういうことをしなくちゃいけないというような予算編成方針でよろしいんでしょうかと。言い換えればそういうことかなと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 予算編成方針については、今年というところでは出させていただいてますけれども、基本的に2次の総合戦略を立てた時点から、それに基づいて戦略的に継続してやるというところが、一番重きを置いているところでございます。

今年に関しては、予算編成のポイントということで、アンコンシャス・バイアスというところを気づきながら、そこも脱却して新たな発想、柔軟な発想をしっかりと持っていくというところ、また、業務でばんばんなところで、なかなかこれを考えていくというところ、向かい合う時間というところ、議員おっしゃるように職員自身もいっぱいいっぱいなところがございますので、そういったところで住民さんに向かい合うための余白をつくるというところで、3点目に関しては、小さく始めて、しっかりと失敗しながら修正をして、施策をフィットさせていくということを今回の予算編成方針の中でポイントとして置かせていただいたところでございますので、そういったところを、今回は全体のところというところもあるんですけども、やはり向かい合っていくため、次の3期の総合戦略に向けてやはりしっかりと考える時間であったり、余白をつくるというところを一つのテーマとして、予算編成をさせていただいたというところで、それにおける固定概念とか余白をつくる中で、今回、予算の編成のやり方を変えたりとかということで、いろいろとチャレンジをさせていただいたと

いうところでございます。

また、大きなところでいうと、やっぱり町民の方々に寄り添った施策の実施であったり、未来への積極的な投資、小学校の建て替え等々も控えておりますので、そういった人材育成であったり未来への投資というところも考えながら、今も大事にしながら将来的な町づくりというところの2本の柱を大切にしながら、時間軸としては予算編成を行わせていただいたところでございます。

ただ、最初からやはり正解じゃなくて、取組を進めることで気づきがあって、皆さんからのご意見をいただきながら、修正を重ねていくということを今後も大切にしていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 基本方針として、令和4年に立てた計画に従っていくという時点で、今、何が起きているのかということ自体をあまり見られていないのかな危惧しております。当初予算の編成方針、述べられたとおりのことを説明して下さっていますけれども、別にそれはもう聞いている話でよくて、こういう対話を通じた結果、どういうふうに感じられたかというようなものがあるようでしたらお願いしたかったですけれども、特にもともと考えていたとおりですということだったのかなというふうに理解しました。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） その視点でいいますと、先ほどどういう今時代というか、社会情勢かというところにつながるとは思うんですけれども、やはり今、町、少子高齢化というところで、社会の構図が変わるところと、AIの登場でより社会が不確実性が高まって、スピード感が全然変わってきたなというふうに感じています。

よくお話しさせていただくのが、10年前、今ポケットに皆さん入っているスマートフォン、パソコンがこんなに小さくなって、何でもこのパソコンでできる時代が10年前に来るとは誰も思っていなかったというところで、今後その10年のスピードがさらに早くなってきて、今の当たり前が当たり前じゃないというところが、今後の社会においてやはり進んでくだろうなというふうに感じています。そこの第一歩というのが、多分この令和7年度、AIの革命によってさらに進んでいく。社会の在り方自体が変わっていくんだろうなというところの社会情勢という部分では、今、認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 繰り返しになるようなんで、もらいますね。

こういう状況下で、私は今お金かけないでいつかけるのという感覚をいくらか持っていた
だきたいなというふうに切に願っております。それには時間かかるかもしれないんですけれ
ども。

ということは置いといて、基金についてお話しさせていただきたいと思います。

冒頭の質問でも聞かせていただきましたけれども、奈良県下、私が調べる限り、標準財政
規模に対してでいうと、王寺町って何かぼんと抜き出ているところはあるんだけど、ほ
かに比べてぼんと圧倒的に三宅町は高いところにある。50%近くのところにあると。

じゃ、どれが健全なんですかということはないかもしれないですけども、他市町村とそ
ういう財調の規模の比率というのを比較して、どういうふうな形に持っていきこう。それこそ
基金をどういうふうに入れていくかという計画になるになると思うんですけども、財調に
関してそういう方針はお持ちですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 財調につきましては、10億円を下回らないようにしていきたいという
ふうに考えております。

また、以前、県のほうでも、大学の先生が一応、各市町村の財政状況で、財政調整基金の
積立額がどれぐらいが適正かというところにおきましては、三宅町規模であると、災害時に
生活再建等々で住民さん一人一人に対応していくためには、やはり10億から12億程度が必要
適正規模であるというふうなご指導もいただいたところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） それでいうと、近隣の市町村は全然足りていないということですね。
近隣の市町村と比較されていますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 近隣といいましても、財政状況というか、財政の規模等々がございま
すので、ここで比べるべき指数というか、比べる対象としては類似団体と言われるところと
比較していただくのが適正かなというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 類似団体とは比較されていますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 類似団体とはさほど違いがないような気はしております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 私、令和4年度の調べた場合には、50.7%、ダントツですね。横軸が財政規模です。財政規模が高かろうか低かろうか、低いところは低いかもしれないけれども、財政規模が同等であっても、50.7%というのは飛び抜けていますね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 一旦ちょっと確認させていただきたいんですけども、それは財政調整基金に対するということでもいいんですかね。財政調整基金が標準財政規模の何割というところですから、この質問の回答ですよ。これ多分、標準財政規模というところでもいいですよ、なぜこの数字の差があるかという、三宅町が基準財政需要額というところが非常に低いというところに対して、それに対する基金の割合としては高いというような形で、もともとの数字自体が小さいというところがこの結果になっているというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 多分そうじゃなしに、類似団体で同規模ぐらいのところの中でそれだけ抜けているからというて、今、多分、松本議員言われているのは、その高いのが低いところというのも、同じ類似団体と比べて三宅が特別高いんでという内容やと。

森田町長。

○町長（森田浩司君） その整理の中で、やはり基準の元の割る分子の数というか、基準財政需要額からこれ多分財政調整基金の額というところを割り戻すと、51%という数字が出るというところやと思うので、もともとの基準財政需要額、収入のところやという、やっぱり財政状況でいう三宅町においては非常に少ないというところが影響しているんじゃないかというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） そういった考え方をされているということですね。

片や財政健全指数というので、ここ数年来、返済する比率はもうマイナスになっていまして、それは何を意味しているかという、今、負債があります。負債のうち国が返してくれるとか、見返りがあるというような借金を全部そぎ落としたものプラス、多分、退職の準備か何かそういうお金を足し込んだものに対して、基金側、財調と公債償還基金というのは、借金を返すために今のときからためておきましょうとってため込んでいるお金ですね。を足した額が、もうそれを超えちゃっているというような状態ですけども、それは規模の小さいこういう自治体では当たり前のことなんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） これは運用上のルールがございまして、今、過疎債で事業債というか、

事業をかなりやらせていただいています。これは使えるときに有利な起債でいうところ、緊防債しかり、様々な起債、特に過疎債の活用のところでいいますと、その7割分は国から交付税算入をされます。3割分においては、町の単独になりますけれども、この3割分というところを積みについているというところ、将来の負担というところ、将来、借金返さないじゃなくて、今、余力があったときにはその3割分の町で賄わないといけない借金編成に向けて、償還基金というのを積立てさせていただいているというので、これは基本的にはルールとして運用の中でさせていただいております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） その過疎債で3割という部分に関して、過疎債の3割を今積まなくちゃいけないのかというのは、特に決まりはないと聞いております。余裕があるときには積みばいいという。

その余裕があるときにはという言葉が大切で、余裕があるから積んでいるんですよ、あれは。みんな借金返すために積まないといけないと言っているわけじゃなくて、余裕があるから積んでいるんですよ。余裕があるから積んでいるというものに対して、いろんなところで、例えば今回ありました、空き家の処分をしようと思ったらお金ありませんと。お金ないからできません、お金ないからできません。そういうのばかりですけれども、お金ないからできませんと言っときながら、片や余裕があるときに積みましようというものを積む。そういう姿勢の今回は予算の編成なんだと、私は理解しました。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 言葉尻を捉えて、そういう解釈されるとは遺憾です。余裕があればどうか、決算のところで剰余金が出た処分に関して、そういったルールを設けさせていただいているというところ、結果論、やはり黒字になっていますけれども、単年度収支でいいますと、財調で2億の減少というところもありますので、そういった部分では赤字決算のところもございますし、そこはしっかりとそういう状況がありますので、収支均衡の予算編成というところをすると。

予算ベースで黒字をつくっていくことで、そうした余力というところが見える化する。その余力が見えるところを松本議員おっしゃるような形で振り分けて、機動的に補正予算対応も含めて行っていくというところで、やはり予算編成の中で収支均衡というところが、1つ松本議員おっしゃるような対応をしていくためには必要であるというふうに、結果論、黒字になってお金が余りましたではなくて、最初から黒字になる予算をしっかりと組むことで、

そういったところに必要なところに必要な予算というところを振り分けていくということで、補正予算の対応も含めてできるような形で、予算編成ということはさせていただいているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 多分、最後になりますけれども、私、先ほど申し上げたように、そういった考えの下で、この先、予算審査というのは当たらせていただきたいと思っております。

ちなみに、財調、持ち過ぎやんという話の中で、去年1億5,000万、1億6,000万ぐらい減っているんですね。今よくよく見てみたら、それはどこに行っているかというところ、公共施設の整備基金と国債償還基金、何じゃそらとかというような感じで私は受け取っております。そういったところの本来、予算をどう考えてどうしていくべきなのかということも併せた上で、今回、予算審査はやらせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 去年の財調の減少分に関しましては、大きくは県北西部の環境衛生組合の新たなごみ処理施設の建設で、建設費が上がっているところ等々がございますので、そちらで使わせていただいているというところがございます。数字上は振り替えたようには見えるかも知れないですけれども、決してそうじゃなくて、そういった要因がございます。

先ほどもご説明させていただきましたけれども、行く行く小学校の建て替えであったり、三河橋の橋梁の架け替えという大型の事業がございますので、そういった大型の事業の際には、やはりこの財政調整基金というところの取崩しというところはしていかないといけないというところもございますので、そういったところと、住民さんのそういった災害対応等々も含めて、適正額というところを基金に積むというところも含めて、今後も運用していきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 当初の質問で、基本的な考え方と当面の計画をお示しく下さいと申し上げておるんですけれども、当面の計画というところに、じゃ何年後に小学校どうする、何年後にどうする、そこまではこの特定目的の基金は積むんだよというようなものがあつた上で、公債償還基金はどういう状況のときにどれだけ積むというような計画も併せて示していただければなど。この後、予算審査の機会がございますので、そういうところでも質問したいと思っておりますから、いろいろ用意いただければと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） これで松本 健君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

なお、明日7日より23日までは特別委員会並びに各常任委員会開会のため休会とし、3月24日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。皆様、お疲れさまでした。

（午後 2時17分）

令和7年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和7年3月24日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅本睦男	久保憲史	川鱈実希子
瀬角清司	松本健	渡辺哲久
森内哲也	辰巳光則	池田年夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	教育長	大泉志保
みやげイノベーション推進部長	竹谷公秀	総務部長	森本典秀
住民福祉部長	宮内秀樹	健康こども局長	植村恵美
まちづくり推進部長	岡橋正識	会計管理者	田中修三
教育委員会事務局長	出口正		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 堀川佳則

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員 梅 本 睦 男 2 番 議 員 久 保 憲 史

令和7年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和7年 3月24日 月曜日

午 前 9時59分 再 開

- 日程第1 特別委員会及び常任委員会委員長報告
- (1) 予算審査特別委員会委員長報告
 - (2) 総務建設常任委員会委員長報告
 - (3) 福祉文教常任委員会委員長報告
- 追加日程第1 議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算の撤回について
- 追加日程第2 議案第34号 令和7年度三宅町一般会計予算について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

令和7年3月三宅町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、特別委員会及び常任委員会委員長報告についてを議題とします。

去る3月6日の本会議において、予算審査特別委員会並びに各常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月10日と11日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、久保憲史君。

○予算審査特別委員会委員長（久保憲史君） 去る3月4日、第1回定例会本会議において提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました令和7年度三宅町一般会計予算案をはじめとする予算案5件について慎重に審議をいたしました結果並びに結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第1号 令和7年度三宅町一般会計会計予算案は、総額45億3,000万円で前年度と比較し1億3,000万円、2.8%の減少となっています。

次に、歳入予算については、積極的な財源の確保に努められており、主な歳入予算として、1款町税については5億9,005万6,000円であり、前年度より0.7%の増加、第7款地方消費税交付金は1億2,839万円で前年度より5.3%の減少、10款地方交付税は21億2,600万円で前年度より9,977万5,000円、4.5%の増加、13款国庫支出金は5億7,215万8,000円で、新しい地方経済・生活環境創生交付金などの増加により、前年度より1億4,325万9,000円、33.4%

の増加、18款繰入金は1億6,025万7,000円で、財政調整基金を取り崩すことなく前年度より2億1,310万3,000円、57.1%の減少、21款町債は3億7,170万円で、過疎債対策事業債の減少により前年度より1億7,160万円、31.6%の減少となっております。

次に、主な歳出予算について。

2款総務費については8億6,639万4,000円で、つなぎ総合センター解体費用などにより前年度より1億2,360万2,000円、16.6%の増加、3款民生費は15億1,840万2,000円で、児童手当給付事業や住民基本台帳費などの増加により、前年度より9,096万2,000円、6.4%の増加、4款衛生費は3億853万6,000円で、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金の減少により前年度より4億4,164万1,000円、58.9%の減少、6款農林水産業費は1億3,845万3,000円で、前年度より6,063万8,000円、77.9%の増加、8款土木費は6億3,867万3,000円で、前年度より5,478万4,000円、7.9%の減少、10款教育費は8億8,477万4,000円で、未来の学校プロジェクト事業や式下中学校負担金の増加などにより前年度より6,844万5,000円、21.6%の増加となっています。

次に、3月10日と11日の2日間に行いました予算の経過及び結果について報告いたします。会計関係では、固定資産台帳財務書類作成事務について質疑を行いました。

みやけイノベーション推進関係では、過疎債対策事業に対する普通交付金の参入内容について、地方共創型創生プロジェクトに対する国庫補助金の内容について、財務会計システムの更新に対するデジタル活用推進事業債の活用と人口規模に対するシステム共同化の検討について、DX推進事業において第3期総合戦略対策地域活性化起業人の内容について、地域おこし協力隊の現状の今後の取組について、空き家対策内容と今後の庁内連帯について、まちづくり共同推進事業の実績と今後の進め方について、ローカルスタートアップ事業の経過と事業の内容、地域おこし協力隊の関係について、交流まちづくりセンター運営費のMi i Moの運営委員会の事業内容と経理状況について、サトイモ焼酎現状と特産品の今後の展開について、新たな三宅次世代型農業推進事業における農業課題と地域おこし協力隊の役割についてなど質疑を行いました。

質疑において委員からは、地域公共交通事業の障害者などの対象の拡充に対する要望があり、DX推進事業の事業計画を確認したい、説明内容と資料の記載内容の整合性を取ってもらいたいとの意見やタウンミーティングに住民の参加が少ない状況から、今後の向上を決めることや身近なテーマと実施についてももらいたいとの意見、特にローカルスタートアップ事業についてはこれまでの成果は三宅町のためになっていないのではないか、事業の目的や反

省を踏まえて継続できる事業があるか、スモール観点であればもっと少ない予算で実施できるのではないかと、具体的な内容や方向性を資料に記載してもらいたいとの意見など、各委員より様々な意見がありました。

総務部関係では、つながり総合センター解体に伴う地域住民への対応について、魅力あるまちづくり交付金の内容と拡充について、デジタル活用推進事業の対策事業についてなど質疑があり、質疑において、委員からは、住民にとって使いやすい魅力あるまちづくり交付金となる仕組みづくりを検討してはどうか、地域住民にとって有効的な防犯カメラの設置に向けた検討をしてはどうかなどの意見がありました。

まちづくり推進部関係では、都市計画マスタープランの改正と立地適正化計画の作成に向けた方向性の進め方について、空き家対策の現状と課題、解体補助金の実績について、スズメバチの駆除に対する対応についてなどの質疑を行いました。

質疑において、委員からは、空き家となった時点での相談窓口の設置などの対応や対策を考えるべきであること、地域おこし協力隊との連帯や空き家解消に向けた有効な補助金施策による担当課と連帯でもらいたい、相談窓口のワンストップ化を進めてもらいたいなどの意見が様々ありました。

住民福祉部関係では、コンビニ交付事業、成年後見手続事業、孤独死関連事業の現状について、障害者相談支援事業の内容について、高齢者地域活動支援事業の内容と現状について、障害者自立支援事業、障害者支援事業のサービスの現状と事業所の状況、行政組織の体制についてなどの質疑がありました。

質疑において、委員からは、障害者相談事業など町のいろいろな相談の周知、方法を検討してもらいたい、障害者自立支援事業や障害支援事業の相談対応について、今後の行政組織の体制に配慮が必要ではないと意見がありました。

健康子ども局では、近年の出生の現状と幼稚園における保育の現状について、高齢者一体化予防事業の内容と服薬の現状について、子ども・子育て支援計画のこれまでの経過について、新たな児童虐待防止事業の内容と強化について、ティーンズLINK事業の成果と課題、地域おこし協力隊の活動内容について、学童保育クラブの実施体制と受託料の内容について、母子保健事業の健康の必要性和実施内容について、三宅町や三宅ウェルネスタウンの事業の個人情報の取扱いについて、幼稚園における保育士の現状と保育関係の充実に向けた取組について、一時預かり保育の状況について、子育て支援事業各事業の見直し内容などの質疑があり、質疑において、委員からは、ティーンズLINK事業において居場所づくり運営支援

については地域おこし協力隊を育成するに当たり、事業による運営支援など主体性が必要でないかという意見がありました。

教育委員会事務局関係では、未来の学校プロジェクトにおいて、学校施設整備に対するPFI導入の考え方、整備に向けた今後のスケジュールと住民参加の必要性、国内、国外視察の目的と内容、設備費用の基金の積立て予定について、物価高騰による学校給食現状について、式下中学校における中学校費の保護者負担について、人権教育における地域人権学習事業の見直しの経過と進め方について、コミュニティスクールの進め方と目標について、三宅古墳群の調査、内容とPRについてなど質疑を行いました。

質疑において、委員からは様々な意見があり、特に未来学校プロジェクトにおいては、学校施設整備としてなぜPFIについて導入するのか、施設整備に向けた今後の過程において住民が主体となって進めるべきではないか、具体的な内容や方向性を資料に記載してもらいたいなどの意見、また、式下中学校における給食費の保護者負担については、平等な教育環境のためにカマイシチョウと格差の是正を早急に対応してもらいたいとの意見、また、人権教育における地域人権学習見直しについて、子供や先生の思いを優先して考えてもらいたいと、見直しに当たって子供たちや関係者の教育の機会を設け、時間を協議してもらいたいとの意見など、それぞれの事業について意見がありました。

また、全体的な意見として、計画の策定や施策の方向性を決める場合には住民の意見を広く取り入れるような進め方を検討してほしいことや、基金の残高について収入収支のバランスを見られるような資料の作成をお願いしたいと意見があり、議長からは、担当課雇用に対して、会計年度職員を含め全職員が把握できる資料の提出を願いたい。また、高齢者地域活動支援事業のような独り暮らし、高齢者などを支えていくような事業を展開してもらいたいと意見がありました。

その後、議員間討議を行い、委員会で関係局部の質疑を受けた結果、各事業の実進を進めるに当たり住民との協議の機会を設ける必要性や当事者の方々の意見を聞くことの必要性であることから、当該事業については再検討をすると必要があるなど、1つ、ローカルスタートアップ事業、2、ティーンズLINK事業、3、未来の学校プロジェクト、4、式下中学校における給食費保護者負担金、5、人権教育費については、各委員会の賛否を確認し、採決の結果、本委員会では原案を賛成者なしで否認いたしました。

次に、議案第2号 令和7年度国民健康保険会計予算は総額7億1,890万6,000円で、保険給付費減少、県単位化による国民健康保険事業給付金の減少により、前年度と比較して

4,810万4,000円の減少となりました。国民健康保険の被保険者と保険収入の現状について、特定健診の実施状況と健康増進担当課との連帯について質疑を行い、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

次に、議案第3号 令和7年度三宅町介護保険特別会計予算は総額8億8,527万9,000円で、介護保険給付金、地域支援事業費の増加などにより、前年度と比較して2,145万2,000円の増加となり、介護サービスの実情について、介護認定審査会のシステムの標準化の内容について、緊急時在宅高齢者支援体制整備事業の必要性と課題についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

次に、議案第4号 令和7年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算が総額1億7,619万4,000円で、後期高齢者医療広域連合納付金の増加などにより前年度と比較して1,658万9,000円の増加となり、後期高齢者保険者スノ保険収入の状況について質疑を行い、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

次に、議案第5号 令和7年度三宅町下水道事業会計、収益的支出と資本的支出に合わせた支出予算額が4億2,600万円で、企業債償還金や下水道事業費の減少などにより前年度と比較して3,597万円の減少となっており、水道の県広域化に伴う下水道使用料についてウォーターPPP導入操作の進め方、インフラ整備を見据えた今後の下水道経営について、下水道企業債償還金に対する財源について質疑を行い、本委員会は原案のとおり挙手多数で承認いたしました。

以上が予算審査特別委員会に付託を受けました予算に対する市民の概要であり、慎重に審議を行ったことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、3月13日に開催されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設常任委員会委員長（森内哲也君） ただいま議長にお許しいただきましたので発言させていただきます。

去る3月6日、第1回定例会本会議において総務建設常任委員会に付託を受けました諸議案について、13日に総務建設常任委員会を開催し、審議いたしました経過並び結果について報告いたします。

まず、議案第6号 令和6年度三宅町一般会計第10回補正予算案についてです。

みやけイノベーション推進部関係では、企業版ふるさと納税基金100万円、財政調整基金

の積立額32万9,000円などの増額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額、予算調製による予備費9,294万9,000円などの増額、歳入予算では普通交付税6,445万8,000円、公共施設整備基金繰入金2,112万円、一般補助施設整備事業債200万円等の増額補正が行われております。

総務部関係では、災害に強いまちづくり事業について、新しい地方経済・生活環境創生交付金、地域防災緊急整備型の活用による防災備品の整備費や整備費用2,918万8,000円などの増額、一般会計における人件費の過不足調整による減額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額、歳入予算では防災備品の整備に対する国庫補助金1,530万3,000円などの増額、各事業の確定に伴う国庫支出金等の減額補正が行われております。

まちづくり推進部関係では、社会資本整備総合交付金事業の舗装補修工事費5,060万円、町道2号線の道路工事に伴う家屋調査経費1,042万8,000円などの増額、公用車購入149万9,000円などの増額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額、歳入予算では各事業費の確定に伴う国庫支出金等の減額、過疎対策事業債の増減調整による補正が行われております。

第2表繰越明許費については、諸般の理由により令和7年度に繰り越して支出する必要がある社会資本整備総合交付金事業8,552万9,000円、災害に強いまちづくり事業2,918万6,000円など、繰越明許費の設定が行われております。

第3表 債務負担行為については、住基ネット機器更改事業について債務負担行為2,541万2,000円の限度額設定が行われております。

以上が令和6年度一般会計第10回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

みやけイノベーション推進部関係では、一般補助施設整備事業債について、地域おこし協力隊サポート事業の執行状況について質疑を行いました。

総務部では、人件費の減額理由について、デジタル基盤改革支援補助金の予算科目について、職員採用の状況について、国の補助補正予算による避難所における防災備品などの整備と活用方法について質疑を行いました。

また、質疑においては、委員より、避難所における空調整備については夏季——夏です——の小学校の体育館の授業での使用やその他のイベントなどでも活用してほしいとの意見や、防災備品のリスク分散のために保管場所を1か所でなく分散させる、また補助金の自治会での整備を検討してほしいといった意見もあり、理事者からは、防災備品を整備するときや購入後において検討していきたいとの回答がありました。

まちづくり推進部では、町道2号線の道路工事と舗装補修工事の前倒し執行の内容について、国の社会資本総合交付金の交付率の現状と事業に対する予算の配分について、三宅町に

おける河川や水路の現状と今後の新設事業の予定について、ごみのカレンダー作成経費についての質疑を行いました。

質疑においては、委員より、町の単独事業としてでもしゅんせつ事業を進めてもらいたい、そんな意見があり、また全体的な意見として、資料作成時に当たっては増減の比較が具体的に分かるような努力をお願いしたいという意見もありました。

議案第6号 令和6年度三宅町一般会計第10回補正予算案については、本委員会では全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第8号 令和6年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算案は、収益的事業で382万8,000円の減額、資本的事業で652万円の減額となっており、下水道事業の執行見込額確定による各事業費の減額並びに収入予算の減額補正、また、下水道事業債の限度額について499万円の減額が行われ、下水道の管路調査の実施結果により汚泥処理業の減量減額についての質疑を行われ、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第9号 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、行政組織を再編するもので、住民窓口において業務量が増加することについてや組織の再編に伴う本庁舎の執行場所の変更や会議室の使い方について、M i i M oの使い方についてなどの質疑を行い、町長からは、人事採用や業務の効率化、防災の強化など、様々な課題を解決していきたいとの回答がありました。

議員間討議においては、住民にとって分かりやすくするために工夫して庁舎の業務を集約する必要がある、そういった意見や、住民窓口の担当部局に業務量が増加することで担当窓口の職員は大変であるのではないかと、そういった意見。また、M i i M o開設当初にはM i i M o運営室であったが、翌年にはそれを廃止し、政策推進課の中に運營業務を入れたはずであるのに、今回は再びM i i M o運営部門を独立した部門にするのであればしるべき経緯の説明をしてほしい。ほかには、新しい部署名がどのような業務を担っているのか分かりにくいなどの意見がありました。一方で、行政組織は行政側の裁量であるとする意見や、今回の組織再編は今までの課題を解決していきたいという努力がうかがえるというような意見などもあり、各委員により、多様な角度から組織と部署の配置についての考えが出され、本委員会は原案を賛成少数で否認いたしました。

次に、議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特別職の出張時における宿泊基準額の改正、町長の給料額を15%減額措置するもので、旅費の基準額を見直しする内容について質疑を行い、本委員会は

原案どおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第11号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の出張時における旅費基準額の改正等を行うもので職員の旅費基準を国家公務員と同等に見直すことについて、国家公務員等の赴任時の適用について宿泊手当の必要性について質疑を行い、委員からは、職員の旅費基準を国家公務員と同等に見直すことの意図は考えにくいなどの意見があり、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また議案13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の議案2件については、いずれも令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告に準拠した改正を行うもので、本委員会はいずれも原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、令和6年8月に人事院勧告による職員の各種手当の支給要件の改正、刑法の改正による刑の種類文言整備を行うもので、単身赴任についての手当の内容について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第15号 三宅町表彰条例の一部を改正する条例の制定については、議案第16号 三宅町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第17号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての議案3件については、いずれも刑法の改正による刑の種類文言整理を行うもので、本委員会はいずれも原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第18号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員等の損害賠償費に係る補償基準額の改正を行うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第19号 三宅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員等公務災害補償など報償等、共済基金に係る消防団員退職報償金の勤務年数区分の改正、刑法の改正による刑の種類文言整備を行うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第20号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、法律の改正に伴い引用する条項に繰下げが生じるため条例の改正を行うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第21号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、議案第22号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件については、いずれも奈良県広域水道企業団の設立に伴う対象条例の整備を行うもので、本委員会はいずれも原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案23号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、町営住宅のストック状況、公募状況により、入居資格を県内から町内に改正するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第24号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、地籍調査に係る交付手数料を追加するもので、交付請求が可能となる時期について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第25号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、奈良県広域水道企業団の設立に伴う対象条例の整備、下水道料金の徴収を毎月から隔月に変更するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第26号 三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定については、奈良県広域水道企業団の設立に伴う対象条例の整備を行うもので、関係市町村のし尿処理の委託内容について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第31号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更については、新たに対象事業として幼稚園及び小学校の教育充実と環境向上事業を追加するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第32号 工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（5期）請負契約の変更の締結については、本請負契約において変更契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもので、契約を変更することとなった理由についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第33号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更については、山辺・県北西部広域環境衛生組合への廃棄物処理の移行に伴い、天理市に対する事務委託の範囲等が変更になることにより規約を変更するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第1号 令和6年度三宅町一般会計第9回補正予算の専決処分の承認については、害虫被害の発生に伴う作業経費について緊急に予算措置を行ったもので、物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金の追加交付により消費喚起事業を実施する経費について2,906万6,000円の増額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が総務建設常任委員会に付託を受けました補正予算案2件、議案20件、承認1件の概要であり、慎重に審議を行いましたことをご報告申し上げて委員長報告を終わりにいたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、3月17日に開催されました福祉文教常任委員会の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、川緒実希子君。

○福祉文教常任委員会委員長（川緒実希子君） 去る3月6日、第1回定例会本会議において、福祉文教常任委員会に付託を受けました議案について、17日に福祉文教常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第6号 令和6年度三宅町一般会計第10回補正予算案について、住民福祉部関係では、障害者自立支援事業費の障害福祉サービス給付費など921万9,000円、氏名の振り仮名確認通知書の郵送経費34万円の増額、国民健康保険特別会計繰出金393万8,000円の増額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額。歳入予算では、障害福祉サービス給付費に対する国庫支出金等の増額、実績枠確定による県支出金等の減額補正が行われています。

健康子ども局関係では、あざさ苑のエレベーター改修経費2,112万円、燃料高騰による指定管理料247万円の増額、実績枠確定による子育て世帯生活支援特別給付金の返還金132万円の増額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額、歳入予算では、保育所受託費の増加による受託負担金309万8,000円の増額、児童手当交付金の補助率改定による国庫支出金397万円の増額、実績枠確定により国庫支出金、県支出金等の減額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、町制50周年記念事業として三宅町史の作成経費220万円の増額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額、歳入予算では、就学省令補助金3万4,000円の増額補正が行われています。

第2表、繰越明許費については、諸般の理由により令和7年度に繰り越して支出する必要がある住民税世帯給付金事業1,800万9,000円、あざさ苑のエレベーター改修経費2,112万円など、繰越明許費の設定が行われています。

第3表、債務負担行為については、町制50周年記念事業として三宅町史の作成経費について債務負担行為495万円の限度額設定が行われています。

以上が令和6年度三宅町一般会計第10回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

住民福祉部関係では、障害福祉サービスに対する国庫補助金の内容について、デジタル基盤改革支援補助金の予算科目について質疑を行いました。

健康子ども局関係では、ティーンズLINK事業が国庫補助金の対象外となった経緯について、あざさ苑の光熱費の増額理由と改修計画について、あざさ苑のエレベーター改修の実施時期について、まちアート三宅町事業の実施内容について、幼稚園における保育士配置の現状について質疑を行いました。

また、委員より、あざさ苑などの公共施設においてLED化されていない施設については維持費抑制のため早急に対応してほしいとの意見がありました。さらに、常任委員会資料の記載方法について単に減額補正と記載するのではなく、当初見込みに対し実績何人と記載すれば分かりやすいので全体的にそのような記載方法に統一してほしいとの要望がありました。

教育委員会事務局関係では、町制50周年記念事業の町史作成について事業の進め方や実施時期などの内容について質疑を行いました。

質疑においては、委員より、どのような業者を選定するかを検討していただきたいという要望や、三宅町の歴史が後で読んでも分かるようある程度学術的なものにしてほしいなどの意見があり、町長からは、子供が読んでも分かるような町史を作成する予定で、住民の記憶にある三宅町の歴史を残すものにしたいとの回答がありました。

議案第6号 令和6年度三宅町一般会計第10回補正予算案については、本委員会では全員賛成で承認いたしました。

続いて、議案第7号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算については、実績見込額確定により歳入において一般会計繰入金393万8,000円の増額、国民健康保険財政調整基金繰入金554万8,000円の減額、歳出においては、国民健康保険事業費納付金210万9,000円の減額、予備費の増額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

続いて、議案第27号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険税の賦課限度額の引上げと保険料軽減の所得判定基準の見直しを行うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

続いて、議案第28号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉施設における栄養士の配置基準に管理栄養士を追加するもので、栄養士法の改正による改正の内容について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

続いて、議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤の特別職の出張時における宿泊基準額の改正、三宅小学校建て替えに関する有識者委員会の委員等の追加と青少年健全育成協議会委員の削除を行うもので、青少年健全育成協議会のこれまでの経緯と廃止となる理由、現在の活動状況と今後の実施体制について、特にコミュニティスクールとの関係について、また、予算審査特別委員会の審議結果を受けて三宅小学校建て替えに考える有識者委員会の委員の必要性について質疑を行いました。

委員より、三宅小学校建て替えに関する有識者委員会の目的を明確化してからこの条例に追加するほうがよいのではとの意見がありましたが、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

続いて、議案第30号 三宅町青少年健全育成協議会設置条例を廃止する条例の制定については、三宅町青少年健全育成協議会を廃止するもので、協議会の構成や今後のPTAなどの団体の存続について、不審者等の事案に対する今後の対応について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

続いて、請願第1号 令和7年度地域人権学習事業の継続に関する請願については、地域人権学習事業を廃止することなく予算の継続を求めるもので、紹介議員より請願の趣旨についての説明がありました。請願の内容については令和7年度一般会計予算案と関連する内容であり、先ほどの予算審査特別委員会の委員長報告のとおり、地域人権学習事業の見直しについては子供たちや先生の思いを優先して考えてもらいたいこと、見直しするに当たっては時間をかけて協議してもらいたいとの意見など、様々な意見がありました。請願の審議においては慎重に審議を行い、委員会の意見としては請願の願意は妥当であり、本委員会は審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上が福祉文教常任委員会に付託を受けました補正予算案2件、議案4件、請願1件の概要であり、慎重に審議を行いましたことをご報告申し上げて委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

池田委員。

- 9番（池田年夫君）　ただいま予算審査特別委員会、総務建設常任委員会、福祉文教常任委員会の各委員長より報告がありました。3月議会の議案の中で三宅町一般会計予算案、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業の4特別会計、該当する条例議案について反対討論を行います。

三宅町令和7年の一般会計予算総額は45億3,000万円です。昨年度予算に比べ1億3,000万円、2.8%の減となっていますが、令和6年度繰越明許費1億61万7,000円を追加すると46億3,061万7,000円となります。

令和7年度三宅町一般会計予算案では、住民福祉の施策として難聴者に対する補聴器購入に対する補助制度に200万円、購入費用の2分の1、最大で2万円を補助、タクシーの補助券1枚につき500円の補助から600円に引き上げ657万5,000円、自治会活動支援の魅力あるまちづくり活動に対する補助64万円から80万円等に評価できますが、ローカルスタートアップ事業委託料1,100万円、ティーンズLINK事業2,336万2,000円、未来の学校プロジェクト1,922万9,000円、式下中学校の給食費の無償の欠落65万2,000円、人権教育費1,400万円等の在り方について、予算審査特別委員会で不十分であると指摘されました。三宅町の財政であれば式下中学校の三宅町から通う生徒の給食費の無償化はできないことではありません。

また、小学校の建て替え問題についても、スケジュールありきでなく住民にどのような学校をつくるのかをはじめ、建設工法等を父兄、住民に説明し行うべきであります。ローカルスタートアップ事業についても今年で3年目になりますが、この事業に参加した人ので三宅町に対しての貢献度が不明であります。また、三宅町の令和7年度予算案の中でも、幹線系電子計算システムとして、住民情報、税務、国民年金、福祉、国民健康保険の各事務事業における総合行政システムの運用管理に係る経費、戸籍情報システム及び戸籍の附票システムの改修業務、デジタル基盤改革支援補助金、システム化、標準化、共通化に係る事業など、予算が組み入れられています。

2022年10月に地方公共団体情報システム標準化基本法がつくられ、2023年4月から移行支援期間として位置づけられています。2025年までに主要20業種、住民基本台帳、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学援助、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、

後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理が組み入れられ、国による一元的なシステム使用が義務づけられることで、これまで自治体が独自で提供してきた行政サービスが継続できなくなる懸念があります。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業等の各特別会計については、国民健康保険会計予算案では繰越滞納分として285万9,000円が計上され、昨年度予算より76万3,000円増となり、最高限度額が条例によって引き上げられます。低所得者の国民健康保険賦課上限の引上げは現役世代の保険料の引上げにもつながりかねません。介護保険特別会計予算案の滞納分は、普通徴収分ですが29万2,000円、昨年度予算より23万3,000円少なくなっていますが、政府が訪問介護の基本報酬引下げを行った結果、三宅町が社会福祉協議会で行っていた訪問介護をなくしています。地方公共団体が責任を負うべき住民サービスは自治体を守るべきであります。

国は、25年度から保険者機能強化推進交付金について、要介護認定率の改善率、アウトカム指標が上位の自治体、評価点が複数年上位の自治体に対する配分を5%から20%に拡大し、ターゲットになる対象者、成果目標、評価指標を設定し、達成するための成果指標型の介護予防等の取組を評価する枠組みを新設、これは成果主義的性格をより強化するものであり、要介護認定をより低く抑えるなど介護給付の削減に自治体を追い立てることになりかねません。

後期高齢者医療会計の滞納分、普通徴収分は、昨年度の2万円から5万8,000円と増加しています。下水道事業会計は滞納分について記載されていませんが、これらの減少は住民の生活が物価高や生活費収入の減少に現れています。また、一般質問でも指摘しましたが、インフラを管理する人員が削減され、管理技術の継承もままならない状態です。

条例議案については、議案第9号 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、住民福祉部に事業が集中している点など再検討の必要があります。

議案第10号、11号、特別職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国会では全会派が賛成で成立していますが、三宅町の置かれた条件等を勘案した場合疑問が残ります。

議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、小学校の建て替えを審議する委員の報酬の制定ですので時期尚早であります。

あとの条例議案については別段問題がありませんので、令和7年度三宅町一般会計予算案、

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計予算案、該当する条例案に対して反対討論を述べ、討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

森内議員。

賛成、反対。

○7番（森内哲也君） 私は、福祉文教委員会で審議されました請願書に対する賛成討論をしたいと思います。いいですか。

○議長（辰巳光則君） はい。

○7番（森内哲也君） 福祉文教委員会で請願書が今回出ております。この請願書の内容は、人権学習と中学生への学習支援に対する事業を来年度からの予算から削除して、廃止することにつながるかもしれない、そういう内容に対する一考、再考を求める内容だと思っております。

さて、今回の令和7年度予算案を振り返って議員の皆さん、どのように感じられたのでしょうか。私も予算審議の場では自分の意見を率直に述べさせていただきました。正直ちょっと視野の狭いような意見もあったかもしれません。個人的に後で話をさせてもらって、その立場から見たらその考えも分かるなというような考えもあったかと思っております。なので、私の印象みたいな話になるかもしれませんが、話させていただきます。

人権学習については、新しくそういった取組をしようと考えているのかと一定の前向きな意思を感じたりをしておりました。しかし、中学生の学習支援に関しては、この程度の議論で本当に次につなげられるのかということに少し曖昧で、方向性のなかなか今のところ見えない議論にとどまっているのかなという印象です。中学生の学習支援、かいほう塾というようなネーミングでやや時代に合わないような印象もあるかもしれませんが、この事業は50年ほどにわたって継続されている由緒ある事業です。当時、学ぶことが困難な事情を抱える子供たちを支える、まさに公的な役割が求められる支援であったと思っております。今、時代が変わりました。塾などの選択肢も増えて学習の機会そのものは多様化しております。

しかし、一方で、我々、子供の貧困、そういう言葉も日常的に聞かれるようになっております。塾に行きたいけれども、親に気を遣って言い出せない子供であったり、塾に通わせてあげたいけれども経済的に悩む親たちであったり、そういった家庭が三宅町に一つもない、そんなふうに私は言えないと思っております。

この学習支援は、そういった子供たちのためにこそあるべき事業です。むしろ今こそ学ぶ

機会に恵まれない子供たちを応援する公的支援の必要性が高まっていると私は考えております。もし来年度以降、この事業に代わる明確な計画もないままに予算を削減、通すということになれば、すなわち中学生の学習支援の機会を奪うことにほかなりません。私はそういった内容には反対したいと思っております。子ども・子育てを支援する町に三宅町をしていきたいというふうに思っております。

請願に賛成することで、議会として学ぶ機会に恵まれない子供たちを見捨ててはならない、そういう姿勢を明確に示してほしいと思っております。そして、もし事業の見直しが必要だというのであれば、その前にどう支援を継続していくのかという明確な計画を立てて子供たちに切れ目のないサポートを提供できることを確認してから進めてほしい、そんなふうに思っております。ですので、この請願に対しては、議員の皆様、ぜひ賛成していくことを願っております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論はありませんか。

川鱈議員。

○3番（川鱈実希子君） 私は、当初予算案に反対の立場で討論いたします。

今回の予算案について、議会は主に5項目において否決いたしました。私は、そのなった原因の一つは理事者の事前説明、レクチャー不足にあると思っております。これまで理事者は、必要があれば議員の勉強会や議会運営委員会の場で政策について丁寧な説明をしてくださいました。磯城郡水道企業団による県水一体化しかり、政策推進課によるMラボしかり、教育委員会による電子黒板などのICT関連予算案しかりです。

しかし、今回は事前説明が全くありませんでした。令和7年度のローカルスタートアップ事業は、毎回多くの反論を呼んでいるにもかかわらず前年と全く同内容で提案されました。教育委員会は新規にイエナプラン教育の学校視察やPFI導入の検討、フィンランド視察などを提案されました。予算の議案書が配付されてから予算特別委員会の開催までは半月しかありません。とてもじゃありませんが、そんな短時間に議案書の全てに目を通し、原課に事前の質問をし、さらに、こうした重点新規の分野について本やネットで情報を収集することはできません。しかし、そうしなければまともな予算審議はできません。私が求めているのは、昭和の根回しではなく令和の対話です。個別の議員への根回しはむしろ必要はありません。そうではなく、町長ヒアリングが終わった段階から議会運営委員会の間に新規の政策、大きな政策については議員勉強会などで丁寧にレクチャーしていただきたいと思っております。そ

うすることで理解が深まり、よりよい予算審議ができ、よりよい政策が実現できるはずです。どうかこれを三宅町の理事者と議会の新しい文化として定着させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論はありませんか。

松本議員。

○5番（松本 健君） 私のほうからは、第1号議案、一般会計予算に対して当初反対、委員会で賛成の理由で、あと、10号、11号の特別職の出張旅費に関して賛成の理由で、また請願第1号、人権学習の件につきましては賛成の立場で討論させていただきます。

まず、第1号議案、一般会計予算案についてですが、個々の案件につきましては、委員長報告の内容等そのままではよいかなと思いますので、それに加えて1点述べさせていただきたいと思います。

私は、一般質問でも述べさせていただきましたが、予算の全体像に対して疑念を抱いております。三宅町、大体予算規模40億、基金が30億ほどある、幾らかの借金もある。ここ何年か毎年1億ずつぐらいの積み上げがあつて基金に回っているという状況です。とはいいいながら、今回の予算編成に関しても、三宅町は貧しいというかお金がないんだというような風潮の中で予算が作成、策定されてきました。世の中を眺めてみたときには、急激な物価高、また、ステルス増税と言われるようなものでいろいろ住民が苦しめられている中でこのような予算を策定するというに疑問を投げかけております。

果たして三宅町は本当に貧しいのでしょうか。三宅町の予算40億、人口は1万人を切っております。それと比べて日本は1億以上、1億2,000万人、大体1万倍、三宅町は町の1万分の1ぐらいの人口と考えられます。そうしたときに、三宅町の40億の予算というのは国で考えたら40兆円ぐらいの予算に当たるんだと、三宅町の30億の基金というのは国で考えたら30兆の基金に当たるんだ、毎年1億積むというのは毎年国で1兆円積んでいると思うんだというようなことを考えた中で、世の中の物価高、ステルス増税といった流れに対して、それをやるのは国の仕事というような形で放っておいていいのかというのを常に疑問を感じております。

町はどうか基礎自治体は、一番住民の顔が見えるところで、どういうところにどう苦しんでいるかというのを一番察知できるところです。この予算の規模に対して今回の予算でそういうところに対する対策、事業というのがあまり図られていないことに疑問を感じます。

この案件に関しては、この先例例えば補正予算などをどんどん考えていく中で、これから町としてお金の使い方をどうしていくかというのに反映していただきたいなと思いながらここで一言述べさせていただきます。

続きまして、第10号、第11号、特別職の出張旅費の部分なんですけれども、委員会では私反対させていただきました。反対の理由は、三役、町長、副町長、教育長に関しては、従来は運賃が実費となっていたものが今回の改定で、言葉尻かもしれないですけれども、最上級の運賃というふうな形になっております。果たしてそれでいいのかというところの疑問ですが、実際、最上級の運賃といいましても上限を最上級の運賃にするというような形で、どちらかという自由度が増したというか、気にせず高い運賃を使えるということになったわけです。

ただ、こういうのは法で縛るというよりは、やっぱり三役の方ご自身の身をただすというか、住民も含めてみんなでちゃんとチェックするというふうな形で、本当に必要な部分では必要に応じて使っていただく必要はあるのかなというふうな思いもある中で、委員会では反対しましたが本会議では賛成しようと思っております。ただ、それに関しましては、自身の身をただした上で使い方を考えていただきたいということと、情報公開を含めてみんなの目でそれは見ていかなくちゃいけないなというふうなことを感じながら賛成討論とさせていただきます。

続きまして、請願第1号、人権学習の請願についてですが、賛成の立場で討論させていただきます。

この請願の中に含まれるものとしまして、人権学習であったり教育に関するもの見直しですが、今まではば一と委託されていたものが自分たちでやっていかなくちゃいけないというようところが含まれていたのだと思います。こういう小さな町であらゆることに対して職員も限られる中で、事業を進める際に全部委託ということは、ほかの案件でもよくあると思うんですけれども、見直す際に、こういう小さな町であるなら、小さな町であってこそ全部委託を全部自分のところに変えますというふうな形ではなくてですね。その間というか、一択ではなくて具体的に自分たちの意思をどういうふうに協力してやっていけるかと、委託を全部切るというわけじゃなくて、やりながら自分たちの意思をどう、お互いがハッピーになるような事業の仕方というのをこの事業だけじゃなくてあらゆるところで発揮していただかないと、こういう小さな町の職員の少ないところでは実現できないという思いも込めて、この請願については賛成させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

請願第1号 令和7年度地域人権学習事業の継続に関する請願についての採決については、議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算についてと関連することから、採決の順序を変更し、先に採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

請願第1号 令和7年度地域人権学習事業の継続に関する請願について採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第1号の組替え動議、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○4番（瀬角清司君） 動議を提出いたします。

議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算について、組替え動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 賛成者が複数ありますので動議は成立しました。

これより暫時休憩いたします。

（午前11時08分）

○議長（辰巳光則君） 休憩を解き、ただいまより再開いたします。

（午前11時09分）

○議長（辰巳光則君） 本案に対しまして、瀬角清司君外2名からお手元に配付のとおり組替え動議が提出されております。したがいまして、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

瀬角清司議員。

○4番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私からは組替え動議の提案説明をいたします。

議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算の組替えを求める動議について説明させていただきます。

提出理由につきましては、別紙の上段、ヒト組替えを求める理由に、もとい、1、組替えを求める理由に記載のとおり、予算審査特別委員会において関係部局の質疑を受けた結果、各事業の実施を進めるに当たり、住民との協議の機会を設ける必要性や当事者の方々の意見を聞くことの必要性があることなどから、下記2の組替えを求める事業の各事業については再度検討するべきであると考え、組替え動議を求めるものであります。

組替えを求める事業につきましては、1、ローカルスタートアップ事業、歳出予算の企画費委託料1,100万円の減額、2、ティーンズLINK事業、居場所づくり運営支援委託料、歳出予算の児童福祉総務費その他委託料106万3,000円の減額、（3）未来の学校プロジェクト、歳出予算の事務局費、事業費1,922万9,000円の減額、（4）式下中学校における給食費保護者負担金、歳入予算の教育負担、式下中学校給食負担金652万5,000円の減額、（5）地域人権学習事業、歳出予算の社会教育総務費、報償費50万円の減額、その他委託料164万5,000円の増額、このような理由で5つの事業の組替えを求める動議を提出するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま瀬角清司議員の説明が終わりましたので、これより議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算の組替え動議に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算の組替えを求める動議についてを採決します。

本組替え動議に賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

ここで一旦暫時休憩いたします。

(午前11時14分)

○議長(辰巳光則君) 休憩を解き、ただいまより再開いたします。

(午前11時14分)

◎追加議案の上程

○議長(辰巳光則君) 3月4日、森田町長から提出されました議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算について、3月24日撤回したいとの申出があります。

議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算の撤回についてを本日の議事日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算の撤回についてを議事日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第1号の撤回案件の上程、説明、採決

○議長(辰巳光則君) 追加日程第1、議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算の撤回についてを議題とします。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、議案第1号 令和7年度三宅町

一般会計予算についての撤回理由をご説明申し上げます。

去る3月11日、予算審査特別委員会において、令和7年度三宅町一般会計についての採決が全委員非承認という結果から、先ほど本会議において令和7年度三宅町一般会計の組替えを求める動議が提出され、可決されました。私といたしましては、組替えを求める動議が議会の皆様の強い思いからのご決断としても、修正動議としてご選択されなかったことは誠に遺憾です。

特に本予算は、提案説明でも申し上げましたとおり、財源確保を徹底し、3年ぶりに収支均衡を達成した予算編成となったものであり、全ての職員が一丸となって最大限の努力を傾注し、創意工夫した結果であると自負するものでございました。

しかしながら、このような事態となり、このまま行政の思いを一方向的に押し通すことにより、最終的に否決という結果を招き、ひいては住民の皆様にご迷惑をおかけしてしまうことは、いかなる理由があろうとも避けるべきであるとの思いから、今回の動議を尊重し、議案第1号の撤回を請求するものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞご理解の上、ご許可を賜りますようお願い申し上げます。

なお、撤回が本議会においてご許可いただいた後、直ちに組替え動議の内容を検討し、修正を加えた議案を再提出する予定でございますので、議長におきましてはお取り計らいをお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま森田町長の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算の撤回についてを採決します。

本件を許可することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は許可することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時17分）

○議長（辰巳光則君） 休憩を解き、ただいまより再開いたします。

（午前11時34分）

◎追加議案の上程

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

本日の議事日程に追加案件として議案1件を上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1件を追加することに決定しました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論

○議長（辰巳光則君） 追加日程第2、議案第34号 令和7年度三宅町一般会計予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第34号 令和7年度三宅町一般会計予算についてご説明申し上げます。

去る令和7年3月4日に上程いたしました議案第1号 令和7年度三宅町一般会計予算につきましては、本日、予算案の組替え動議が可決された後、議案の撤回請求が許可されたので予算の組替えを行い、新たに予算案を提出するものでございます。

さて、撤回に対する思いについては、先ほど撤回理由と共に申し上げましたが、特に組替え予算の要求を求めておられるローカルスタートアップ事業につきましては、中長期的な視点から、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した3か年計画の事業であることを議会にあらかじめご説明の上、ご承認いただき、附帯決議の内容を真摯に受け止め、この2年間最善を尽くしてまいりました。その結果、客観的事実に基づいた一定の成果を上げ、町内外からも本事業の趣旨等に多くのご賛同を賜り、地元金融機関等からも企業場ふるさと納税制度を通じてご支援いただきました。

また、2030年にヤング・イノベーション・レジデンスとスタートアップの拠点を核とした石見地区における新たなまち開きを間近に控える中、本事業への若年層の関心を高め、起業への機運を醸成するため、第3期教育大綱の取組方針にも即したアントレプレナーシップ教育を今年度より開始したところでございました。しかしながら、今議会におけるご判断によ

り本事業が全面的に執行停止となることで、今後、石見地区における県プロジェクトの進捗等に多少なりとも影響を及ぼす可能性を危惧しております。また、3年計画の事業であったことから、本事業が停止することにより、町全体の中長期的な事業展開が生まれにくくなることも懸念されます。

また、未来の学校プロジェクト事業につきましては、三宅小学校の老朽化に伴い、新しい学校の在り方を模索するためのプロジェクトとして計画したものでございます。来年度よりできるだけ多くの知見を集めるため学校教育の専門家を三宅町に集め、新しい学校の在り方の検討に入ること、ファシリテーターの力を借りてタウンミーティングや住民ワークショップを開催し、その経過をまとめていくこと、先進事例をできるだけ多く集めるため、国内外の視察をできるだけ多くの視点で実施するものでございました。

特に令和4年度より小学校整備基金としての積立てについてもご承認いただいていることから、令和3年3月に公表いたしました三宅町公共施設個別施設計画に基づき、令和11年より三宅小学校の建て替え工事に入ることについて共通理解をいただいているものと認識しており、少なくとも令和7年度からこのプロジェクトは必要不可欠であると考えた上での計画でございました。

また、これまでの準備として、令和5年度には教育大綱を改訂し、子どもたちは未来からの留学生という三宅町の教育テーマを掲げる中、教育フォーラムなどを通じてその思いを発信しており、その中でも教育大綱の改定や教育フォーラムと同様、このプロジェクトにおきましても、地域の大人の方はもとより子供たちや学校の先生方との対話を重ね、新たな対話の場をつくり、住民の皆様の総意で成し遂げたいとの思いで計画したものでございます。

しかしながら、予算審査特別委員会などの場で議員の皆様にご説明を行ったつもりではございましたが、ご理解を得られなかったこと、非常に残念であると同時に私自身の力不足を痛感する思いでございます。

しかし、当初予算案の採決によっては、行政側の思いだけではなく、議員の皆様のお考えを受け止めなければ住民の皆様にご迷惑をかけてしまうことから、改めて予算案を修正し、ご提出させていただくものでございます。

ただし、組替えを求める事業の一つであった地域人権学習授業の予算につきましては、本修正予算では提出しておりません。これは、地域人権学習講座においては、人権教育の目標を達成するために職員自身が基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についても、知的意識を徹底し深化することが重要であり、住民の皆様だけではなく、我々も資質や能力を向

上させる必要があることから、単に他者任せにせず、しっかりと人権教育への取組を自らが責任を持って講座を計画すべきであるとの思いとともに、中学生の学習支援を通して生きるための力を育む教室の予算については、長年議会から見直しのご指摘もある中、本町でもここ数年、子供の居場所づくり施策として力を入れ、伝統ある教室の姿や形を子供や若者の視点に立ち、さらに発展的に見直しをする必要があるとの思いから、要求のあった地域人権学習事業の予算は当初の要求どおりの内容とさせていただいております。

それでは、予算書を基に修正した部分を中心にご説明申し上げます。

歳入よりご説明いたしますので、予算書の30、31ページをご覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金では、7節デジタル田園都市国家構想交付金において、地方創生推進交付金550万円を当初要求より減額するものでございます。

また、同ページの9節新しい地方経済・生活環境創生交付金において第2世代交付金924万1,000円を減額し、1,568万6,000円とするものでございます。

続きまして、48、49ページをご覧ください。

20款諸収入、6項雑入では、7節助成事業助成金において、地域社会振興財団助成金105万6,000円を減額し、165万4,000円とするものでございます。

次に、歳出のご説明をいたします。

58、59ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、4目企画費では、12節委託料において、その他委託料1,100万円を減額し3,157万7,000円とするものでございます。

続いて、82、83ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、12節委託料において、その他委託料106万3,000円を減額し376万5,000円とするものでございます。

続いて、114、115ページをご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、節1報酬において委員報酬10万5,000円の減額。

続いて116、117ページをご覧ください。

8節旅費においては、職員旅費65万5,000円の減額、12節委託料においてその他委託料1,848万4,000円の減額、13節使用料及び賃借料において使用料1万5,000円の減額を合わせ、当初要求より計1,992万9,000円の減額を行うものでございます。

最後に、130、131ページをご覧ください。

14款予備費では、このたびの修正予算における財源調整のため904万2,000円を減額し、予備費3,655万9,000円とするものでございます。

以上が組替えを行った予算案でございます。議員の皆様におかれましては慎重審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。
質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。
討論は終わります。

◎議案第34号の修正動議、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 議長、動議を提出します。

○議長（辰巳光則君） はい、どうぞ。

○6番（渡辺哲久君） 議案第34号 令和7年度三宅町一般会計予算について、修正動議を提出いたします。

○議長（辰巳光則君） 賛成者が複数ありましたので、動議は成立しました。
ここで暫時休憩いたします。

（午前11時43分）

○議長（辰巳光則君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午前11時44分）

○議長（辰巳光則君） 本案に対しましては、渡辺哲久君外2名からお手元に配付のとおり修

正動議が提出されております。したがいまして、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渡辺哲久議員。

○6番（渡辺哲久君） それでは、議案第34号 令和7年度三宅町一般会計予算に対する修正動議について説明させていただきます。

令和7年度地域人権学習事業の継続を求める請願が先ほど採択されました。三宅町にとって人権事業は大切な事業です。途絶えさせてよい事業ではありません。学力保障の教室に来ている子供が一番失うこと、人権学習講座が形骸化することはあってはなりません。もとより、その内容を向上していくために事業の見直しを行っていくことを否定するものではありません。予算委員会での請願の採択においても、多くの皆さんが参加して事業をよりよくするための検討の場をつくって、時間をかけて検討していくことを議会の意見として決議しています。そうした見直しを実質あるものにするために、先ほど採択された一般会計予算案修正案に対して、地域人権学習事業の予算を従前のものに戻して計上する修正案を緊急動議として提出します。

先ほど町長から町長の見解を聞かせていただきましたが、言いたい趣旨はこういうことですので、そこにかみ合って今後の進め方を検討していただけるようにご理解をお願いしたいと思います。

次に、修正内容について説明いたします。

議案の修正案の1ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算について。

10款教育費、5項社会教育費を114万5,000円増額し、10款教育費を3億6,669万円に、5項社会教育費を6,372万4,000円に修正、また14款予備費、1項予備費を114万5,000円減額し、3,541万4,000円に修正するものです。

次に、3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳出については、10款教育費、5項社会教育費、目1社会教育総務費の事務費の節7報償費を50万円減額し、12委託料を164万5,000円増額、また14款予備費、1項予備費、目1予備費において114万5,000円減額し、修正するものであります。町長提案の教育委員会につけた50万ではなくて、前年度あった委託費の形に元に戻すという修正案であります。

このような理由から修正動議を提出するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願い申

し上げます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ただいま渡辺哲久議員の説明が終わりましたので、これより議案第34号、令和7年度三宅町一般会計予算の修正動議に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

久保議員。

○2番（久保憲史君） 議案第34号、三宅町一般会計予算に対する修正動議に対して反対の立場で討論させていただきます。

この修正動議の対象となる地域人権学習事業の予算については、予算審査特別委員会でも説明がありましたが、講座に関する予算は増額を報償費として予算化、教室に関する予算の計上はないものの別の手法も検討するとのことで、子供の居場所づくりも含めて行いたいというものであったと思います。

もちろんこの事業については、様々な方や団体が関わられているため、多少なりとの対話の立場、協議の場を設けることは必要であったかもしれませんが、現状に対する検討や見直しを行わず漫然と事業を継続するべきではなく、これからも住民サービスに変革をもたらすために行政自ら責任を持ち実施することを決して時期尚早ではなく、効果的な展開を決断したことは一定の評価ができるものと考えことから、私はこの修正動議に対し反対をします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

議案第34号 令和7年度三宅町一般会計予算についてを採決します。

まず、本議案に対する渡辺哲久議員外2名から提出された修正案について採決を行います。

本修正案に賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を省く原案について採決を行います。

お諮りします。

修正議決した部分を省く部分について、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、修正議決した部分を省く部分は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第2号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第3号 令和7年度三宅町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第4号 令和7年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第5号 令和7年度三宅町下水道事業会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第6号 令和6年度三宅町一般会計第10回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第7号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第8号 令和6年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第9号 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数です。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第11号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての関連議案2件についてを一括採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号 三宅町表彰条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第16号 三宅町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第17号 三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての関連議案3件を一括して採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第18号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第19号 三宅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第20号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第21号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第22号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての関連議案2件についてを一括して採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第23号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第24号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第25号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第26号 三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第27号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第28号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第30号 三宅町青少年健全育成協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第31号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第32号 工業ゾーン三宅1号線道路改良工事(5期)請負契約の変更の締結についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第33号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第1号 令和6年度三宅町一般会計第9回補正予算の専決処分の承認についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続し調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長(辰巳光則君) 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることとします。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和7年3月三宅町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、組替え動議にて改めて上程いたしました令和7年度三宅町一般会計予算をはじめとする当初予算5件、補正予算3件、条例の改正等22件、計画の変更1件、請負契約の変更1件、規約の変更1件、専決処分の承認と報告、同意案件1件の重要案件について慎重審議いただき、全議案ご可決を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

さて、今議会において、私どもといたしましては、ご議論の上、十分説明を尽くしたつもりではございますが、予算審査特別委員会において令和7年度の一般会計予算が非承認となり、ご理解を得られなかったことは非常に残念でございます。

また、本日、本会議においては組替え動議が提出されことを重く受け止め、ご意見を尊重すべく、一旦修正した予算を上程させていただきご可決賜りましたが、削減となったそれぞれの事業につきましては、今後の方向性も含めて議員皆様に丁寧な説明から改めてご理解をいただけるよう努力してまいりたいと考えています。

したがいまして、令和7年度一般会計当初予算は、三宅ビジョンである「自分らしくハッピーにスモールタウン三宅町」を実現するための予算として、昨年度より1億5,225万円少ない45億775万円の計上となりました。

新年度も、「対話」、「挑戦」、「失敗」の3つのバリューの下、積極的に各事業を展開してまいりたいと考えています。もちろん一般質問はもとより、予算審査特別委員会、各常

任委員会にてご審議いただいた課題等につきましては、真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいります。

また、副町長の人事案につきましては、貴重なご意見も賜りご同意いただきましたこと、この場をお借りし、感謝申し上げます。今後ご就任いただく吉弘氏と共に、まちづくりへの取組はもとより、様々な行政課題への解決に向け、共に全力を尽くす所存でございます。

さて、今年度、町制50周年という記念すべき年を迎える中、先週22日、交流まちづくりセンターM i i M oにおいて記念式典を開催いたしました。式典では、本町の発展を陰でお支えていただいておりますボランティア活動されている個人や団体に対し、感謝の意を表するとともに、辰巳議長のご尽力も賜り、本町の出身者で現在も野球界でご活躍されている駒田徳広氏を迎え、記念のご講演をいただきました。また、多数のご来賓や住民の皆様とともに議員の皆様にもご参加いただき、小規模ながら心のこもった式典となりました。私としましては、これからも本町のさらなる発展のために鋭意努力していくこと、この50周年を契機とし改めて決意するものであり、議員皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、朝夕肌寒い日もございますが、少しずつ日増しに暖かさを感じ、春の訪れを感じる季節となりました。

議員皆様におかれましては、新年度にかけて公私何かとお忙しい時期とは存じますが、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げ、令和7年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君） 以上で、令和7年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただきありがとうございました。

（午後 0時09分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員